

第 22 回高知県子ども・子育て支援会議 および
令和 7 年度高知県こども計画推進会議

日 時：令和 8 年 3 月 23 日（月）14:00～

場 所：保健衛生総合庁舎 1 階 大会議室

<議事次第>

1 開会

挨拶 -高知県こども計画の推進体制について-

2 議事

<高知県子ども・子育て支援会議>

（１）第 2 期高知県子ども・子育て支援事業支援計画の総括について

（２）令和 7 年度の進捗状況等について

<高知県こども計画推進会議>

（３）高知県こども計画（全体）の進捗状況について

（４）意見交換

3 閉会

<資料一覧>

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ・第 2 節 幼児期の学校教育・保育の充実 | 【資料 1－1～4】 |
| ・第 3 節 地域における子育て支援 | 【資料 2－1～13】 |
| ・第 1 節 高知版ネウボラの推進 | 【資料 3－1～3】 |
| ・第 4 節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 | 【資料 4－1～6】 |
| ・第 5 節 仕事と家庭生活の両立支援 | 【資料 5－1～3】 |
| ・第 6 節 ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援 | 【資料 6（参考配布）】 |
| ・令和 7 年度の進捗状況等について | 【資料 7－1～3、別添資料 1～3、参考資料 1～2】 |
| ・高知県こども計画の推進体制について | 【資料 8】 |
| ・高知県こども計画の主な取組等について | 【資料 9（当日配布）】 |

<参考資料>

- ・配席図、委員名簿（当日配布）
- ・高知県子ども・子育て会議設置条例
- ・高知県こども計画推進会議設置要綱

改正

令和4年10月21日条例第43号

高知県子ども・子育て支援会議設置条例をここに公布する。

高知県子ども・子育て支援会議設置条例

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。第3条において「法」という。）第72条第4項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として高知県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置するとともに、同条第5項において準用する同条第3項の規定により支援会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則 (令和4年10月21日条例第43号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県こども計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策及び同法第10条第1項に規定する都道府県こども計画に関する事項を調査審議する機関として、高知県こども計画推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) こども計画の変更に関すること。
- (2) こども計画に基づく施策の進捗管理に関すること。
- (3) こども・若者からの意見聴取の取組方法に関すること。
- (4) その他こども計画に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、高知県子ども・子育て支援会議設置条例第3条に基づき知事から委嘱された者をもって充てる。

- 2 会議の会長は、高知県子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の会長が務める。
- 3 会議に、専門的な観点から助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第4条 会長が必要と認めるときは、支援会議と別に単独で会議を招集する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営にかかる事項は高知県子ども・子育て支援会議設置条例によるものとする。

附則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

(1) 第2期高知県子ども・子育て 支援事業支援計画の総括について

第2節 幼児期の学校教育・ 保育の充実

資料1－1～4

1 教育・保育施設の需給の状況

- ・ 就学前児童の保育所・幼稚園等への入所率は、R6.4.1時点で83.6%となっている。
- ・ 年度途中の特に低年齢の入所ニーズに応じていく必要がある。

	R 2 計画		R 2 実績		R 3 計画		R 3 実績		R 4 計画値		R 4 実績		R 5 計画値		R 5 実績		R 6 計画値		R 6 実績	
	量の 見込み	確保 方策	ニーズ 量	確保 方策	量の 見込み	確保 方策	ニーズ 量	確保 方策	量の 見込み	確保 方策	ニーズ 量	確保 方策	量の 見込み	確保 方策	ニーズ 量	確保 方策	量の 見込み	確保 方策	ニーズ 量	確保 方策
1号認定	2,133	3,414	2,110	3,977	2,083	3,383	1,913	3,149	1,987	3,232	1,670	2,818	1,955	3,186	1,442	2,722	1,923	3,083	1,202	2,386
2号認定	12,329	14,558	12,504	14,684	12,118	14,674	12,461	14,246	11,778	14,744	12,154	14,183	11,681	14,826	11,999	14,136	11,406	14,938	11,447	13,802
3号認定 (1・2歳児)	7,500	8,108	7,434	8,268	7,346	8,129	7,134	8,010	7,314	8,161	6,795	7,930	7,140	8,170	6,643	7,831	6,963	8,168	6,467	7,681
3号認定 (0歳児)	2,007	2,116	1,001	2,126	1,961	2,155	828	2,144	1,942	2,185	891	2,131	1,894	2,187	839	2,095	1,845	2,187	729	2,041

2 認定こども園の推移

類型別	R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度	
	計画	4/1時点	計画	4/1時点	計画	4/1時点	計画	4/1時点	計画	4/1時点
幼保連携型認定こども園	15	15	18	17	19	18	19	18	19	20
幼稚園型認定こども園	12	12	13	13	13	14	13	18	13	18
保育所型認定こども園	6	6	5	5	5	5	5	6	6	6
地方裁量型認定こども園	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	35	35	38	37	39	39	39	44	40	46

- ・ 認定こども園の設置については、計画通りに進んでいる。
- ・ 保護者の就労等の状況によらず、また、教育・保育のニーズに柔軟に対応できる認定こども園の設置を引き続き推進していく。

3 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の人材確保と資質の向上

■特定教育・保育施設における保育教諭・保育士・幼稚園教諭の必要数と配置数

・ 保育士はほぼ計画どおりの配置数となっているが、保育教諭と幼稚園教諭は必要数を下回っている。

	R2年度 必要数	R2年度 配置数	R3年度 必要数	R3年度 配置数	R4年度 必要数	R4年度 配置数	R5年度 必要数	R5年度 配置数	R6年度 必要数	R6年度 配置数
保育教諭	391	294	417	332	459	341	456	359	453	380
保育士	4,108	4,101	4,081	4,063	4,072	4,029	4,061	4,041	4,054	3,948
幼稚園 教諭	370	318	364	356	357	313	357	305	346	315
計	4,869	4,713	4,862	4,751	4,888	4,683	4,874	4,705	4,853	4,643

■教育センターが実施するステージ別研修の参加率

・ 保育者のキャリアステージ別研修への参加率は年々上昇している。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
所長・ 園長研修	69.0%	75.1%	81.4%	85.4%	80.0%
主任・ 教頭研修	74.5%	75.8%	82.1%	86.8%	82.3%
基礎研修	50.0%	47.0%	41.8%	41.8%	60.5%

保育所・幼稚園等の施設の状況

		R2年度 (R2.4.1)	R3年度 (R3.4.1)	R4年度 (R4.4.1)	R5年度 (R5.4.1)	R6年度(R6.4.1)			R7年度(R7.4.1)			差	
		計	計	計	計	計②	国公立	私立	計①	国公立	私立	①-②	備考
(1) 保育所 (a)		235	231	227	224	220	114	106	214	110	104	▲ 6	廃止 ³ 休止 ³
(2) 幼稚園	施設型給付	31	32	31	31	29	7	22	28	5	23	▲ 1	新制度へ 移行 ¹ 廃止 ²
	新制度に移行しない	3	2	2	2	2	1	1	1	1	0	▲ 1	新制度へ 移行 ¹
	計 (b)	34	34	33	33	31	8	23	29	6	23	▲ 2	
(3) 認定こども園	幼保連携型 (c)	15	17	18	18	20	11	9	21	12	9	1	新設 ¹
	幼稚園型 ※	12	13	14	18	18	0	18	18	0	18	0	
	保育所型 ※	6	5	5	6	6	0	6	6	0	6	0	
	地方裁量型 (d)	2	2	2	2	2	0	2	3	0	3	1	新設 ¹
	計	35	37	39	44	46	11	35	48	12	36	2	
(4) 地域型保育事業所	小規模保育A型	16	17	16	16	16	4	12	16	4	12	0	
	小規模保育B型	8	8	8	8	8	0	8	8	0	8	0	
	小規模保育C型	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業所内保育	8	7	7	6	6	2	4	6	2	4	0	
	家庭的保育	1	2	2	2	2	0	2	2	0	2	0	
	計 (e)	34	34	33	32	32	6	26	32	6	26	0	
合 計 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)		320	318	313	309	305	139	166	299	134	165	▲ 6	

※(1) 保育所・(2) 幼稚園の欄でも計上

【内訳】

(1) 保育所

新設	なし
廃止	うらど龍馬保育園(高知市) 野市東保育所(香南市) 長者保育所(仁淀川町)
休止	春野仁西保育園(高知市) 赤野保育所(安芸市) 中筋保育所(四万十市)

(3) 認定こども園

新設	【幼保連携型】 野市東こども園(香南市) 【地方裁量型】 わらべ館 香南(香南市)
廃止	なし

(2) 幼稚園

新設	なし
廃止	かがみ幼稚園(高知市) 野市東幼稚園(香南市)
新制度へ移行	高知幼稚園(高知市)

1. 教育・保育のさらなる充実への支援

県内のどこにいても質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、国内研修(下記)をはじめ、県内の各園の「学び」を支援する

乳幼児期の子どもは、夢中になって遊ぶ中で様々な体験を重ね、資質・能力が育まれていく

遊びは幼児期にふさわしい学び

幼児期は、遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に、様々な対象と直接かかわりながら、総合的に学んでいく。
遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、また、友達と共有したり、協力したりして、様々なことを学ぶ。

※様々な角度、素材で試す ※転がり方(摩擦・回転など)に関する発見

※友達とかわる ※互いに観察する

※順番にする ※アイデアを出し合う

※意見の対立と葛藤 ※友だちに説明する

※片付けをする ※友だちに話す



各園では、「遊びを通した総合的な指導」をより深めるため、**保育を公開し、互いの保育を見合って協議する「国内研修」**を通じて学びを積み重ねている



教育・保育の質を高めていくために大切なこと
1位 国内研修の充実 88.9% (96/108園)
1.1%
※R6年度 幼保支援課アンケート結果
(公開保育と協議を行うことで改めて気付く、保育実践を職員全体で語り合うことが向上につながる。自由記述より)

＜教育・保育の質の向上に関する国内研修(外部から講師を招聘して行うもの)を実施している園の割合＞
※R4新設指標

R2	R3	R4	R5	R6
		56.4%	58.8%	58.4%

＜高知県教育・保育の質向上ガイドライン」等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合＞

R2	R3	R4	R5	R6
74.2%	73.7%	80.0%	79.4%	89.8%

2. 保幼小の円滑な連携・接続の推進

保育所・幼稚園等と小学校とが、子どもをまんやかにして互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させる取組(モデル校区の取組)を県内全域に普及する

幼児期 (学びの芽生えの時期) **架け橋期 (年長児～小1の2年間)** **児童期 (自覚的な学びへと発展する時期)**

子どものこれまでの経験による**学びを途切れさせないように**、相互の教育について、共通理解し、**架け橋期の教育を双方で充実させることが必要**

どうすれば、学びをつなげられる？

遊びの様子「幼虫を育てよう」4・5歳児5月

「生き物となかよし」1年生10月

幼児教育
「遊び」による総合的な指導

小学校教育
教科等の学習を中心とした指導



＜保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合＞
※R6新設指標

R2	R3	R4	R5	R6
				70.3%

3. 保育者の親育ち支援力の向上・保護者の子育て力向上のための支援の充実

核家族化や少子高齢化の影響で、子どもへの接し方が分からなかったり、子育てに不安や悩みを抱えたりする保護者に向けて、保育所・幼稚園等の協力を得ながら広く支援を届ける



園児の保護者を対象にしたワークショップ(「子どもの見方を変えてみよう」)の様子



県内の保育所・幼稚園・認定こども園の保育者が保育技術を「子育てに役立つコツ」として解説する動画(R5.2～)や親子での遊びを紹介する動画、生活リズムに関する動画など、さまざまなチャンネルで配信中



＜親育ち支援に関する国内研修の計画を作成している園の割合＞

R2	R3	R4	R5	R6
48.5%	56.1%	69.8%	77.3%	83.0%

＜夜10時までに寝る幼児(3歳児)の割合＞

R2	R3	R4	R5	R6
95.1%	95.5%	93.7%	93.4%	94.4%

令和2年度～令和6年度の取組

保育士等人材確保事業委託料

保育士・保育所支援センター（福祉人材センター内に設置）にコーディネーター（R6～1名→2名）を配置し、就労支援と離職防止の取組を実施

- 潜在保育士や指定保育士養成施設の学生を対象とした就労支援
 - ・就職希望者への相談援助、施設見学等の伴走支援
 - ・ハローワーク及び量販店での出張相談会
 - ・県外保育士養成校へのアプローチ
 - ・潜在保育士及び養成施設学生を対象とした「保育のお仕事フェア」（就職相談会）の開催（R6～）
- 保育士等の職場定着のための支援
 - ・保育所等の経営者層を対象とした業務改善研修
 - ・保育所等の巡回による相談支援
- 保育士・保育職場の魅力発信
 - ・高校生及び養成施設学生に向けた保育の魅力を伝える出前授業
 - ・SNS等を活用した広報（福祉人材センターの周知等）、ふくし就職フェアへの参加
 - ・高校生に向けた魅力発信：保育施設バスツアー（R6～）

＜マッチングにより就職した保育士等の件数＞ ※R6は就職相談会の参加者が出展施設へ就職した件数29件を含む

R2	R3	R4	R5	R6
38件	31件	30件	33件	53件

保育士修学資金等貸付事業費補助金

保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付

保育補助者配置事業費補助金

保育士の補助を行う保育補助者及び保育支援者の雇上げに必要な費用等を補助

産休等代替職員雇用事業費補助金

保育士等が産休等を取得する際の代替職員の雇用に要する経費を補助

子育て支援員等研修委託料

保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」を養成するための研修を実施

事務負担軽減のための支援の充実

私立保育所等の施設型給付に係る処遇改善等加算の認定申請等に対する助言・支援を充実させ、保育所等での事務負担を軽減

親育ち支援啓発事業

園内研修支援において「保育職場の人間関係づくり」など業務改善の観点からのメニューを設定（R6～）

現状

◎本県の就学前こども数の減少幅と比較し、県内の保育士等の減少数は、小幅に推移

＜就学前こども数及び保育士数＞

	R2	R7	差引
就学前こども数 (0～5歳児)	28,331人	22,122人	△6,209
保育士数 (保育教諭含む)	4,395人	4,295人	△100人

※特定教育・保育施設等運営状況調査
(各年度4月1日時点。保育士数は常勤・非常勤の計)

◎令和8年度から本格実施となる「こども誰でも通園制度」への対応等、引き続き保育士等の確保が必要な状況

＜こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）＞ (R5～R6) 試行的事業

⇒(R7) 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）

⇒(R8) 法律に基づく新たな給付制度として
全自治体で実施

＜配置基準改善＞

(R6.4～) 4・5歳児30:1→25:1、3歳児20:1→15:1
(R7.4～) 1歳児配置改善加算の新設（6:1→5:1）

＜待機児童数＞

R7.4.1時点 10人
(R6:5人、R5:6人、R4:4人)

R7.1.1時点 47人
(R6:75人、R5:125人、R4:95人)

※保育所等利用待機児童数調査

→育休からの復帰など年度途中の入所希望に対して、
保育士確保が課題となり速やかな受入れに至らないケースがある

課題

○県内指定保育士養成施設（4施設）の入学
者数減少

・R2:160人→R7:127人（△33人）
※指定保育士養成施設業務報告書

○働きやすい職場づくり

- ・処遇改善等加算に係る事務など書類作成
業務の負担が大きい
- ・風通しの良さは不適切な保育予防の観点
からも非常に重要
(関係団体等)

○保育所等内におけるハラスメント事案の発
生を受け、複数の市町村から対策を求める
声あり

○R6年度に保育士・保育所支援センターの
コーディネーターを1名増員し、新規事業
を開始（就職フェア、高校生体験バスツ
アー、各種交流会等）

・マッチング件数

R5:33件 → R6:24件

・就職フェア出展施設への就職件数:29件

→マッチング件数は減少したが、事業の効
果は確認



第3節 地域における子育て支援

資料2－1～13

事業の概要

こども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

○各市町村の子育て支援の相談窓口の機能強化を図る。

○地域の子育て支援のニーズや利用状況に応じて事業実施に向けた検討を促す。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
母子保健型の設置	19市町村	全市町村 (高知市については複数設置)

第2期計画策定時における課題

※令和元年度末実施状況

基本型・特定型:それぞれ1市

母子保健型:19市町村20か所

◆基本型・特定型

- ・新たに専任職員を1名確保して事業化することが難しい。

◆母子保健型

- ・全ての妊産婦を対象とするポピュレーションアプローチによるメンタルヘルス対策や産後ケア事業の拡充が課題。
- ・父親を含めた家族への支援の充実が課題。

取組の結果（R7年3月末現在）

◆基本型・特定型の実施

○実施状況:基本型4か所
(南国市、香南市、四万十市(2か所))
特定型1か所(高知市)

○子育て支援員専門研修(利用者支援事業)修了者
(基本型・特定型)7名
(基本型)9名

◆母子保健型(子育て世代包括支援センター)の設置

○R4に全市町村37か所(高知市4か所)に設置

○会議や研修会を開催し、子育て世代包括支援センターの機能強化や母子保健コーディネーター等の資質向上を図った。

○R6から「子ども家庭総合支援拠点」と統合した「子ども家庭センター」の設置促進を実施:8市町村が移行

◆こども家庭センター型(こども家庭センター)の設置(R6年度～)

○設置状況:8市町

○設置運営にかかる経費への補助:
16市町村(うち経過措置11市町村)

○市町村の取組に対する支援

- ・市町村母子保健等担当者会
(4/26、32市町村89名)
- ・母子保健・児童福祉市町村合同ヒアリングの実施
(7/30～11/1、全市町村)
- ・子どもの虐待防止推進セミナー
(8/20、23市町村ほか86名)
- ・統括支援員実務研修・こども家庭センターに関する研修会(1/24、19市町村、中芸広域連合 44名)

第2期計画総括

【基本型・特定型】

- ・令和4年度に香南市、四万十市での実施が開始し、令和5年度の専門研修修了者が2市合わせて5名増加した。さらに、四万十市は実施場所が1カ所から2カ所に増加となり、相談体制が充実した。

【母子保健型】

- ・R4に全市町村に子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制が構築された。
- ・今後も引き続き、「こども家庭センター」の設置促進や取組支援等により、包括的な支援体制の充実強化を図っていく必要あり。

【こども家庭センター型】

- ・こども家庭センターの設置は一定進みつつあるものの、未設置の市町村においては体制の整理や職員の育成などの課題があることから、設置に向けた助言等を継続する必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

【こども家庭センター型】

- ・統括支援員など市町村職員等を対象とした研修の実施や先行事例の共有などを通じて、市町村の取組を支援します。

【基本型・特定型】

- ・事業実施にかかる経費への支援等により市町村の取り組みを推進するほか、人材育成、人材確保を支援します。
- ・各市町村の子育て相談窓口などの利用者支援の質の向上を目指すとともに、子育て相談対応の機能強化を図るため、研修等により制度の周知や好事例の横展開などを実施します。

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

第2期計画(R2年度～R6年度)目標

拠点の機能強化を図るとともに、身近な地域での子育て支援の場を拡充する。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
地域子育て支援拠点の設置か所数	24市町村 1広域連合 48か所	25市町村 1広域連合 52か所

第2期計画策定時における課題

- ※令和元年度末状況
- 設置:24市町村1広域連合 48か所
- ・地域子育て支援拠点(国基準を満たさない拠点を含む)では、関係機関との連携体制を構築し、妊娠期からの支援や父親の育児参画を促す取組が必要。
 - ・地域子育て支援拠点を利用していない子育て家庭への支援などニーズに応じた取組が必要。

取組の結果(R7年3月末現在)

- ◆地域子育て支援センターの設置
- 設置状況:25市町村1広域連合 50か所(うち休止中2か所)
- ・国交付金を活用した支援(21か所(15市町村))
 - (重層的支援体制整備事業交付金活用:23か所(7市町))
 - ・国基準に満たない小規模な拠点を支援(3か所(2町1広域連合))
 - ・利用者数:(R1)136,039人 → (R6)176,854人
 - ・相談件数:(R1) 8,178件 → (R6)22,304件
- ◆妊娠期からの利用や両親の育児参画を推進する取組
- ・国交付金や県独自の交付金による取り組み支援
 - ・子育て応援アプリやSNS(るんだぐらむ)による妊婦や父親の利用を促進する情報発信の実施
 - ・妊婦利用がある地域子育て支援センターの割合:(R1)62.5% → (R6)77.6%
 - ・妊婦利用者数(延べ):(R1)205人 → (R6)292人
 - ・父親利用者数(延べ):(R2)3,646人 → (R6)6,729人 ※集計R2～
- ◆拠点職員等の資質向上のための研修等の実施
- ・子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業)による子育て支援員認定者:(R1)386名 → (R6)642名
 - ・毎年実施する子育て支援員現任者研修や施設長研修、機能強化アドバイザーの派遣による研修会の実施及び拠点のコンサルテーションの実施により、地域の実情やニーズに応じた子育て支援の担い手を養成。子どもが健やかに成長できる環境や体制の確保につながっている。
- ◆住民主体の子育て支援サービスの充実
- ・地域子育て支援センターにおけるピアサポーターや地域ボランティアによる子育て支援実施箇所数:(R4)16箇所 → (R6)33箇所 ※集計R4～
 - ・子育てピアサポーターや地域ボランティアの活動人数(延べ):(R4)485人 → (R6)1,253人 ※集計R4～
- ◆アプリを活用したプッシュ型の情報発信
- ・子育て応援アプリを活用し、市町村や地域子育て支援センター等から地域の子育て家庭にプッシュ型の子育て支援情報を発信
 - ・アプリダウンロード件数:40,697件(R6)

第2期計画総括

- ・各市町村の地域子育て支援センターへの相談件数は年々増加しており、身近な相談機関として地域で不安に寄り添う体制が一定提供できている。
- ・父親や妊娠期からの地域子育て支援センターの利用促進が必要。
- ・母子保健担当部署等との更なる連携強化が必要。
- ・土日に利用できる行政サービスが少ないなど父親が育児支援を受けられる機会が少ない。

R7年度～11年度取組の方向性

- ◆子育て支援員研修により拠点職員等の人材育成、人材確保を支援します。
- ◆保育所やあったかふれあいセンター、子育てサークル等と連携し、地域資源を活用した身近な地域での子育ての場の拡充の取組を支援します。
- ◆妊娠期からの利用や父親の育児参画を促す取組を推進する市町村を支援します。
- ◆拠点職員等の資質向上のため研修や情報交換会等を実施します。
- ◆妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の構築に向け、関係機関との連携を図ります。

事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b検査計測、c保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23週、24週～35週、36週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要な応じた医学的な検査等を実施しています。

第2期計画(R2年度～R6年度)目標

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦の増加と未受診のまま出産に至る方の減少を図る。

第2期計画策定時における課題

妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方がいることが課題。

※妊娠満20週以降に妊娠の届出をした方：
H30年度 65人(分娩後2人)

取組の結果(R7年3月末現在)

◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発

○妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発

- ・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布(市町村)
- ・「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布(医療機関・市町村)

○思春期からの意識の啓発

- ・思春期ハンドブック配布(高等学校等)

◆本県独自の検査項目追加による早産防止を目的とした医学的管理の徹底

- ・早産防止対策評価検討会の開催
- ・妊娠初期の腔分泌物の細菌検査
県内全市町村で実施
- ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
県内全市町村で実施

◆母子保健事業従事者の資質の向上

- ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

第2期計画総括

- ・母子健康手帳別冊等の作成・配布により、妊婦の主体的な母体管理意識の定着を図った。
- ・思春期ハンドブックの配布により、思春期からのライフプランづくりの促進を図った。
- ・妊娠11週以内の妊娠届出数は、全妊娠届出数のうちR5:94.3%(全国94.5%)と、全国水準並みで推移できている。
- ・若い世代に、性や対妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促す「プレコンセプションケア」を推進する必要がある。
- ・引き続き早産防止対策評価検討会を行い、さらなる早産防止対策の徹底を図ることが必要。

R7年度～11年度の実施の方向性

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
 - ・妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
 - ・思春期からの意識の啓発
- ◆本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
 - ・妊娠初期の腔分泌物の細菌検査
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
- ◆母子保健事業従事者の資質の向上に取り組みます。
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

事業の概要

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

(支援内容)

- ・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者を育成する。

第2期計画策定時における課題

※令和元年度末状況
全市町村で実施されている。
(H30年度補助金交付:20市町村)

・訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要がある。

取組の結果（R7年3月末現在）

実施状況(R6年度末時点):全市町村
※補助金未交付自治体含む

◆事業を実施する市町村に対する財政的支援

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付(R2:20市町村、R3:20市町村、R4:20市町村、R5:18市町村、R6:17市町村)
- ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村:17町村(R6年度末時点)

◆市町村職員等を対象とした研修等の実施

- R2年度:計19回、延べ513名参加
 - ・基礎研修(第1回～第3回):160名
 - ・課長・係長会(第1回、第2回):107名
 - ・新任係長研修(2回):9名
 - ・管理職研修(第1回、第2回):56名
 - ・要対協調整担当者意見交換会:24名
 - ・定例支援会議の見学研修:50名
 - ・中堅研修(第1回～第3回):72名
 - ・フォローアップ研修:16名
- ※要保護児童対策調整機関調整担当専門職法定研修(基礎研修、中堅研修、管理職研修と兼ねて実施):13名
- ※児童相談所での実地研修:延べ6名
- R3年度:計7回、延べ265名参加
 - ・基礎研修(第1回～第3回):140名
 - ・管理職等(幹部職員)会:32名
 - ・応用研修(第1回～第3回):93名
- R4年度～R6年度:延べ1,535名参加
 - ・市町村研修(第1回～第6回)
 - R4:257名、R5:410名、R6:397名
 - ・管理職研修(幹部職員会)
 - R4:49名、R5:44名、R6:36名
 - ・子どもの虐待防止推進セミナー
 - R4:54名、R5:96名、R6:86名
 - ・市町村合同研修
 - R4:46名、R5:36名、R6:24名

第2期計画総括

- ・全市町村において継続した取組がなされた。
- ・家庭の状況を適切に把握し、早期に養育環境を改善できるよう、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(家庭訪問の内容)

- ・妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- ・出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることでできる訪問者を育成する。

第2期計画策定時における課題

※全市町村で実施されている。
(H30年度補助金交付:16市町村)

・個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要がある。

取組の結果（R7年3月末現在）

実施状況(R6年度末時点):21市町村
※補助金未交付自治体含む

◆事業を実施する市町村に対する財政的支援

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付(R2:17市町、R3:16市町、R4:16市町、R5:17市町、R6:16市町)

◆市町村職員等を対象とした研修等の実施

○R2年度:計19回、延べ513名参加

- ・基礎研修(第1回～第3回):160名
- ・課長・係長会(第1回、第2回):107名
- ・新任係長研修(2回):9名
- ・管理職研修(第1回、第2回):56名
- ・要対協調整担当者意見交換会:24名
- ・定例支援会議の見学研修:50名
- ・中堅研修(第1回～第3回):72名
- ・フォローアップ研修:16名

※要保護児童対策調整機関調整担当専門職法定研修(基礎研修、中堅研修、管理職研修と兼ねて実施):13名

※児童相談所での実地研修:延べ6名

○R3年度:計7回、延べ265名参加

- ・基礎研修(第1回～第3回):140名
- ・管理職等(幹部職員)会:32名
- ・応用研修(第1回～第3回):93名

○R4年度～R6年度:延べ1,535名参加

- ・市町村研修(第1回～第6回)
R4:257名、R5:410名、R6:397名
- ・管理職研修(幹部職員会)
R4:49名、R5:44名、R6:36名
- ・子どもの虐待防止推進セミナー
R4:54名、R5:96名、R6:86名
- ・市町村合同研修
R4:46名、R5:36名、R6:24名

第2期計画総括

・事業実施市町村において、継続した取組がなされた。

・家庭の状況を適切に把握し、早期に養育環境を改善できるよう、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。

・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげる事業です。

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を図る。

第2期計画策定時における課題

- ※令和元年度末状況
「要保護児童対策地域協議会」を全市町村で設置済
- ・市町村職員が調整業務を専任で担うことが難しい。
- ・個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であり、人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要がある。

取組の結果（R7年3月末現在）

要保護児童対策地域協議会の設置状況（R6年度末時点）：全市町村

◆要保護児童地域対策協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政的支援

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付
（R2：4市町、R3：5市町、R4：4市町、R5：4市町、R6：6市町）

◆市町村職員等を対象とした研修等の実施

- R2年度：計19回、延べ513名参加
 - ・基礎研修（第1回～第3回）：160名
 - ・課長・係長会（第1回、第2回）：107名
 - ・新任係長研修（2回）：9名
 - ・管理職研修（第1回、第2回）：56名
 - ・要対協調担担当者意見交換会：24名
 - ・定例支援会議の見学研修：50名
 - ・中堅研修（第1回～第3回）：72名
 - ・フォローアップ研修：16名
 - ※要保護児童対策調整機関調整担当専門職法定研修（基礎研修、中堅研修、管理職研修と兼ねて実施）：13名
 - ※児童相談所での実地研修：延べ6名
- R3年度：計7回、延べ265名参加
 - ・基礎研修（第1回～第3回）：140名
 - ・管理職等（幹部職員）会：32名
 - ・応用研修（第1回～第3回）：93名
- R4年度～R6年度：延べ1,535名参加
 - ・市町村研修（第1回～第6回）
R4：257名、R5：410名、R6：397名
 - ・管理職研修（幹部職員会）
R4：49名、R5：44名、R6：36名
 - ・子どもの虐待防止推進セミナー
R4：54名、R5：96名、R6：86名
 - ・市町村合同研修
R4：46名、R5：36名、R6：24名

第2期計画総括

- ・全市町村において、要保護児童対策地域協議会の設置運営がなされ、関係機関が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向けた体制が整っている。
- ・地域ネットワークが適切に機能するよう調整事務を担う市町村職員の基本的な業務スキルや専門性の向上を継続して図る必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

- ・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ・児童福祉司任用前講習会の開催、児童相談所による市町村職員等を対象とした研修の実施や助言、要保護児童対策地域協議会への参画を行うことにより、市町村の取組を支援します。

事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○短期入所生活援助(ショートステイ)事業
保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う。

○夜間養護等(トワイライトステイ)事業
保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等、その他の緊急の場合に児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる(宿泊可)

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

全市町村で、必要に応じて利用できる体制を実現する。

第2期計画策定時における課題

※令和元年度末状況

- ◆ショートステイ事業:27市町村
(H30年度補助金交付:21市町村)
- ◆トワイライトステイ事業:1市

・一時預かり事業などの実施状況や各市町村におけるニーズ量なども踏まえて、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要がある。

取組の結果（R7年3月末現在）

実施状況(R6年度末時点):
ショートステイ 計画20市町村、実績10市町
トワイライトステイ 計画2市町、実績なし

◆市町村に対する財政的支援
・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付
(R2:7市町、R3:4市町、R4:11市町、R5:12市町、R6:9市町)

◆受け入れが可能な施設等の状況
(H30年度末時点)
・乳児院:1施設(高知市)
・児童養護施設:8施設
(高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町)
・母子生活支援施設:2施設(高知市・安芸市)
・ファミリーホーム:3施設(高知市・四万十市・本山町)

(R6年度末時点)
・乳児院:1施設(高知市)
・児童養護施設:8施設
(高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町)
・母子生活支援施設:2施設(高知市・安芸市)
・ファミリーホーム:5施設
(高知市・安芸市・四万十市・香美市)
・里親:57組

◆事業未実施の市町村への働きかけ
・事業未実施の市町村に対し、市町村訪問等により事業実施に向けた働きかけ

第2期計画総括

・制度改正もあり、受入先として里親の確保が進んだ。
・一方、施設においては小規模化等により受入れが難しくなっており、事業実施は10市町となった。地域の実情に応じて事業が実施されるよう継続した支援が必要である。

R7年度～11年度取組の方向性

・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援します。

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業(会員数20人以上)】

- ・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ・相互援助活動の調整等(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)
- ・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり
- ・習い事への送迎等

第2期計画(R2年度～R6年度)目標

○事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行うとともに、特に提供会員の確保に向けた取組を支援する。

○広域利用や、病児・病後児の預かり等に取り組んでもらうための支援を行い、援助活動の充実に取り組む。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
提供会員	784人 (令和2年1月末)	1,000人以上

第2期計画策定時における課題

※10か所で実施(令和元年度末)

- ・ニーズが顕在化しておらず市町村において事業の実施に踏み切れない状況。
- ・実施市町村におけるファミサポの認知度が決して高くなく、さらなる周知が必要。
- ・提供会員側に、預かりに対する不安感が先行している。
- ・子どもが病気になった時の支援を求める保護者や居住地以外の利用を望む声があるなど、事業の充実が求められる。

取組の結果(R7年3月末現在)

実施状況:(R1)県内10市町 → (R6)15市町
(高知市・室戸市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・いの町・仁淀川町・佐川町・四万十町・大月町)

うち、病児・緊急対応強化事業実施:(R1)1市町 → (R6)3市町(四万十市・土佐清水市・仁淀川町)

◆会員の増加に向けた取組
提供会員数: (R1)797人 → (R6)1,125人

◆市町村が実施する講習会の運営等への財政的支援
・国の交付金に加えて、本県独自の取組加算により運営を支援(16市町)※R7開設の中土佐町への開設支援含む

◆会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施
・県の広報媒体による広報の実施(インスタグラム、ラジオ等)
・啓発リーフレットの配布
・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施
子育て支援員研修(ファミリー・サポート・センター事業)
認定者数: (R1)103人 → 214人
・若い世代に広く浸透しているSNSを活用し、市町村の子育て支援の取組(ファミリー・サポート・センター等)を動画で発信するデジタルプロモーションの実施(R4～R5)
・県内最大級の子育てイベント(すこやかwinter)への出展による提供会員啓発活動の実施

第2期計画総括

- ・提供会員の全体数は増加傾向ではあるが、小規模自治体等その確保が困難な自治体もあり、会員確保につながる支援が必要。
- ・国の補助要綱に満たない小規模なセンターへの支援策、県独自の支援により、県内における実施市町村数は着実に増加した。引き続き、未設置の小規模自治体の開設支援が必要。

R7年度～11年度の取組の方向性

- ◆子育て支援員研修により提供会員やアドバイザーの人材育成、人材確保を支援します。
- ◆ファミリー・サポート・センター事業の活動状況や取組方法などについて理解を深めることにより、支援の拡大や充実に繋げていきます。
また、実施市町村の活動を広報することにより、会員の増加につなげるような機会を捉え周知を行っていきます。
 - ・SNSによる効果的な広報の実施
 - ・子育てイベントでの広報、啓発リーフレットの作成・配布
 - ・関係各課の広報誌等への掲載
- ◆提供会員の資質向上に向け情報交換会等を実施します。
- ◆援助技術の向上を図るための登録会員向けの講習会の運営に対して、財政的支援を継続して行います。
- ◆未設置自治体に対して、他県を含めた他自治体の事例の提供等、開設に向けた支援を行います。

事業の概要

家庭で保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

- ①一般型：保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業
- ②余裕活用型：保育所や認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業
- ③幼稚園型：幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）
- ④訪問型：児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

第2期計画（R2年度～R6年度）目指

○保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設を利用していない保護者にとっては必要な事業ですが、市町村によっては未就園児家庭が少ない状況もみられるため、市町村のニーズに応じて事業実施を支援する。

○幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を支援する。

○休日・祝祭日に実施する施設についてもニーズに応じて増やしていく。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
実施か所数	24市町村102か所	26市町村110か所

取組の結果（R7年3月末現在）

実施状況： 一般型 18市町35か所
 余裕活用型 11市町37か所
 幼稚園型 51園
 （幼稚園及び認定こども園）

合計：26市町村101か所

◆一時預かり保育の質の向上に関する市町村との連携

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村（17市町村）

◆保育従事者の研修

- ・子育て支援員研修（一時預かり）の実施 18名修了

◆一時預かり事業の保護者への周知

- （実施場所、利用方法等）
- ・HPなどを活用した情報公表

第2期計画総括

・新たに事業を開始する施設がある一方で、保育所等の統廃合や、利用児童数の減及び保育士不足等により事業を休止する施設があり、実施箇所数は目標を達成できなかった。

・事業に従事する保育士等の確保が課題となっている。

第2期計画策定時における課題

※実施状況（令和元年度末）

24市町村102か所

・市町村のニーズ調査結果から、子どもを一時的に預けた経験について「利用していない」との回答が9割で、その理由として「利用手続き等がわからない」との意見が2割程度あることから、市町村への丁寧な周知が必要。

R7年度～11年度取組の方向性

◆保育従事者の研修（子育て支援員研修）について、人材確保の状況を市町村に確認しながら、継続して取り組んでいきます。

◆一時預かり保育の質の向上について市町村と連携して取り組んでいきます。

事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型：保育認定を受けた子どもが、通常の利用日や利用時間以外の日、時間において、保育所等で保育を実施する事業
- ②訪問型：居宅訪問型保育事業を利用する児童が利用できる時間を超える場合や保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問して行う事業

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

○働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業の実施を支援する。
○急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、ファミリー・サポート・センター等の活用の検討も併せて実施する。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
園長保育事業の実施か所数	13市町村 137か所	14市町村 140か所

第2期計画策定時における課題

※令和元年度末の状況
開所時間11時間を超える施設：13市町村
137か所（19時以降閉所：114か所）

・延長保育が必要な子どもが少人数の場合は、職員の配置や必要な財源の確保などの課題がある。

取組の結果（R7年3月末現在）

**実施状況（開所時間11時間を超える施設）：14市町村
145か所**
(内訳)
・保育所：14市町村101か所
・幼稚園（認定こども園除く）：1村1か所
・認定こども園：4市25か所
・地域型保育事業所：4市18か所

◆市町村に対する助言・指導、財政支援
(※本事業は市町村の委託又は補助事業)

・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
(13市町)

第2期計画総括

・保護者のニーズに応え、11時間を超えて開所する施設が増加し、目標を達成した。

・早出や居残り勤務に対応できる職員の確保が課題となっている。

R7年度～11年度の実施の方向性

◆保育従事者の研修(子育て支援員研修)について、人材確保の状況を市町村に確認しながら、継続して取り組んでいきます。

◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合には、施設での預かり以外の子育て支援サービス等の実施についても検討します。
・ファミリー・サポート・センター事業の活用

事業の概要

保育を必要としている乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行う。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
病児・病後児対応型 (非施設型を含む) の実施か所数	9市町村 22か所	10市町村 25か所
体調不良児対応型 の実施か所数	5市 68か所	5市 70か所

第2期計画策定時における課題

※令和元年度末の状況

病児・病後児対応型：8市町村18か所
非施設型（訪問型）：4市4か所
体調不良児対応型：5市68か所

- ・小児科医等の不足により実施か所数が拡がりにくい。
- ・感染症の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大きく増減し、安定的な経営が難しい面がある。
- ・過疎地域は利用者の規模が小さく、市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討が必要。

取組の結果（R7年3月末現在）

- ◆実施状況：
- ・病児・病後児対応型実施か所数
(非施設型を含む)：7市町村19か所
 - ・体調不良児対応型：7市町81か所

市町村	病児対応型	病後児対応型	非施設型	体調不良児型
高知市	11	2		63
安芸市	1			
南国市		2		4
須崎市		1		
宿毛市				1
四万十市				4
香南市		1		6
香美市				2
芸西村	1			
いの町		1		
大月町				1
合計	13	7		81

※高知市のうち1か所は病児・病後児を重複して実施

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
(※本事業は市町村の委託又は補助事業)
- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
(11市町村)

第2期計画総括

- (病児・病後児対応型)
- ・訪問型事業者の事業廃止や、保育士等が配置できなかったことから実施箇所数が減少し、目標は達成できなかった。
 - ・小児科医の不足や時期によって利用者が大きく増減するため、安定的な経営が難しい面が課題となっている。
- (体調不良児型)
- ・各園への看護師の配置が進み、事業の実施箇所数は目標を達成した。

R7年度～11年度の取組の方向性

小児科医不在など協力医療機関の確保が困難な地域については、施設型病児保育事業の広域での実施に向けた取組を支援することにより、地域ニーズに応じた事業実施を促進します。

事業の概要

労働等により昼間保護者が家庭にいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設備や運営に関する基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定めます。

第2期計画（R2年度～R6年度）目標

- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進する。
- 学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進する。
- 新・放課後子ども総合プランに沿った取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な学習や体験・交流活動ができるよう、市町村の取組を支援する。
- 放課後児童クラブの利用児童が、放課後子ども教室等の全ての子どもが参加する学習・体験プログラムに参加できるよう、市町村の取組を支援する。
- 放課後子ども教室において、放課後児童クラブの対象児童を含む地域の子ども全てを対象とした学習・体験プログラムが充実するよう、市町村の取組を支援する。

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率	96.3%	100%
避難訓練の実施	100%	100%
防災マニュアルの作成	100%	100%
学校との定期的な連絡	81%	90%
学習支援の実施	100%	100%

第2期計画策定時における課題

- ・国が示す施設基準を満たしていない放課後児童クラブへの対応を含め、施設整備を引き続き行う必要がある。
- ・従事する職員の確保が課題。
- ・活動内容に差があり、充実した活動事例の共有や、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識の向上が求められる。
- ・厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備が必要。

取組の結果（R7年3月末現在）

設置数（うち高知市）：
・放課後子ども教室144箇所（41箇所）
・放課後児童クラブ186箇所（88箇所）
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率：97.8%

- ◆市町村への財政支援
(新・放課後子ども総合プラン(R6～放課後児童対策パッケージ)の実施市町村)
- ・放課後子ども教室 33市町村
 - ・放課後児童クラブ 20市町村

- ◆人材確保と質の向上
- ・放課後児童支援員認定資格研修の実施 73名受講
 - ・支援員等資質向上研修の実施 延べ871名受講
 - ・学び場人材バンクによる支援者の登録や出前講座の活用による多様な体験活動の場の提供
個人登録者数309名、出前講座実施168回

- ◆放課後児童クラブの新設や専用区画の面積の拡充など、ニーズに基づく整備への財政支援
- ・2市町2箇所

第2期計画総括

- ・全小学校区の97.8%に放課後児童クラブまたは放課後子ども教室が設置されており、未実施校においても、家庭や地域での見守りにより対応ができた。
- ・一方で、児童クラブ等の利用ニーズの増加とともに待機児童が生じている状況であることから、引き続き、国の施設基準等を満たしていない児童クラブへの対応を含めて、新たな児童クラブの設備や従事する職員の確保が必要である。
- ・また、児童クラブ等の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが求められる。そのため、研修方法や現場のニーズに応じた内容の工夫及び検討により、効果的な研修の実施が必要である。

R7年度～11年度の取組の方向性

放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、運営補助や施設整備への助成を行います。また、放課後児童支援員等の人材育成、人材確保に向けた研修を実施します。

事業の概要			
低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業。 ①日用品・文房具等に要する費用 対象：生活保護世帯（第1階層） ②副食材料費に要する費用 対象：新制度に移行していない幼稚園の低所得世帯（第1～3階層）及び第3子以降			
第2期計画（R2年度～R6年度）目標	取組の結果（R7年3月末現在）	第2期計画総括	R7年度～11年度の取組の方向性
各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。	①日用品・文房具等に要する費用 4市町63か所 ②副食材料費に要する費用 2市2か所	・事業を実施する市町村への財政的支援を行った。	各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。
第2期計画策定時における状況			
※令和元年度末の状況 2市町65か所で実施			

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要			
地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業。 ①新規参入施設等への巡回支援 市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う。 ②認定こども園特別支援教育・保育経費 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。 ③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、その利用料の一部を給付する。			
第2期計画（R2年度～R6年度）目標	取組の結果（R7年3月末現在）	第2期計画総括	R7年度～11年度の取組の方向性
各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。	①新規参入施設等への巡回支援 該当なし ②認定こども園特別支援教育・保育経費 1市3か所 ③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 該当なし	・事業を実施する市町村への財政的支援を行った。	各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援します。
第2期計画策定時における状況			
H27年度からの5年間でH29年度に1市のみ利用			

第1節 ネウボラの推進

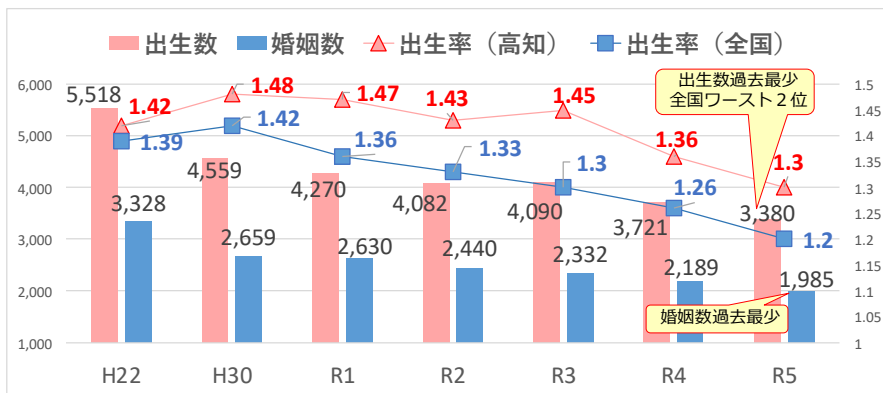
資料3－1～3

【柱Ⅲ】 こどもまんなか社会の実現（全体像）

目指す姿 「共働き・共育て」が定着し、結婚、出産・子育ての希望がかなえられ、「孤」育てを感じさせない社会になっている

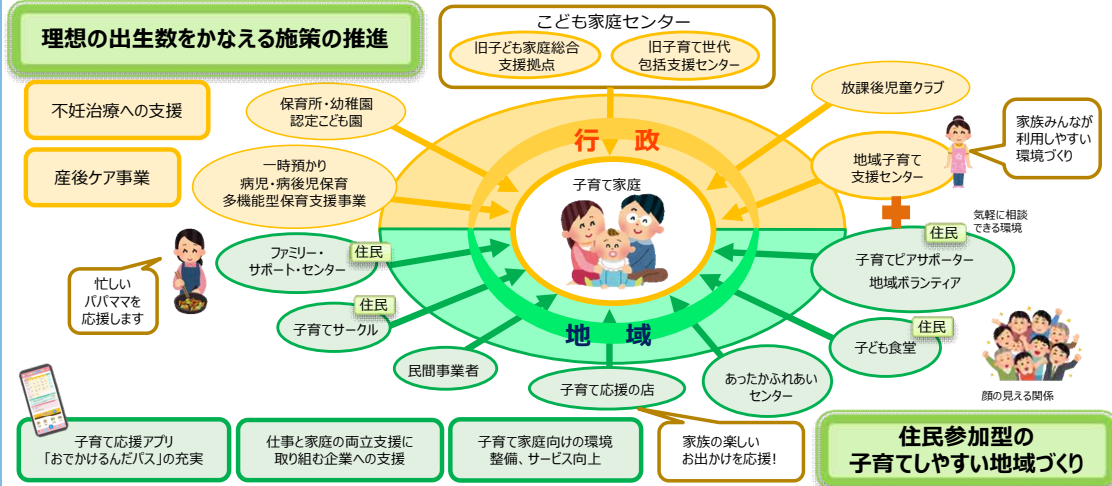
政策目標	基準値	現状値	目標値(R9)	政策目標	基準値	現状値	目標値(R9)
①出生数	3,721人	3,380人(R5)	4,200人	②安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会になっている	22%	23.8%(R6)	50%

現状と課題



- これまでの子育て支援策の取り組みにより、出生率は全国よりも高い水準で推移する一方、令和5年の出生数は過去最少で全国ワースト2位となった。
- 最も大きな要因は若年層（特に女性）の減少にあると考えられる。

目指す姿（イメージ）



ライフステージの各段階に応じた少子化対策の推進

- 「高知県元気な未来創造戦略」と併せて、出会いや結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる施策を抜本強化。性別にかかわらず誰もが自分らしく仕事でも家庭でも活躍できる社会の実現を目指し、県民運動として「共働き・共育て」を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消を図る
- また、子育て家庭の孤立を予防し、育児不安の解消につなげることで、子ども達が誰一人取り残されず、夢と希望を持って健やかに成長できる環境づくりを進める

出会い・結婚

出会いの機会の大幅な拡充

- 多様な交流機会の創出
- 官民連携による出会い支援

結婚支援の抜本強化

- こうち出会いサポートセンターの強化等

妊娠・出産・子育て

理想の出生数をかなえる施策の推進／住民参加型の子育てしやすい地域づくり

- プレコンセプションケアの推進（相談窓口の設置、周知啓発）
- 不妊治療を受けられている方への支援
- 産後ケア事業の地域偏在の解消（通所型実施市町村の拡充）
- 「こども家庭センター」の設置促進
- 地域子育て支援センターにおける子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携の強化
- 子育て応援アプリの情報解析による効果的な情報発信
- 子ども食堂の取組への支援（立ち上げ・運営に対する助成など）

「共働き・共育て」の県民運動と意識改革の推進

行政・企業等のトップによる「共働き・共育て」の推進

県による「塊より始める」取り組みの推進

職場や家庭などにおける意識改革に向けた取り組みの推進

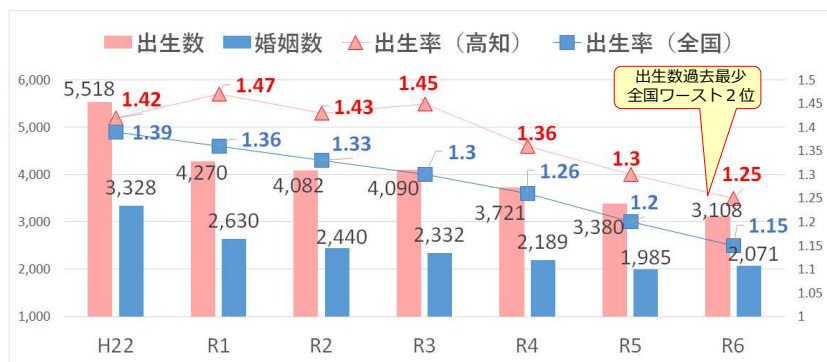
「共働き・共育て」の県民運動を推進する情報発信・啓発

人口減少対策総合交付金による市町村への支援（出会い・結婚施策、子育て支援施策、共働き・共育て推進施策など）

「共働き・共育て」が定着し、結婚、出産・子育ての希望がかなえられ、「孤」育てを感じさせない社会になっている

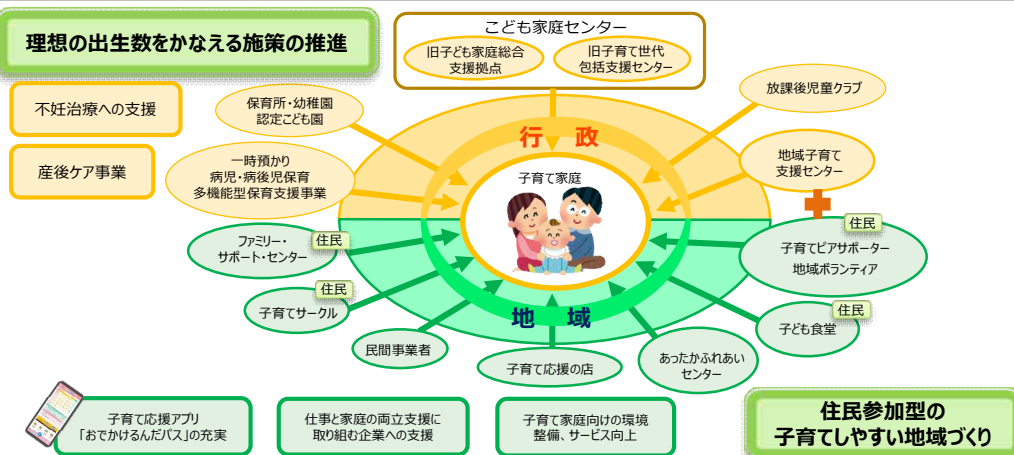
政策目標	基準値	現状値	目標値(R9)	政策目標	基準値	現状値	目標値(R9)
①出生数	3,721人	3,108人(R6)	4,200人	②安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できるような社会になっている	22%	26.1%(R7)	50%

現状と課題



- これまでの子育て支援策の取り組みにより、出生率は全国よりも高い水準で推移する一方、令和6年の出生数は過去最少で全国ワースト2位となった。
- 最も大きな要因は若年層（特に女性）の減少にあると考えられる。

目指す姿（イメージ）



ライフステージの各段階に応じた少子化対策の推進

- 「高知県元気な未来創造戦略」と併せて、**出会いや結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる施策を抜本強化**。性別にかかわらず誰もが自分らしく仕事でも家庭でも活躍できる社会の実現を目指し、県民運動として「共働き・子育て」を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消を図る
- また、**子育て家庭の孤立を予防し**、育児不安の解消につなげることで、**子ども達が誰一人取り残されず、夢と希望を持って健やかに成長できる環境づくりを進める**

出会い・結婚

出会いの機会の大幅な拡充

- 多様な交流機会の創出
- 官民連携による出合い支援

結婚支援の抜本強化

- こうち出会いサポートセンターの強化等

妊娠・出産・子育て

理想の出生数をかなえる施策の推進／住民参加型の子育てしやすい地域づくり

- **プレコンセプションケアの推進（相談体制の充実、周知啓発）**
- **不妊治療を受けられている方への支援**
- **産後ケア事業の委託契約の標準化に向けた取り組みの実施**
- **5歳児健診の実施体制の整備**

- 地域子育て支援センターにおける地域との連携に向けた、職員間の交流による好事例の横展開
- 屋内の子どもの遊び場など子育てしやすい環境整備に取り組む事業者への助成
- 妊婦とその配偶者を対象としたアプリ内キャンペーンの展開
- 子ども食堂の取組への支援（立ち上げ・運営に対する助成など）

「共働き・共育て」の県民運動と意識改革の推進

行政・企業等のトップによる
「共働き・共育て」の推進

県による「塊より始める」 取り組みの推進

職場や家庭などにおける意識改革
に向けた取り組みの推進

「共働き・共育て」の県民運動を推進する
情報発信・啓発

人口減少対策総合交付金による市町村への支援（出会い・結婚施策、子育て支援施策、共働き・共育て推進施策など）

目指す姿

- 地域全体で妊娠前から子育て期までの包括的な支援体制が構築され、安心して「妊娠・出産・子育て」できる社会となっている
- 「子育て」を軸に住民同士がつながることで子育て家庭の孤立を予防し、育児不安の解消につなげることで、地域全体で子育てを支え合う社会になっている

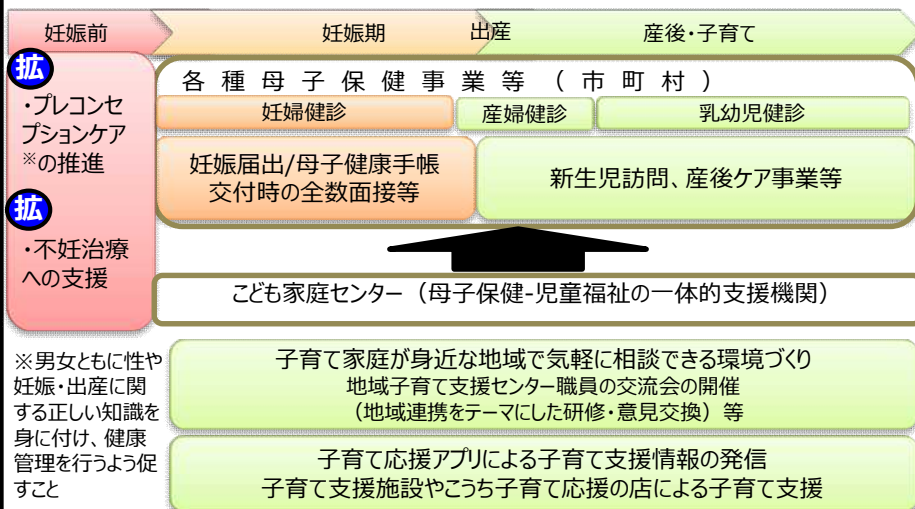


KPI	基準値	現状値	目標値（R9）
【第2階層】妊娠・出産について満足している者の割合(3・4か月児)	84.7% (R4)	85.6% (R6暫定値)	85.0%
【第1階層】産後ケア事業利用率	14.9% (R4)	52.7% (R6)	60%
【第1階層】住民参加型の地域子育て支援センター数	16か所 (R4年度末)	30か所 (R7.9月末)	35か所
【第1階層】子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」DL件数	—	42,056件 (R7.10月末)	50,000件

現状と課題

- 若い世代に対する妊娠・出産を含めた性に関する正しい情報の発信や相談体制の充実が必要。
- 不妊治療件数は年々増加傾向にあり、子どもを望む人が不妊治療を受けやすい体制づくりが必要。
- 産後ケア事業の利用率が上昇する中、産後ケア事業の委託契約の標準化や地域偏在の解消に向けた取り組みが必要。
- 乳幼児の健康の保持増進のため、5歳児健診をはじめとする乳幼児健康診査の実施体制の整備が必要。
- 子育て家庭が身近な地域で気軽に相談できる環境を充実するため、ピアサポーターの活用など、地域との連携が必要。
- 子育て家庭が必要とする情報の充実に向け、子育て関連施設や子育てを応援する事業者からの魅力的な情報発信が必要。

取り組みイメージ図



令和8年度の取り組み

（1）理想の出生数をかなえる施策の推進

- 拡・若い世代への「プレコンセプションケア」の推進（相談体制の充実、周知啓発）
- 拡・不妊治療への支援（治療費への支援、遠方の施設への受診に係る交通費支援）
- 拡・産後ケア事業の委託契約の標準化に向けた取り組みの実施
- 新・5歳児健診の実施体制の整備（マニュアルの作成、健診従事者の確保等）
- ・オンラインを活用した子どもの医療相談の実施[再掲・医療政策課]

（2）住民参加型の子育てしやすい地域づくり

- 拡・地域子育て支援センターにおける地域との連携に向けた、職員間の交流による好事例の横展開
- 拡・屋内の子どもの遊び場など子育てしやすい環境整備に取り組む事業者への助成
- 拡・妊婦とその配偶者を対象としたアプリ内キャンペーンの展開
- ・子ども食堂の取組への支援（立ち上げ・運営に対する助成など）

第4節 特別な支援を必要とする子ども や家庭への支援

総括資料4－1～6

第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

【子ども家庭課】

資料4-1

計画期間内（5年後）に目指す姿（「1.児童虐待防止対策の充実」）

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	実績
子ども家庭総合支援拠点の設置	2市町	(令和4年度までに) 全市町村	22市町村（R5年度末） ※（R6年度末） こども家庭センター8市町

【児童虐待の状況（第2期計画策定時）】

平成30年度の児童虐待の相談総数のうち、虐待と認定し対応した件数は420件で、平成29年度に比べて94件（28.8%）増加しています。被虐待児を見ると、乳幼児期の子どもの約半数、小学生が約3割を占めています。また、主な虐待者の構成割合をみると、両親が32.1%、実父が31.0%、実母が23.6%となっています。

第2期計画（R2年度～R6年度） 策定時における取組の方向性

- 体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう周知するとともに、児童養護施設等に入所する子どもについても権利擁護が図られるよう支援します。
- 妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦を適切な支援につなげるための環境整備や市町村等の取組への支援を行っていきます。
- 児童相談所では、必要な人員の配置や弁護士による助言等、医師の配置などにより、児童相談所の体制の強化を図っていきます。

第2期計画（R2年度～R6年度） 取組内容

- ◆入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。
- ◆児童相談所が要保護児童対策地域協議会の構成員として参加するとともに、個別ケースに係る適切なリスク評価や支援方針の策定等に向けて支援します。
- ◆各市町村において総合的なソーシャルワークを行う機能を確保するとともに、庁内関係部署や民生委員・児童委員との連携強化を推進するため、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。
- ◆予期しない妊娠等に対する相談窓口の周知を進めます。
- ◆外部専門家の招聘による児童相談所の機能強化を図ります。弁護士や医師等の配置による法的対応力及び医学的な専門性を確保します。

取組の結果（R7年3月末現在）

- （1）子どもの権利擁護
 - ・入所等児童への「子どもの権利ノート」の配布及び説明の実施
 - ・入所等児童へのサポートケア等の実施
R2:354人 R3:404人 R4:367人 R5:392人 R6:348人
 - ・弁護士による一時保護児童に対する意見聴取の実施
R2:10人 R3:52人 R4:53人 R5:56人 R6:62人
 - ・意見表明等支援事業の実施（R7.1～、1箇所3回延べ7人）
- （2）児童虐待の発生予防・早期発見
 - ①要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営に対する支援
 - ・児相が全市町村の要対協に構成員として参画
 - ②市町村の相談支援体制強化のための支援
 - ・子ども家庭総合支援拠点（～5）の設置の推進（専門人材配置に向けた財政支援や置運営への助言等の実施）
 - ・こども家庭センター（R6～）の設置促進（設置運営にかかる経費補助や統括支援員実務研修の開催）
 - ・職員の対応能力向上のための児相による体系的な研修の実施や市町村への個別訪問支援の実施
 - ③妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備
 - ・予期せぬ妊娠等に関する相談窓口「にんしんSOS高知みそのらんぷ」への運営補助（R4～）・事業委託（R6～）
相談件数 R4:390件 R5:330件 R6:334件
- （3）児童虐待発生時の迅速・的確な対応（児童相談所の体制強化等）
 - ・児童相談所機能強化アドバイザー招聘による専門性の強化（研修の実施、困難ケースに関する相談等）
R2:109回 R3:101回 R4:21回 R5:21回 R6:22回
 - ・弁護士や医師等の人材活用による専門性の確保
弁護士相談等 R2～R6:定期175回～179回／年 他
 - ・非常勤医師を配置
 - ・「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進（R6～）R6:2人

第2期計画総括

- ・児童相談所における児童虐待相談受付・対応件数は高い水準で推移している。
R2:583件 R3:452件 R4:501件 R5:448件 R6:420件
- ・児童相談所においては、専門人材の活用や研修等を通じて専門性の強化を図るとともに、市町村や関係機関と連携した相談支援を実施した。
- ・市町村においては、子ども家庭総合支援拠点の設置が拡大し、令和6年度から努力義務となったこども家庭センターの設置も進んでおり相談支援体制の整備が一定進んだ。
- ・引き続き、児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応に向けて、相談支援体制の強化を図り、関係機関の連携のもと社会全体で見守り解決する取組を継続する必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

- ◆こども家庭センターの円滑な設置促進
こども家庭センターの設置運営にかかる経費への補助や先行事例の共有などを通じて、市町村の取組を支援します。
- ◆児童虐待の発生予防・早期発見
虐待対応ダイヤル「189」など相談窓口の周知や官民協働の啓発活動などにより、児童虐待防止にかかる県民の意識啓発に取り組みます。
- ◆妊産婦等の生活援助
予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する相談支援体制の強化に取り組みます。
- ◆児童相談所の体制強化等
こども家庭が抱える複雑かつ困難な課題や多様な支援ニーズに対応するため、児童相談所職員のさらなる専門性の向上を図ります。

2. 社会的養護体制の充実・強化

計画期間内（5年後）に目指す姿（「2.社会的養護体制の充実・強化」）

指標	現状 (平成30年度末)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度末)
里親委託率	19.0%	高知県社会的養育推進計画において設定	34.5%

【状況（第2期計画策定時）】

社会的養護の子どもへの支援については、平成27年3月に「高知県家庭的養護推進計画」を策定し、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきたところ、家庭的養護の推進が図られるなど一定の前進がみられています。今後は、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことを踏まえ、「高知県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの最善の利益のためのさらなる取組を進めます。

第2期計画（R2年度～R6年度）
策定時における取組の方向性

○代替養育を必要としている子どもの年齢や生育歴、発達の状況などに応じた適切な養育環境が提供できるよう量の確保を進めていきます。
○代替養育を必要とする子どもの自立支援については、施設や里親等のほか多くの機関による複合的な支援を継続していく必要があります。

第2期計画（R2年度～R6年度）
取組内容

◆十分な量の里親家庭及びファミリーホームを確保していくとともに、児童相談所へ里親担当職員を配置することにより委託の拡大を図りながら、委託後の里親家庭に対して訪問による援助や研修の実施などきめ細かな支援を実施していきます。

◆児童養護施設等については、それぞれの施設種別ごとに持っている機能を活かすとともに、災害発生時の避難体制の確保などに十分配慮した上で小規模かつ地域分散化を進めていくこととします。また、職員の確保及び育成を支援する取組も進めていきます。

◆子どもの自立支援について、それぞれの機関が求められている役割を十分に発揮できるよう量の確保及び質の向上を図っていきます。

取組の結果（R7年3月末現在）

（1）代替養育を必要とする子どもへの支援

- 里親養育支援体制の整備
～里親養育包括支援機関を中心とした支援～
- ①里親制度の周知啓発の実施
市町村児童福祉窓口等に出向き里親制度を説明、里親制度説明会、パネル展、レスパイトケアの実施、リフレッシュサロン、講演会、里親支援センター立ち上げに向けた関係機関協議 など
- ②里親の育児技術向上に向けた研修の実施
 - ・基礎研修：年3回
 - ・FCP(フォスターリング・チェンジ・プログラム)の実施
 - ・更新研修：年2回
 - ・里親セミナー：年4回程度
- ③児童相談所に里親支援担当を2名配置（R2～）
- ④サポートケア（年2回程度）や訪問支援等の実施

○家庭的養育環境整備の推進

- ・施設の小規模化・多機能化に向けた財政支援
R2：1施設 R3：1施設 R5：2施設、R6：1施設
- ・基幹的職員・ユニットリーダー研修（R6）（基幹的職員：12名、ユニットリーダー：6名）

（2）社会的養護の子どもへの自立支援

- ・児童自立生活援助事業の実施
R6年度から事業実施場所の要件が拡大され、施設や里親等においても事業を開始。また、対象年齢も弾力化が図られた。
R2～R5：2か所 R6：9か所
- ・社会的養護自立支援拠点事業の実施（R6～）
【R6実績】 相互交流の場の提供：延べ40人
支援計画の策定：延べ44人
相談支援：延べ5,138人
心理療法支援：延べ825人

第2期計画総括

- 里親の確保、里親等委託の推進
 - ・里親家庭サポートセンター「結いの実」を中心とした里親制度の普及促進、里親支援等により、里親登録組数が増加し、里親等委託率が向上した。（里親登録数 R元:90組→R6:180組）
 - ・里親登録組数、里親等委託率とも目標には未達のため、更なる取組を推進する必要がある。
- 施設の小規模かつ地域分散化等の推進
 - ・財政支援により施設の小規模化・多機能化が進められた。
 - ・家庭的養育環境整備に向けて更なる取組を推進する必要がある。
- 社会的養護の子どもへの自立支援
 - ・社会的養護経験者等の自立に向けた支援体制の整備が一定進んだ。
 - ・社会的養護経験者等の様々なニーズに応じた支援が必要。

R7年度～11年度の取組の方向性

◆里親等委託の推進、特別養子縁組の推進

「里親支援センター」を設置し、里親支援の充実を図ります。

◆施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進します。各施設が持つ専門性を生かして、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。また、研修等の実施により施設等職員の専門性の向上を支援します。

◆こどもの権利擁護の推進

「子どもの権利ノート」の配付やサポートケアのほか、こどもが意見等を自ら表明できるよう支援を行います。

◆児童養護施設等で暮らすこどもの自立への支援

施設等における自立に向けた支援、社会的養護自立支援拠点における社会的養護経験者等に対する相互交流の場の提供や相談支援など、支援の充実に取り組みます。

第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【子ども家庭課】

資料4-3

計画期間内（5年後）に目指す姿

指標	現状 (平成27年度)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度末)
勤務先での正規雇用率（母子世帯）	56.7%	（令和5年度までに） 65%	53.7% (R3.8調査)

【状況（第2期計画策定時）】ひとり親家庭実態調査（H27.8月）より

- ・高等職業訓練促進給付金を知らない：母子世帯53.5
 - ・養育費を受けている世帯の割合：
母子世帯22.1%、父子世帯4.2%
 - ・勤務先での正規雇用率：母子世帯56.7%、父子世帯87.5%
 - ・就労収入200万円未満：母子世帯56.8%、父子世帯28.5%
- となっており、就業のための支援や経済的な支援が必要な家庭が、確実に支援を受けられるよう取り組む必要があります。

第2期計画（R2年度～R6年度） 策定時における取組の方向性

第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、「情報提供・相談支援」、「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」の4項目を体系化し、この項目を中心にひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

第2期計画（R2年度～R6年度） 取組内容

- ◆ひとり親家庭等に必要情報が届くように、関係機関との連携した情報提供や、総合的な支援を行う相談支援体制を充実します。
- ◆ひとり親が安定した収入が確保できる職業に就くため、就業支援機関が連携し、養育状況などに応じたきめ細かな支援に取り組むとともに、職業能力向上のための訓練を充実します。
- ◆経済的支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう、養育費の確保に向けた取組を充実します。
- ◆ひとり親家庭等が安心して生活し、また、働きながら子育てができるようにするため、住居への支援や多様な保育サービス等の充実、子どもの居場所づくりに取り組みます。

取組の結果（R7年3月末現在）

- ◆情報提供・相談体制の強化
 - ひとり親家庭支援センターにおける総合的な相談対応の実施
・延べ相談件数：6,646件（R2～R6）
（うちLINEによる相談（R4開始）：1,530件）
 - 情報発信の実施
・「ひとり親家庭等福祉のしおり」の作成と配布
 - ・ホームページ、テレビ、ラジオ、センター公式LINEアカウント等によるセンター及び各種支援制度の広報
 - ・センター公式LINEアカウント登録者数：2,571人（R7.3末現在）
 - 法律相談等の実施
・弁護士相談利用者数（R4～月1回から月2回に拡充）：291人（R2～R6）
 - ・司法書士相談利用者数（月2回）：192人（R2～R6）
 - ・その他専門家（心理カウンセラー、ファイナンシャルプランナー、社会福祉士、キャリアコンサルタント）による相談を毎月1回実施
- ◆就業支援の強化
 - センターの支援による就職者数：93人（R2～R6）
 - 高知家の女性しごと応援室、ハローワーク等と連携した就業支援
 - ・高知家の女性しごと応援室へつないだ人数：61人（R2～R6）
 - 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等による資金面での支援を実施
- ◆経済的支援の充実
 - 児童扶養手当、母子・父子・福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成等による経済的支援を実施
 - ・児童扶養手当受給者数：5,727人（R7.3末現在）
 - ・ひとり親家庭医療費助成受給者数：11,131人（R7.3末現在）
 - 養育費確保支援事業費補助金により養育費の取り決めにかかる費用を補助（R6新設）
 - ・利用件数：3件（全て養育費強制執行申立費用）
- ◆日常生活支援の充実
 - 母子生活支援施設における自立支援職員の配置を補助（1件）
 - ショートステイの受け入れ：2,057人（R2～R6）
※ひとり親家庭以外にも含む

第2期計画総括

- ・ひとり親家庭実態調査（R3年8月実施）より、高等職業訓練促進給付金を知らない方の割合（母子世帯）はH27年36.0%からR3年32.1%となっており、給付金制度の認知度は上がってきていると考えられる。
- ・勤務先での正規雇用率は母子世帯53.7%、父子世帯87.4%と減少している。また、就労収入200万円未満は母子世帯46.3%、父子世帯22.0%と改善しているものの、家計の状態は母子・父子世帯ともに「やや苦しい」と答えた割合が最も高く、引き続き就労支援や経済的支援を実施していく必要がある。
- ・養育費を受けている割合は母子世帯25.9%、父子世帯7.0%と改善しているが、全国平均を下回っており、養育費確保支援事業費補助金やひとり親家庭支援センターの法律相談等について、今後も積極的な周知を図っていく必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

- ◆ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
各種制度による経済的支援のほか、子育て・生活支援、就労支援を実施します。
- ◆ひとり親家庭に対する相談支援の強化
ひとり親家庭支援センターによる、関係機関と連携した相談支援や、公式LINEを活用した各種支援制度の情報提供などを実施します。
- ◆養育費確保及び親子交流への支援
弁護士等による法律相談の実施や、養育費の取り決め等にかかる手続費用への支援など、養育費の確保に向けた支援を行うとともに、親子交流に関する情報提供を行います。

第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

4. 少年非行防止対策の推進

【子ども家庭課】

資料4-4

計画期間内（5年後）に目指す姿

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度末)
再非行率	(平成30年) 33.1% ※全国平均29.9%	(令和5年度までに) 全国平均レベルに低減	(令和6年)31.7% ※全国平均26.1%

【状況（第2期計画策定時）】

刑法犯少年の再非行率は依然として全国平均より高い状況にあります。本県における少年非行の憂慮すべき状況を踏まえ、平成25年6月に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、「予防対策、入口対策、立ち直り対策」の3つの成果目標を掲げ、県の関係機関（知事部局、教育委員会、警察）が連携し、非行防止等の対策を推進しています。

第2期計画（R2年度～R6年度） 策定時における取組の方向性

少年非行の問題には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込み、地域が一体となって進めていく姿勢が必要です。

第2期計画（R2年度～R6年度） 取組内容

◆入口型非行の予防対策として、「一声運動」協定締結企業等と連携し各店舗での声かけや見守りを充実強化していきます。

◆再非行の防止対策として、中学校卒業時及び高校中退時の進路未定者や無職少年など、支援が行き届かない子どもの就学、就労等に向けて継続的な支援を行うため、少年補導センターや若者サポートステーションなどの自立支援機関等と連携した立ち直り支援の仕組みを構築していきます。

取組の結果（R7年3月末現在）

◆万引き、深夜徘徊防止のための一声運動の実施
「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」締結企業と連携し、各店舗へのポスター掲示や、深夜に来店した子どもたちへの声かけなどを実施

◆警察、教育委員会、福祉の連携による子ども一人ひとりに応じた立ち直り支援の実施

・継続補導

R2:45人 R3:48人 R4:47人 R5:56人 R6:46人

・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

R2:0人 R3:3人 R4:6人 R5:8人 R6:24人

・少年及び保護者に対する再非行防止サポート面接相談

R2:136人 R3:157人 R4:146人 R5:151人

R6:238人

◆無職少年等の就労体験講習の実施

無職少年等の自立に向けて就労を支援するため、県に登録している見守り雇用主の事業所での就労体験講習を実施

・受講者数

R2:1人 R3:2人 R4:0人 R5:2人 R6:2人

◆非行防止対策ネットワーク会議の開催

関係機関が集まり、少年非行の現状や課題、取組状況を共有し、意見交換等を行った。

・開催実績

R2:3回 R3:開催なし R4:1回 R5:1回(書面)

R6:1回

第2期計画総括

・再非行率については、依然として全国平均を上回っており、引き続き、警察、教委、福祉の連携による取組を推進する必要がある。

・就労体験講習を通じて体験先への雇用につながった例はあるが、受講者が少なく利用促進を図る必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

◆県の知事部局、教育委員会、警察（少年サポートセンター）等多様な関係機関の連携、防犯診断・指導による入口型非行や不良行為の防止など、非行防止・相談活動等を推進します。

◆非行防止教室や薬物乱用防止教室など、非行防止教育等の推進に取り組みます。

◆児童相談所や希望が丘学園、少年サポートセンターでは、こどもの立ち直りを支援し、社会で孤立させないための取組を強化します。

◆見守り雇用主の事業所での就労体験講習の実施により、無職少年等の自立を支援します。

第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

5. 障害児施策の充実等 (1) 発達障害のある子どもと家族への支援

【障害福祉課】

資料4-5

計画期間内（5年後）に目指す姿

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度末)
検診後のアセスメントの場への専門職の関与	18市町村	全市町村	全市町村
児童発達支援センターの設置数	6か所	12か所	6か所
発達障害の診療を行う医師数	25名程度	35名程度	35名程度※

【状況（第2期計画策定時）】

乳幼児検診で要経過観察となった子どもの割合は、平成21年度の9.0%から平成30年度は14.1%に上昇しています。また、発達障害の診療については専門医師が不足している状況です。専門的な療育機関数は増えてきていますが、県中央部に集中するなど地域に偏りがあります。ライフステージが変わった時の引き継ぎや関係機関の連携も十分とは言えない状況にあります。

第2期計画（R2年度～R6年度） 策定時における取組の方向性

県では、障害のある子どもが、その持てる能力を伸ばしていけるように、できるだけ早い時期、障害の疑いがある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の整備等について、高知県障害児福祉計画に位置づけ、必要なサービスの確保を図っていきます。併せて、障害児通所などの専門的な支援を利用することにより、障害の有無にかかわらず、すべての児童、生徒が共に地域社会で成長できる体制づくりを目指していきます。

第2期計画（R2年度～R6年度） 取組内容

- ◆子どもの状況に応じた適切なフォローを早い段階から地域で行う体制づくりを推進します。また、身近な子育て支援の場と連携して、早い段階から保護者の支援も併せて実施していきます。
- ◆発達障害に係る医師や専門職の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。また、専門的な支援の場の拡充のため、専門性の高い人材の育成や支援の質の向上に取り組めます。
- ◆ライフステージに応じて一貫した効果的な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

取組の結果（R7年3月末現在）

- 早期発見・早期支援のため、心理士や言語聴覚士などの専門職の養成を委託により実施したほか、養成した専門職を市町村に派遣する取組などにより、市町村が実施する乳幼児健診やその後のフォローアップ（アセスメント）の場へに専門職の関与する体制が整ってきた。
(専門職の派遣事業:12市町村が活用)
- 乳幼児健診従事者向け研修会を実施
(R6:延べ55人受講 R2～R6:延べ334人受講)
- 保育所等での支援力向上に向けた研修を実施(R6:全9回)。
(R6受講者数:延べ737人、うち保育士・幼稚園教諭237人 R2～R6:延べ3,038人、うち保育士・幼稚園教諭895人)
- 発達障害者支援センターによる、地域におけるペアレント・トレーニング等を推進するため、ガイダンス研修の実施や、実施のサポートを実施
- 高知ギルバーク発達精神医学センターによる医師や専門職の養成を実施するとともに、高知大学医学部にR1～児童青年期精神医学講座を開設し、医師の養成に加えて、高知大学医学部からの派遣により、東部・西部地域での診療体制も強化し、県内全体の診療体制の充実を図っている。
⇒県内の発達障害に関する医療機関は35か所程度に増加
(医師数の指標の実績は把握できていないため、医療機関数に1人として試算している。)
- 障害児通所支援事業所の職員の支援力向上のための研修を実施。(再掲) (R6受講者数:延べ737人、うち児童指導員等221人 R2～R6:延べ3,038人、うち児童指導員等917人)

第2期計画総括

- ◆多くの市町村において、専門職が関与する形で、乳幼児健診やその後のフォロー体制ができています。
- ◆専門的な支援の場である障害児通所支援事業所は増加しているものの、高知市に約7割が集中しており、身近な地域での支援の充実のためにも、保育士等の支援力向上に引き続き努めていく必要がある。
- ◆医師等の養成の取組の結果、医療機関が増加してきているものの、待機期間等を踏まえると継続して養成に取り組む必要がある。
- ◆障害児通所支援事業所の支援力向上のためにも、研修は引き続き実施していく必要がある。

R7年度～11年度の取組の方向性

- ◆乳幼児健診等で早期に発見し、子どもの状況に応じた適切な支援を早い段階から地域で行う体制づくりを推進します。また、身近な子育て支援の場と連携して、保護者への支援も併せて実施していきます。
- ◆専門医師や心理職を養成し、県内の診療体制を拡充・強化していきます。また、不登校やうつなど子どもの心の問題に対応するための地域連携体制を強化していきます。さらには、障害児通所支援事業所の人材の養成に取り組めます。
- ◆県民に対して、発達障害の正しい理解を推進します。

第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

【障害福祉課】

資料4-6

5. 障害児施策の充実等 (2) 特別な支援を必要とする医療的ケア児や重度障害児等への支援

計画期間内（5年後）に目指す姿

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度末)
医療的ケア児等コーディネーター人数	30人	120人	142人

【状況（第2期計画策定時）】

医療的ケアを必要とする重度障害のある子どもについては、本人の状況、年齢、必要な医療行為など、個々に状況が異なります。また、重症度の高い在宅の医療的ケア児の支援は保護者が中心に行っており、家族の負担が大きくなっています。

第2期計画（R2年度～R6年度） 策定時における取組の方向性

重症心身障害児や医療的ケア児など特別な支援が必要な障害のある子どもが、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育が連携して支援体制の整備を進めるとともに、障害児通所支援事業等の充実や、保護者の負担軽減のため、ニーズに応じたサービスの拡充を図っていきます。

第2期計画（R2年度～R6年度） 取組内容

- ◆医療的ケア児について、医療・福祉のコーディネーターが相互に連携してトータルコーディネートを行う仕組みを構築します。
- ◆保育所等での医療的ケア児の受け入れが進むよう、加配や派遣による看護職員の配置や、訪問看護師による医療的ケア等を行う市町村への支援を継続します。
- ◆重度障害児者が利用できる短期入所事業所の拡充など、家族のレスパイト環境を整備します。
- ◆「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」において、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、地域の課題や対応策について具体的な検討を進めます。
- ◆強度行動障害支援者養成研修を継続して実施し、強度行動障害のある子どもへ専門的な支援を行うことができる人材を育成します。

取組の結果（R7年3月末現在）

【医療的ケア児】

- R6末で、142人のコーディネーターを養成した。
- R4に医療的ケアの手順集を作成し、それに基づいた実技研修をR5から実施し、訪問看護師など40人が受講した。
- 保育所・学校での受入や保護者のレスパイトとして、訪問看護を行った場合の経費について、市町村への支援を実施。

【強度行動障害】

- 強度行動障害支援者養成（基礎・実技）研修を継続して実施しており、R6で、基礎研修68人修了し、実技研修は40人が修了した。（R2～R6の計：基礎研修342人、実践研修160人）
- 中核的人材養成研修（国）への派遣
施設・事業所で中心的な役割を担う人材を養成する国の研修に施設・事業所の職員を2名を派遣し、修了した。
- 強度行動障害の方への支援体制を検討する協議会を立ち上げた。（高知県自立支援協議会 強度行動障害支援部会）

第2期計画総括

【医療的ケア児】

◆コーディネーターや手技をできる看護師の養成は一定できているが、医療的ケア児を支える人材として、引き続き養成していく必要がある。

◆コーディネーターの方は、それぞれの職種（相談支援専門員、看護師、保健師ほか）がさまざまなため、事例によっては、複数で対応していく必要があるため、コーディネーター同士の連携強化を図っていく。

【強度行動障害】

◆基礎、実践研修の取り組むで多くの修了者がいるが、施設・事業所で活かしているか確認していく必要があるため、研修受講後の実践報告を確認していく。

R7年度～11年度取組の方向性

- ◆医療的ケアを行う訪問看護師等を養成するとともに、ご家族の負担軽減に訪問看護師を活用したレスパイトなどに取り組みます。
- ◆医療的ケア児の、保育所や学校等での受入を推進するため、学校看護師の育成・確保や保育所等における受入体制の整備を促進します。
- ◆医療的ケア児等支援センターきぼうのわによる家族からの相談対応や支援者への助言を行います。また、医療的ケア児等コーディネーターの養成に引き続き取り組むとともに、コーディネーターの支援力向上に取り組んでいきます。さらには、災害時の個別避難計画・個別支援計画の作成を促進します。

第5節

仕事と家庭生活の両立支援

資料5－1～3

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度末)
ワークライフバランス推進延べ認証企業数	344社	555社	852社
県内企業における育児休業取得率	(平成30年) 男性7.6% 女性95.7%	男性：32.9% 女性：100%	(令和5年) 男性：36.1% 女性：96.2%
県内企業における時間単位年次有給休暇制度の導入率	2.9%	40%	46.1%
「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」登録団体数	(R2.2月末現在) 985団体	1,500団体	1,410団体
「育児休暇・育児休業取得促進宣言」賛同企業数	(R2.2月現在) 694団体	1,200団体	974団体

【高知県の共働き世帯の状況（第2期計画策定時）】
共働き世帯の割合は全国と比べて高い傾向にあり、平成27年は全国と比較して2.8ポイント高い48.3%。

第2期計画（R2年度～R6年度）
策定時における取組の方向性

地域の実情に応じ、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、取組を進める。

第2期計画（R2年度～R6年度）
取組内容

- ワークライフバランスの促進
 - ◆働き方改革を進めるための意識醸成
 - ・県働き方改革推進会議や働き方改革推進支援センター等の連携のもと、官民共同で取組を推進
 - ・セミナー等による経営者や従業員の意識改革
 - ◆プッシュ型支援を柱とした企業の体制づくり
 - ・中核となる人材の養成や働き方の好循環を生む組織作りへの支援
 - ・WLB推進アドバイザーによる認証取得に向けた支援
 - ・一般事業主行動計画の策定に向けた支援
 - ◆ロールモデルの横展開
 - ・モデル優良事例を県内高校新卒者の保護者や県内企業に広くPRし、WLB認証取得を促進するとともにロールモデルを横展開
 - ◆広報活動
 - ・家庭における男女共同参画の推進についてソーレにおける広報・啓発活動を強化
 - ・女性就労支援事業の県の広報媒体や市町村広報誌を通じた広報活動の実施

取組の結果
(R7年3月末現在)

- ワークライフバランスの促進
 - ◆働き方改革を進めるための意識醸成
 - ・働き方改革トップセミナーの開催により、意識の醸成を図った（R2～R6）
開催回数：10回
参加者数：906社 1,149人
 - ◆プッシュ型支援を柱とした企業の体制づくり
 - ・県内企業の働き方改革の取組を支援する働き方改革コンサルタントを養成（R5,R6）：計47人
 - ・WLB推進アドバイザーによる認証取得に向けた支援の実施（R2～R6）
 - ・一般事業主行動計画の策定に向けた支援（R2～R6）
 - ◆ロールモデルの横展開
 - ・働き方改革取組ガイドブックの作成、配布、活用セミナーの開催（R2）：22社、27名
 - ・優良事例集の作成、配布（R3～R6）
 - ◆広報活動
 - ・ソーレによる男性家事・介護基礎講座をオンデマンド配信（R6）：参加111名

第2期計画総括

○ワークライフバランスの推進
5年間の取組によりWLB認証企業数は目標を大きく上回る852社となった。

R7年度～11年度の取組の方向性

「男性が育児休業を取得するのが当たり前の高知」を目指して、「共働き・共育て」の取組を進め、社会全体の意識改革を県民運動として推進する。
・行政・企業等のトップによる「共働き・共育て」の推進
・県による「隼より始める」取り組みの推進
・職場の意識改革の推進
・社会や家庭の意識改革の推進

指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)	実績 (令和6年度末)
ワークライフバランス推進延べ認証企業数	344社	555社	852社
県内企業における育児休業取得率	(平成30年) 男性7.6% 女性95.7%	男性：32.9% 女性：100%	(令和5年) 男性：36.1% 女性：96.2%
県内企業における時間単位年次有給休暇制度の導入率	2.9%	40%	46.1%
「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」登録団体数	(R2.2月末現在) 985団体	1,500団体	1,410団体
「育児休暇・育児休業取得促進宣言」賛同企業数	(R2.2月現在) 694団体	1,200団体	974団体

【高知県の共働き世帯の状況（第2期計画策定時）】
共働き世帯の割合は全国と比べて高い傾向にあり、平成27年は全国と比較して2.8ポイント高い48.3%。

第2期計画（R2年度～R6年度）
策定時における取組の方向性

地域の実情に応じ、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む市町村や民間団体等と密接に連携、協力し、取組を進める。

第2期計画（R2年度～R6年度）
取組内容

- 女性の活躍の視点に立った取組の推進
 - ◆高知家の女性しごと応援室に蓄積した女性の就労ニーズを活かした企業支援の強化。
 - ◆女性のデジタルスキル習得と就労支援
 - ◆経済団体等と連携してのセミナー等の実施
- 働きながら子育てしやすい職場環境づくり
 - ◆県少子化対策推進県民会議や「高知家の出会い結婚子育て応援団」等との連携による官民共同での取組推進
 - ◆企業・団体における子育て支援やWLBの取組を後押しするため、優良事例の紹介による取組の横展開や社会全体での機運醸成
 - ◆育児休暇・育児休業の取得促進等、具体的なテーマを設定しての企業の取組支援
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - ◆市町村と連携を図った多様な働き方に対応した子育て支援の展開
 - ◆3世代同居・近居の推進についての検討

取組の結果
(R7年3月末現在)

- 女性の活躍の視点に立った取組の推進
 - ・高知家の女性しごと応援室における企業向けセミナー・マッチングイベントの開催（R6）
参加：延べ31事業所
 - ・女性デジタル人材育成事業（R6）
就労者数：20名
- 働きながら子育てしやすい職場環境づくり
 - ・働き方改革取組ガイドブックの作成、配布、活用セミナーの開催（R2）：22社、27名【再掲】
 - ・優良事例集の作成、配布（R3～R6）【再掲】
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - ・地域少子化対策重点推進交付金に同居・近居加算事業※を追加（R4～）
補助実績：のべ96世帯10,844千円
※新規に婚姻した世帯が親世帯と同居又は近居を行う場合に加算し、支援を希望する方の結婚並びに将来的な3世代同居及び近居を後押しする。

第2期計画総括

- 女性の活躍の視点に立った取組の推進
 - ・高知家の女性しごと応援室において、働くことを希望する女性の就労を支援した。
(R2～R6累計)
相談件数：延べ10,155件
就職者数：延べ739人
- 働きながら子育てしやすい職場環境づくり
 - 県内企業における男性の育児休業取得率は順調に推移しており、目標を達成した。一層の取得率の向上に向け、中小企業の取り組みを後押しすることが必要。
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備
 - 若年女性に高知を選んでもらうためには、固定的な性別役割分担意識の解消が必要。

R7年度～11年度の取組の方向性

「男性が育児休業を取得するのが当たり前の高知」を目指して、「共働き・共育て」の取組を進め、社会全体の意識改革を県民運動として推進する。
・行政・企業等のトップによる「共働き・共育て」の推進
・県による「隼より始める」取り組みの推進
・職場の意識改革の推進
・社会や家庭の意識改革の推進

重要 奨励金の執行は、県議会の予算議決が前提となります。中止・変更になる場合もありますので、予めご了承ください。

令和8年度事業

こうち男性育休推進企業奨励金について

中小企業、個人事業主の皆さまへ！

男性育休を推進し、生産性向上につながる職場づくりに取り組む県内中小企業等を支援します。

奨励金
最大 **300** 万円



募集区分	男性育休チャレンジコース	男性育休取得促進コース
対象事業者	常時雇用する従業員数が300人以下の法人又は個人事業主※1	
交付要件	①こうち男性育休推進企業への登録 ②実践交流会※2への参加 ③生産性向上につながる取組※3の実践	①こうち男性育休推進企業への登録 ②令和8年2月1日以降にのべ29日以上 の男性育休取得者がいること ③生産性向上につながる取組の実践
奨励金額	30万円 (先着500社)	100万円 加算となる取組により 最大300万円
加算となる取組	—	生産性向上につながる取組の実践を追加 1項目あたり50万円加算(最大4項目)

- ※1 高知県内に本社又は事業所を有する事業者
 ※2 裏面の「実践交流会とは」をご覧ください。
 ※3 裏面の「生産性向上につながる取組の実践例」をご覧ください。

詳細は、**4月以降案内予定**

こんな方にお勧めです！

- 人手不足で業務が回らない
- 売上を伸ばしたいが改善する余裕がない
- 特定の社員しかできない業務がある
- 人材が定着する働きやすい職場をつくりたい



詳しくはホームページにアクセス！

(4月以降は「総合企画部元気な未来創造課 出会い・子育て推進室」)

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課 女性の活躍推進室

詳細はこちらから▶

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

☎088-823-9651 ✉060901@ken.pref.kochi.lg.jp

3月下旬以降、最新情報を随時更新



男性育休を推進し、生産性向上につながる職場づくりに取り組む企業等が集まり、**成功事例だけでなく、悩みや試行錯誤も共有する実践型の異業種交流の場**です。

県が令和8年度から新たに実施するもので、参加費用は**無料**です。

県内10会場での開催を予定しています。



- 他社の具体的な取組事例（現場のリアルな課題、工夫、解決策など）が聞ける
- 同じ課題に向き合う企業同士のネットワークができる
- 自社の取組を整理し、次の一步が見える

生産性向上につながる取組の実践例

コース	取組例
① 業務標準化	【業務マニュアルの整備等により、属人化解消及び円滑な業務引継ぎを図る取組】 ・業務手順やフローを誰でも対応できるようマニュアル化 ・業務管理ツールを導入、進捗管理や情報共有をデジタル化 ・業務プロセスやフローチャートにまとめて可視化 など
② チームでの業務引継ぎ体制整備	【業務分担・共有体制の構築等により、業務継続を図る取組】 ・複数人で業務を担当するローテーション体制を構築 ・ペアワークやマルチ担当制の導入 ・家庭との両立支援に向けた引継ぎシートを作成 など
③ 業務プロセスの見直し	【業務の簡素化、効率化又は見直しにより、生産性向上及び負担軽減を図る取組】 ・定型業務の自動化ツール導入 ・重複する業務や非効率な作業の削減など業務フロー見直し ・権限や手続きの明確化、権限移譲や承認フロー見直し など
④ 代替要員の確保	【育児休業取得者の業務を補完する人員配置により、業務の円滑化を図る取組】 ・柔軟なシフト勤務を設定 ・派遣・有期雇用、人材バンクによる代替要員の確保 ・業務委託による一部業務の代替 ・社内人材のクロストレーニング など
⑤ 応援手当等	【業務を代替した従業員に対する手当支給等により、職場環境の整備を図る取組】 ・男性育休中の業務を代替した従業員に手当を支給 ・管理職向けマネジメント研修の実施 など

こうち男性育休推進企業の登録について



R8.1月末時点で
753社にご登録を
いただいています！

奨励金の申請には、**こうち男性育休推進企業**への登録又は更新が完了していることが必要です。登録後、特設サイトへの情報掲載までに1か月程度時間を要しますので、奨励金の申請をご検討の事業者様は、お早めに登録（更新）手続きをお願いします。（更新手続きは、登録済みの事業者様へ3月末頃ご案内予定です。）

●登録要件

- 男性の育児休業について、次の3項目を公表可能な企業等
- ① 直近3か年の事業年度における配偶者が出産した従業員数
 - ② ①のうち育休を取得した従業員数
 - ③ 平均育休取得日数
- （男性育休の対象者や取得者がいない企業等も登録可能）**

●登録方法

右記の二次元コード又は以下の登録申請フォームからご入力ください。

https://www.pref.kochi.lg.jp/form/060901/dansei_ikukyu/



登録はこちら



高知県知事
濱田省司

第6節

ライフステージの各段階に応じた 切れ目のない支援

参考配布

**第6節 ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援
(第2期計画の指標に基づく進捗状況管理)**

資料6(参考配布)

1 誰もが希望する時期に安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	第2期計画の取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
合計特殊出生率			1.48 (H30年)	1.7	1.25 (R6年)	【成果】 ・不妊治療を受ける人の経済的負担の軽減のため、R4から不妊治療費が保険適用になってからも県独自の助成制度を継続。 ・R6には、高知市とそれ以外の地域で助成制度が異なっていたこと等から、不妊治療制度のあり方を検討するための有識者で構成される検討会を開催(3回)。検討会からの提言を元に、不妊治療費助成制度を見直しを行った。 【課題】 ・若い世代への妊娠・出産を含めた性に関する正しい情報提供が不十分であるため、正しい知識を世代に応じた媒体を活用して、周知必要がある。 ・妊娠・出産前の健康管理に対応できる相談窓口が少ない。	・若い世代への「プレコンセプションケア」の推進(プレコンセプションケア相談窓口の設置、SNS等を活用した周知啓発) ・不妊治療への支援(助成制度等の拡充) ・市町村による産後ケア事業(通所型)の実施に向けた支援(市町村との協議の場・研修会等の開催、アドバイザーの派遣)		子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合	※令和元年度県民意識調査によると、高知県が安心して「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」できる社会になっていると思っている方の割合:28.1%	出会い・結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージの各段階に応じた総合的な対策を進め、出会いや結婚への支援を希望する独身者への出会いの機会の創出、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制である「高知版ネウボラ」の推進や働きながら子育てしやすい職場環境づくりに向けた、育児休暇・育児休業の取得促進など、地域や職場で子育てをサポートする取組を推進。	28.1%	50%	23.8%				子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
理想的な子どもの数 現実的に持たたい子どもの数	誰もが希望する時期に安心して結婚、妊娠・出産、子育てすることができる環境が整い、理想とする子どもの数を持つことができるよう、出会い・結婚から子育てまでのライフステージの各段階に応じた対策をさらに充実・強化する必要がある。		理想2,38人 現実2,05人	理想と現実の差 (上昇) 理想と現実の差 (縮小)	理想2,03人 現実1,71人				子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
平均初婚年齢(夫、妻)			夫30.8歳 妻29.4歳 (H30年)	年齢低下	夫30.6歳 妻29.5歳 (R6年)	(「(1)出会いの機会の創出」欄に記載)	・メタバースプラットフォームの活用による対面での交流をためらう方等への出会い・結婚支援の実施 ・若者への訴求力が高い民間アプリ運営法人との連携による出会いに向けた活動を始めていない若者へのアプローチの強化	年齢低下	子育て支援課(少子化対策)

(1) 出会いの機会の創出

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
マッチングシステムへの登録者数		・マッチングシステムの利便性及び認知度の向上 ・マッチング会員への支援	725人 (R2.2月末現在)	1,000人	650人 (R7.3月末現在)	<成果> ・令和3年度には、コロナ禍によりイベント参加者数が過去最少となるなど、停滞していた時期もあったが、徐々に活動が再開され、令和6年の婚姻件数が増加に転じた(R5:1,985件⇒R6:2,071件)。	・独身者にむけた婚活の気運醸成や結婚の意向はあるが結婚に向けた行動を起こしていない方にマッチする県の出会い・結婚支援事業の周知 ・マイナポータル連携による申し込み手続きの簡素化等のマッチングシステムの機能強化による活性化	1,000人	子育て支援課(少子化対策)
高知家の出会い・結婚・子育て応援団の実施するイベント参加者数	未婚化・晩婚化が進行している。 【婚姻率】 ・昭和50年以降、全国平均を下回っている ・平成30年で、婚姻率は3.8(人口千人対)で全国43位 【平均初婚率】 ・男性 30.8歳 ・女性 29.4歳	・補助金の活用などイベント開催支援 ・県内各地域におけるイベントの継続的な実施に向けた支援	3,168人/年 (H30年度)	3,600人/年	1,422人/年 (R7.3月末現在)	<課題> ① 出会いの機会の大幅な拡充 ・平均初婚年齢(男31.3歳、女29.9歳)が上昇傾向にあるため、20代の出会いに繋がる交流機会のさらなる確保が必要 ・友活・恋活の充実に向けて、場所や時間の制約を受けない新たな出会いの場の環境整備、市町村・企業との連携によるゆるやかな交流機会の拡充が必要 ② 結婚支援の抜本強化 ・若者のニーズの多様化に加え、結婚の意向はあるが出会いや結婚に向けた行動を起こしていない方に合わせたアプローチが必要 ・結婚への支援を希望する方が感じている時間上の制約等の解決や交際成立数の増加に向けた新たな取り組みが必要	・出会いの場の更なる確保に向けた出会いのきっかけ応援事業費補助金の対象拡充、社会人交流事業の拡充	3,600人/年	子育て支援課(少子化対策)
独身者の出会いを支援するボランティア数		・サポーターの養成及び活動支援 ・サブサポーターによる独身者等への広報活動の充実 ・婚活サポーター連絡協議会を中心としたサポーター活動の活性化	260人 (R2.2月末現在)	450人	196人 (R7.3月末現在)		・婚活サポーター活動促進に向けたインセンティブの拡充	450人	子育て支援課(少子化対策)

(2) 妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
ア 安全・安心な周産期医療体制の充実									
産婦人科医師数	・分娩を取り扱う医療機関が減少 ・周産期死亡率は、ほぼ全国水準で推移 ・1,000グラム未満の早産未熟児の出生は 全国水準だが、出生時期が県下で集中す ることもあり、三次周産期医療施設の受け 入れ適体生の充実が求められる。 ・NICU病床の稼働率が高々推移しており、 NICUやGGUで長期入院している児が増 加。	産科医の分娩手当を支給する医療機関への助成	52人 (H28年末)	55人以上	58人 (R6年末:医師・歯科医師・ 薬剤師統計)	・産婦人科医師数は、近年、増加傾向にある。また、小 児科医師数は、近年横ばいで推移している。しかし、医 療機関が中央部に集中していることによる地域偏在や、 令和6年度から開始された医師の働き方改革等により、 地域において必要な周産期医療を維持するために医師 の確保が必要。 ・分娩施設において必要となる周産期医療を確保するため に、今後出生数や周産期医療従事者の減少も想定し、周産期医療体制 の確保に向けた取り組みを行う必要がある	・将来県内の医療機関において産婦人科・小児 科の医師として勤務する意思のある医学生に対 する奨学金の加算賞与の継続 ・産科医師の分娩手当、新生児担当医に対する 助成の継続 ・妊婦にとって安全安心な出産環境の確保・維 持を目指す。今後も周産期医療体制を確保出来 るよう「高知県の将来を見据えた周産期医療体 制のロードマップ」に沿って取組を行う	61人	医療政策課
小児科医師数		出生児がNICUで管理が必要になった場合の新生児 担当医での手当を支給する医療機関への助成	106人 (H28年末)	110人以上	102人 (R6年末:医師・歯科医師・ 薬剤師統計)			104人	医療政策課
イ 妊産婦・乳幼児に関する保健の充実									
妊婦11週以下での妊婦の届出率	・妊婦健康診査に細菌検査や子宮頸管長 測定を追加して実施しているが、妊婦届の 遅れによる望ましい健診時期に受診でき ない方や、健診を一度も受けることなく出 産となる方もいる。 ・アセスメント力の強化が必要 ・市町村の産後ケアサービスの内容が少 なく、宿泊型やデイサービス型の産後ケア が生活・育児支援を展開している例も十分 でない。	妊婦の主体的な母体管理意識や思春期からのライフ プランづくりを促すための啓発。	(H30年度速報値) 93.1% (H29年度:全国 93.0%)	全国水準維持	(R5) 94.3% (全国94.5%)	・母子健康手帳別冊等の作成・配布により、妊婦の主体 的な母体管理意識の定着を図った。 ・思春期ハンドブックの配布により、思春期からのライフ プランづくりの促進を図った。 ・妊婦後援(妊婦の週以降)の妊婦届出が一定数ある 若い世代に、性や対妊婦・出産に関する正しい知識を 身につけ、健康管理を促す「プレコンセプションケア」を 推進する必要がある。	・若い世代への「プレコンセプションケア」の推進 ・妊婦の主体的な母体管理意識啓発の継続	全国水準維持	子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
産後、退院してから1か月程度、助 産師や保健師等から指導・ケアを十 分に受ける事ができたものの割合 (3.4か月児)		・子育て世代包括支援センターの運営支援 ・県単補助金による支援(産前・産後サービス)	(H30年度速報値) 79.0% (H29年度:全国 82.7%)	85.0%	(R5) 86.9%	・産後ケア事業については、類似事業も含め、全市町村 で「宿泊型・通所型・訪問型」のいずれかのサービスを実 施。利用率もR2:7.9%⇒R5:31.0%と増加傾向にある。 ・産後ケアサービスを含めた妊婦期から子育て期を通じ た切れ目のないサービスの提供体制が必要。	・市町村での産前・産後サービスの充実強化に 向けた支援の継続	85.0%	子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
1歳6ヶ月児健診の受診率	・産前・産後ケアサービスの充実と妊婦期 から育児期を通じた切れ目のないサービ スの提供が必要 ・全ての妊産婦を対象とした産後うつ病の 予防など、メンタルヘルス対策が必要 ・市町村の母子保健サービスの水準にば らつきがあり、特に乳幼児健診の受診率 は、全国水準となってきたが、受診促進 の取組や未受診児対策をはじめ、市町村の 乳幼児検健診の充実を図る必要がある。 ・養育支援の必要な家庭を早期に把握し、 保健師部門と児童福祉部門の連携強化が必要。	・県単補助事業による支援(家庭訪問による受診勧 奨) ・社会全体への効果的な啓発活動 ・乳幼児健診受診啓発チラシやリーフレットを作成し、 市町村、保育所、幼稚園等に配布。	(H30年度速報値) 97.1% (H29年度:全国 96.2%)	98.0%	(R5) 99.3% (全国96.9%)	・乳幼児健診受診啓発や、市町村による未受診者フォ ロー等の取組により、1歳6か月児健診及び3歳児健診 の受診率は全国水準並みを維持できている。 ・引き続き乳幼児健診の受診率向上等、市町村におけ る乳幼児健診の実施支援を継続する。	・人口減少対策総合交付金のメニューによる支 援(家庭訪問による受診勧奨)の継続 ・乳幼児健診受診啓発、広報活動の継続とさら なる充実 ・5歳児健診を含め、市町村における乳幼児健 診の実施体制整備への支援	98.0%	子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
3歳児健診の受診率			(H30年度速報値) 96.9% (H29年度:全国 95.2%)	98.0%	(R5) 95.7% (全国96.0%)			98.0%	子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
育てにくさを感じた時に対処できる(相 談先を知っているなど、何らかの解決 する方法を知っている)親の割合(3: 4ヶ月児)		・子育て世代包括支援センターの周知・広報	(H30年度速報値) 79.2% (H29年度:全国 81.3%)	95.0%	(R5) 85.5%	・R4に全市町村に子育て世代包括支援センターが設置 され、妊婦期から子育て期までの切れ目のない支援体 制が構築された。 ・R6からは、児童福祉法の改正に基づき、子ども家庭 総合支援拠点と統合した「子ども家庭センター」の設置促進 を行い、6市町村において移行済み。 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭センター について、フレマネットや資材等で周知・広報を実施し た。	・各市町村における子ども家庭センター等を中心 とした妊婦期からの切れ目のない支援体制の強 化に向けた支援	95%	子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
ウ 小児医療の充実									
小児の救急車搬送に占める軽症患者 の割合(消防庁、救急・救護の現況)	・医療機関の診療時間外受診が多く、医療 機関の負担となっている。 ・小児救急を担う医師不足が深刻な問題と なっている。要因として、過酷な勤務環境 などが挙げられることから、医師の負担軽 減に繋がる取組が必要。	・#8000を開設し、看護師が保護者からの相談に応 じ、適正な受診の啓発を行っている。	77.2% (H30年)	70%以下	79.7% (R5年)	・#8000を開設し、看護師が保護者からの相談に応じ ることで、夜間の緊急センターや輪番制病院の受診者数 は減少しているが、依然として、救急車搬送に占める軽 症患者の割合が高い状況であるため、継続的に適正な 救急者の利用や受診の啓発を行う必要がある。	・保護者の不安解消や適正受診を図るため、引 き続き、小児救急電話相談事業「こうちこども救 急ダイヤル(＃8000)」、高知県救急医療情報セ ンターの利用を啓発する ・更なる利便性の向上に向け、救急医療電話相 談「高知家の救急医療電話(＃7119)」と連携し 対応する ・オンライン医療相談サービスを導入し、適正な 受診につなげることで医師の負担軽減を図る。	70%以下	医療政策課
エ 小児慢性特定疾病対策の推進									
小児慢性特定疾病児童等自立支援 員の配置数	・小児慢性特定疾病は、治療が長期にわ たり、児童と家族の医療費負担が高額とな る。このため、医療費助成による保護者の 負担軽減と療養生活を支えるための保護 者の負担軽減が重要。 ・児童の症状や希望等を踏まえて、成人後 に就労も含めて自立した生活が送れるよ う、成人期に向けた切れ目のない支援を行 うことが必要。	児童の自立促進に向けた支援として、相談受付や各 研修、交流会の実施	1名	1名	1名	自立支援員を配置した相談体制を継続できているが、 相談対応の中で、関係機関との顔の見える関係性づく りを含めた助言の質向上が必要	・難病連への委託による配置の継続 ・地域との連携強化などの活動の充実	1名(R9)	健康対策課

(参考指標)

(2) 妊娠・出産・子どもの健康のための環境整備

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
イ 妊産婦・乳幼児に関する保健の充実									
周産期死亡率 (出産千対)			(H30年) 4.6 (全国3.3)	全国平均以下を維持	(R6年人口動態統計) 4.2 (全国3.3)			全国平均以下を維持	医療政策課
新生児死亡率 (出生千対)			(H30年) 0.7 (全国0.9)	全国平均以下を維持	(R6年人口動態統計) 1.6 (全国0.9)			全国平均以下を維持	医療政策課
妊産婦死亡数	・乳児死亡率は減少傾向で近年は全国水 準を下回っているが、早産未熟児や先天 異常など死因とことのできない死亡が多く なっている。	・妊婦健診での早産予防の検査(子宮頸管長測定、 細菌検査)の実施支援 ・周産期医療従事者による要因分析と改善内容の検 討会の実施	(H30年度) 0件	0件	(R6年人口動態統計) 0件	・出生数に対する超低出生体重児(1,000グラム未満)の 占める割合は、全国平均を上回ることなく維持でき ており、妊婦健診における早産予防対策等による効果が 一定であると考える ・胎産期死亡や新生児死亡率は近年、全国水準を上 回って推移しており、引き続き周産期医療従事者による 事例検討を通じて要因分析と対応策の検討を行う必要 がある	・妊婦健診における早産防止を目的とした医学 的管理の徹底の継続 ・早産および死産や乳児死亡症例について、周 産期医療従事者による症例検討を通じて要因 分析と対応策の検討を行う	0件	医療政策課
出生数に対する超低出生体重児の占 める割合			(H29年) 0.4% (全国0.3%)	全国平均以下を維持	(R6年人口動態統計) 0.2% (全国0.3%)			全国水準を維持	医療政策課
NICU満床を理由とした県外緊急搬送 件数			(H29年度) 0件	0件	(R4年) 0件			0件	医療政策課

2 すべての子どもの生きる力を育むことができる社会
(1)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
ア 次の親を育成するための若者支援									
ジョブカフェこちの職場体験講習受講者の就職率、就職後3ヶ月時点の定着率	・職業意識の形成や就業支援の取組を強化し、道職選択による安定した就労とキャリア形成を支援し、自立を促進していくことが大切。 ・特に、進路未定のまま中学校を卒業又は高等学校を中途退学した方が、どこにもつながらずニートやひきこもりにならないよう、学校・行政・各支援機関等による社会的自立に向けた切れ目のない支援が必要。	ジョブカフェこちでは、これまでの若者の就職支援の充実に加え、就職氷河期世代への支援を強化するた、支援対象者の年齢を概ね40歳代までに引き上げ、新たに国の交付金を活用した包括的な支援を展開し、求職者を正社員等への就職に繋げる。	就職率:63.9% 定着率:89.1% (R2.1月末現在)	就職率:70.0% 定着率:80.0%	37歳以下(若年層) 就職率:85.7% 定着率:81.0% 38～53歳(就職氷河期世代) 就職率:66.7% 定着率:68.4% ※R7.3月末現在	・企業側の人手不足感が増し、就職環境は改善しているが、就職に至るまでに手厚い支援が必要な層も顕在化しており、スモールステップを積み上げていく支援のニーズが高まっている。 ・就職氷河期世代については、本人の仕事に対する理解や心身のケアの必要性、家族や企業側を含む周囲の考え方などに左右されるケースがあり、丁寧なカウンセリングと企業側の理解促進をよりいっそう深めていく必要がある。	・若年層含め、定着率向上のため、引き続きセミナー等への受講を促しながら、自身の適性や興味ある分野等の理解も深めていく。 ・引き続き、自己分析や仕事に対する理解を深め、スモールステップを踏まえた状況に応じた支援を行う。 ・また、チャレンジ応援団(ジョブカフェの支援対象者の雇用や育成に理解のある県内企業)を活用し、県内就職を促進していく。		雇用労働政策課
若者サポートステーション利用者の進路決定(修学、就労)率(単年度)		中学校卒業時や高校中途退学の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者や就職氷河期世代を含む中高年世代のうち長期間無業であった方に対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。	39.9% (R1.1月末現在)	進路決定率(単年度、国事業実績を除く)を18.8%以上とする。	31.9%	・個別面談をもとに対象者のニーズに応じた支援を行うことで、目標を達成することができた。 ・中学校卒業時及び高等学校中途退学の進路未定者が学校を離れ所属を失うことで、ニートやひきこもりにならないよう、若者サポートステーションに誘導する仕組み「若者はばけネット」と活用して学校からの切れ目のない支援を行っているが、仕組みの周知が不十分であるため、関係機関への周知を進めていく必要がある。	・引き続き個別面談をもとに、対象者のニーズや適性を踏まえ、社会的自立に向けた支援を行う。	進路決定率(単年度、国事業実績を除く)を27.0%以上とする。	生涯学習課
イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備									
ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	・質の高い教育・保育の提供のために、幼保支援課と教育センターが中心となり、すべての保育者に対する研修の機会が保証されるように取り組む。 ・研修に参加するための代替職員の確保等について支援を行い、参加しやすい研修の実施に努める。 ・高知県教育・保育の質向上ガイドラインの活用を周知・徹底を図る。	保育者のキャリアステージごとに求められる資質・指導力の向上のための、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用と周知・徹底を図る。	58.8% (H30.12月)	100%	89.8%	教育センター研修で、ガイドラインの活用に向け周知を図るとともに、ガイドラインを活用した園内研修における保育の振り返りや職員間の話し合い、アドバイザー等の訪問支援での活用により、保育の見直し・改善を行った園が増加した。 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向け、ガイドラインの多様な活用について引き続き周知していく必要がある。 各地域、各園の教育・保育の課題に基づいた実践が日常的・継続的に行われるよう、市町村主管課とさらに連携して支援していく必要がある。	保育者のキャリアステージごとに求められる資質・指導力向上のための「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用と周知を図られるよう、教育センターと連携しながら取り組んでいく。ガイドラインに基づく質の高い教育・保育が実施されるよう、就学前教育の重要性について市町村担当の理解を深め、ガイドラインの活用を推進する。	100%	幼保支援課
小学生の学力の定着(全国学力・学習状況調査における平均正答率)	・本県の児童生徒の学力状況はH19年度からの経年で見ると全体としては改善傾向にある。 ・令和6年度は、国語は全国平均正答率を超えており、算数は全国平均を下回った。	・小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる学校訪問指導(全小学校 年2回以上)中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けた取組を支援する。 ・高知県学力定着状況調査(全小学校)学習内容の定着状況を把握し、学習指導の改善を図る。 ・算数単元テスト(全小学校)県発行的算数単元テストを実施し、学習内容の確実な定着を図る。 ・授業づくり講座(R5 国語・社会・算数・理科・英語・道徳・様式・教科指導の連続性)学習指導要領が目指す授業づくりを推進するとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び続け、共に高め合う教員の育成を目指す。 ・小学校教科担任制の導入学校規模に応じた教科担任制を導入し、授業改善と子どもと向き合う時間の確保によるきめ細やかな指導を推進する。 ・言語能力・情報活用能力育成プラン児童生徒の言語能力及び情報活用能力を育成するとともに、教員の授業力を高めるために、国語指導の基礎基本を学ぶ機会を設け、国語の学力向上を図る。	全国平均との差 国語 +0.2ポイント 算数 +1.7ポイント	学力は全国上位を維持し、更に上位を目指す。全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする。	全国平均との差 国語 +0.8ポイント 算数 -0.1ポイント	【成果】 ・令和6年度の全国学力・学習状況調査では、小学校国語は全国平均を上回った。 ・高知県学力定着状況調査では、4年生、5年生の国語と5年生の算数・理科において、目標とするレベルに到達しており、学力が定着してきている。 【課題】 ・令和6年度の全国学力・学習状況調査では、小学校算数が全国平均を下回った。特に、獲得した知識を活用して問題解決を図ることに課題がみられる。 ・高知県学力定着状況調査では、4年生の算数は、目標値をポイント下回った。知識を活用して問題を解決するといった思考力に課題がみられている。 ・平日の授業外学習時間の状況(R6全国学力・学習状況調査児童質問調査)が、「30分未満」と回答した児童の割合が増加した。与えられた宿題しかり取り組めていない。1人で学習を計画的に進めることが難しいといった課題がみられる。授業と授業外学習のシームレス化を促進し、学んだことが授業の中で活かされるなど、児童に学習の成果を実感させる場を設定する必要がある。 ・小学校教員対象の研修会の実施や、オンデマンド動画配信算数単元テストから抜粋したプリント集等に教職員に授業改善について働きかけた。	・小学校対象の研究協議会の開催やプリント集を追加するなど、授業改善の拡充を図っていく。 ・引き続き、小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーを配置し、定期的な学校訪問による指導・助言を行い、小中連携による教科指導体制の構築と円滑な実施の充実を図る。	全国平均を継続的に1ポイント以上上回る。 D層の児童の割合は全国平均を継続的に下回る。	小中学校課
中学生の学力の定着(全国学力・学習状況調査における平均正答率)	・本県の児童生徒の学力状況はH19年度からの経年で見ると全体としては改善傾向にある。 ・国語、数学は全国平均に届いていないが、着実に上昇傾向にある。 ・数学はここ数年、順調に伸びを見せており、全国平均まであと一歩の状況。	・小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる学校訪問指導(全中学校 年2回以上)中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けた取組を支援する。 ・高知県学力定着状況調査(全中学校)学習内容の定着状況を把握し、学習指導の改善を図る。 ・算数単元テスト(全中学校)県発行的算数単元テストを実施し、学習内容の確実な定着を図る。 ・授業づくり講座(R5 国語・社会・数学・理科・英語・道徳・教科指導の連続性)学習指導要領が目指す授業づくりを推進するとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び続け、共に高め合う教員の育成を目指す。 ・中学校組織力向上のための実践研究事業・教科のタテ持ち等の学び合いの仕組みを取り入れ、組織的な人材育成及び授業改善や、授業力向上のための体制づくりについての研究を推進する。 ・言語能力・情報活用能力育成プラン児童生徒の言語能力及び情報活用能力を育成するとともに、教員の授業力を高めるために、国語指導の基礎基本を学ぶ機会を設け、国語の学力向上を図る。	全国平均との差 国語 Δ2.0ポイント 数学 Δ1.7ポイント	学力は全国平均以上に引き上げる。全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする。	全国平均との差 国語 Δ2.1ポイント 数学 Δ2.6ポイント	【成果】 ・数学については、令和4年度から、中学校1名参加の研修会を継続して開催し、課題や改善策の共有を図ることができた。その結果、全国平均との差を縮めており、R6年度のD層の割合は、R5と比較して減少した。 【課題】 ・令和6年度の全国学力・学習状況調査では、国語、数学ともに全国平均を下回った。国語は文章を要約することに、また、数学は証明することに引き続き課題が残っている。 ・平日の授業外学習時間の状況(R6生徒質問調査)が、「30分未満」と回答した生徒の割合が増加した。与えられた宿題しかり取り組めていない。1人で学習を計画的に進めることが難しいといった課題がみられる。授業と授業外学習のシームレス化を促進し、学んだことが授業の中で生かされるなど、生徒に学習の成果を実感させる場を設定する必要がある。 ・教科会等による組織的な授業改善は進んできたものの、小中9年間を踏まえた授業づくりには弱さが見られる。小学校教科担任制及び中学校教科のタテ持ち等による授業改善への取組を一體的に捉え、小中連携を進めることで、授業の質を更に高める。	・引き続き、ブラッシュアップ研究協議会(国・社・数・理・英)での内容と授業改善プラン訪問指導を関連させ、授業改善のPDCAサイクル確立を図る。 ・家庭学習の習慣化と、学んだことが授業の中で活かされるなど、授業と授業外学習のシームレス化を促進していく。 ・小学校教科担任制及び中学校教科のタテ持ち等による授業改善への取組を一體的に捉え、小中連携を進めることで、授業の質を更に高める。	全国平均に引き上げる。 D層の生徒の割合は全国平均の割合まで引き下げる。	小中学校課

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画簡括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備									
高等学校の学力の定着 ①国公立大学進学者数の増加 ②中途退学率の減少 ③就職内定率の向上	・基礎学力の定着や、進路希望に応じた系統的な学力向上対策が必要。	学力の向上や社会性の育成に関する支援を充実させることで、生徒の卒業後の進路保障につなげるとともに、中途退学者の減少を目指した取組を進める。	(H30年度) ①557人 ②1.4%(全国1.4%) ③99.0%	①15%以上 ②1.4%(全国平均以下) ③99.0%	(R6) ① 670人、18.2% ② 1.5%(全国10月公表) ③96.8 %	① 国公立大学進学希望とともに、実績も増加しており、引き続き進路実現のための学力向上・定着のための取組を進められる。 ③就職率としては、R5年度実績から2.3%減となったが、依然として高い水準にある。就職未内定の要因としては、年度後半に進学希望者が就職へ進路変更するケースや定時制・通信制で卒業後の進路が定まらない生徒が一定数いることが挙げられる。	今後も、生徒の進学意欲を高めるとともに教職員の指導力向上や指導体制の構築に資する取組を継続的に実施していく。 就職内定率の向上については、教員、就職アドバイザー、ハローワーク、就職支援ナビゲーター等と連携し、就職支援の取組を継続していく。 以上のような取組を継続的に行い、生徒の進路保障や中途退学の防止に努める。		高等学校課
キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合 小学校 中学校 高等学校	・児童生徒が作成したキャリア・パスポート(キャリアシート)を活用し、小・中・高の連携したキャリア教育を推進する。 ・各校種間におけるキャリア・パスポートの取組の工夫や課題等について情報共有するために、キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会を開催。 ・小学校のキャリア教育担当者を対象に、地区別協議会を開催し、小学校のキャリア教育の活性化を図る。 ・不登校児童生徒の状況は、小学校ではH14年度から減少傾向にあったが、H24年度からは増加に転じた。中学校では、H20年度から横ばいの状態で、依然として深刻な状況。 いじめの認知件数は増加傾向。「高知県いじめ防止基本方針」に基づき取組を進める。 ・道徳教育キャリア教育の推進、読書環境や自然体験活動の充実などを通じて、豊かな心を形成していくことも必要。	※キャリア・パスポート(キャリアシート) 小学校から高等学校までのキャリア教育に関する諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。	小学校 98% 中学校 94% 高等学校 11.4%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	小学校 100% 中学校 100% (R6) 高等学校 100%	【小学校課】 ・地区別担当者会、中学生用キャリア教育副読本「みらいステップ」の改訂等を実施したことで、教員がキャリア・パスポートの効果的な活用等について理解を深めたり、郷土を愛する心や態度を育み、児童生徒が自らの生き方について考えを深めることにつながっている。キャリア教育についての理解や取組に学校(地域)差がみられることが課題である。 【高等学校課】 各教科等研究協議会(特別活動)において、各校の管理棟を対象にキャリア・パスポートの意義や効果的な活用等について全国の好事例をもとに共有することができた。今後も引き続き、趣旨の周知徹底や好事例の共有を行う必要がある。	【高等学校課】 今後も引き続き、趣旨の周知徹底や好事例の共有を行う。 ・【小中学校課】教職員がキャリア教育の本質を捉え、高知県に愛着をもてるような児童生徒を育成するための研修や、児童生徒の地域での体験活動の充実が必要である。	キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合(小学校・中学校・高等学校)を100%を維持する。	高等学校課 小中学校課
特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学校やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合(「よくしている」と回答した児童・生徒の割合)		児童生徒に道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実施されるよう、授業の質的転換を図るとともに、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進する。	小学校 46.0% 中学校 39.2%	小学校 60%以上 中学校 60%以上	小学校 49.8% 中学校 55.1%	・道徳科授業に係る研修会において、「指導の要点を明確にすること」や「目指す子どもの姿に向けて指導上の工夫を考えること」等の重要性について発信した。その結果、特に、中心発問以降の活動において、児童生徒の心を揺さぶったり問い返したりする「子どもの思考を深めるための教師の働きかけ」についての理解が深まり、「指導の要点」を明確にした多様な学習指導が展開されている。 ・道徳科授業に活かす研修会において、「指導の要点を明確にすること」や「目指す子どもの姿に向けて指導上の工夫を考えること」等の重要性について発信した。その結果、特に、中心発問以降の活動において、児童生徒の心を揺さぶったり問い返したりする「子どもの思考を深めるための教師の働きかけ」についての理解が深まり、「指導の要点」を明確にした多様な学習指導が展開されている。	・道徳科セミナーや学校訪問において、道徳科における「指導の要点」や、児童生徒の思考を深める手立てとなる「指導上の工夫」について周知したことにより、「子どもの思考を深めるための教師の働きかけ」についての理解が深まり、「指導の要点」を明確にした多様な学習指導が展開されている。 また、子どもの道徳性を高めるために、コミュニティ・スクールを活用した道徳教育の推進や、特別活動や総合的な学習の時間等の地域連携に関するカリキュラムの重要性について発信していく必要がある。	小学校 60%以上 中学校 60%以上	小中学校課
児童生徒が家や図書館で普段(月～金)に全く読書をしない割合 小学校 中学校		県内全域の図書館等の振興に向け、市町村に図書館の有用性を周知するとともに、子どもたちに小さい頃から読書に親しみ習慣を身につけてもらうため、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組む。	小学校 16.1%(全国18.7%) 中学校 31.0%(全国34.8%)	全国平均を3ポイント以上下回る。	【令和5年度】 小学校 24.0%(全国29.3%) 中学校 36.3%(全国39.0%)	全く読書をしない児童生徒の割合は、小学校は7.9%、中学校は5.3%とプラン策定時よりも増加傾向にあり、普段の生活で読書習慣が身につけていないことが課題としてみられる。今年度、7月に策定した「第四次高知県子ども読書活動推進計画」の中で、「読書に興味・関心を持つきっかけを増やす」「どこに住んでいても読みたい本を見つけ、読書をすることができる機会を増やす」「読書」に対する考え方や手段の幅を広げる」ということをポイントとして掲げている。乳幼児期から読書を楽しむ好きになるきっかけづくりなどに取り組んでいく。			生涯学習課
読書ボランティア養成講座修了者を増加させる	・不登校児童生徒の状況は、小学校ではH14年度から減少傾向にあったが、H24年度からは増加に転じた。中学校では、H20年度から横ばいの状態で、依然として深刻な状況。 ・いじめの認知件数は増加傾向。「高知県いじめ防止基本方針」に基づき取組を進める。 ・道徳教育キャリア教育の推進、読書環境や自然体験活動の充実などを通じて、豊かな心を形成していくことも必要。	子どもたちが読書に興味や関心を持てるような読書環境の充実を図るために、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組む。	—	10名以上	24名	・修了証の発行により、受講者のモチベーションアップにつながった。また、交流会を実施することで、参加者の今後の活動に向けた情報提供を行うことができた。 ・読書ボランティア未経験者や経験の浅い方が、活動になかなかつながらないといった報告があり、修了者の活動機会の確保が課題である。	引き続き読書ボランティアの養成やスキルアップのための講座を実施するとともに、修了者のための情報提供の機会の充実を図り、実際の活動につながるよう取り組んでいく。	毎年10名以上	生涯学習課
児童生徒の体力の向上 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ①体力合計点 ②総合評価(DE群の割合)	・R1年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果において、体力合計点が小学校では男子が全国平均よりわずかに低く、女子が全国平均に並んだ。 ・中学校では、男子が全国平均に並んだが、女子が全国平均より低く、H30年度の調査結果において調査結果を分析し、そこから得られた課題を学校全体で取り組む。 ・体育・保健体育の授業改善や運動部活動のさらなる充実等、地域とも連携しながら、よりよい生活習慣・運動習慣の定着の取組を推進することが必要。	小中9年間を通じた体力・運動能力向上プログラムの実践、小学校体育における中核となる教員の育成、外部指導者の派遣、研修会の実施、指導生等による訪問指導等を行いながら、児童生徒の体力向上や体育・保健体育授業改善を推進する。	①体力合計点(数値はTポイント(全国平均＝50)) 小学校 男子49.3 女子50.0 中学校 男子49.9 女子48.8 ②過去4年間の総合評価(DE群の割合)の平均値 小学校 男子32% 女子24% 中学校 男子29% 女子29% (令和元年度)	①体力合計点が全国平均を上回る ②総合評価(DE群の割合) 小学校 男子29%未満 女子21%未満 中学校 男子26%未満 女子11%未満	① 男子50.0 女子50.5 ② 男子50.5 女子50.6 ① 男子35.0% 女子29.6% ② 男子28.8% 女子17.9%	・R6年度の総合評価DE群 [※] の児童生徒の割合は、小・中学校男女ともに全国平均より少ない。ただし、H30年度の比較すると、全国平均や県平均の結果には及ばず、コロナ禍前の水準には戻っていない。 [※] DE群は、体力テストの総合評価において、よ方からABCDEの5段階に分類された4、5段階に属する群	各市町村教育委員会と連携し、各学校において行われている授業改善や組織的な体力向上の取組の質が高まるよう支援していく。 また、児童生徒がそれぞれの地域において継続的にスポーツができる持続可能な環境が整備されるよう、各市町村における子どものスポーツ環境の整備や中学校における部活動の地域連携・地域展開を支援していく。	①体力合計点が継続的に全国平均を上回るとともに、H30年度の全国平均値まで改善させる。 【H30全国平均値】 小学校 男子54.21 女子55.90 中学校 男子42.32 女子50.61 ②総合評価DE群の児童生徒の割合を、H30年度の全国平均値まで改善させる。 【H30全国平均値】 小学校 男子28.8% 女子22.5% 中学校 男子27.8% 女子10.8%	保健体育課

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備									
「個別の指導計画」が作成され、校内支援会や職員会議における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合		発達障害等特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、学校が個別の指導計画を作成し、組織的に指導や支援を実施することで、将来の自立と社会参加に向けて必要な取組を確実に進める。	(参考値)個別の指導計画の作成 小学校 81.4% 中学校 69.1% 高等学校 60.3% (R1.5.1)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	個別の指導計画の作成 小学校 76.9% 中学校 79.5% 高等学校 54.1% (R6.9.1)	・中学校においては、令和元年から作成率が約10%上昇している。通常の学級において、特別な支援が必要な生徒が一定数在籍しており、個別の指導・支援の必要性が高まりが作成率の向上につながっていると考えられる。 ・依然として、全ての校種において、個別の指導計画の作成が必要な児童生徒において、情報共有で終わっている等、組織的な指導・支援につながっていない。	・引き続き、個別の指導計画を作成し、組織的に活用する体制づくりの重要性について、市町村教育委員会及び各校に働きかける。 ・学校訪問等により、校内支援体制の強化および個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用に関する助言等を行う。 ・巡回相談では、ツールを基に児童生徒の観察を行い、困難さの背景を捉えて手立てを検討することでツールの良さを実感してもらうとともに、ツール活用の好事例の周知に努める。	個別の指導計画」が作成され、校内支援会等における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている児童生徒の割合を小学校で95%以上、中学校で90%以上、高等学校で95%以上とする。(通級による指導対象、特別支援学級在籍児童生徒を除く。)	特別支援教育課
個別の指導計画の作成が必要な児童生徒のうち「引き継ぎシート」等のツールを活用した引き継ぎが行われた児童生徒の割合		発達障害等特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、学校が「引き継ぎシート」等のツールを活用し、必要な指導支援の情報を進学先へ引き継ぐことで将来の自立と社会参加に向けて必要な取組を確実に継続する。	小学校→中学校 88.5% 中学校→高等学校 34.7% (R1.5.1)	小学校→中学校 100% 中学校→高等学校 80%	(参考値)引き継ぎ状況 小学校→中学校 73.8% 中学校→高等学校 80.3% (R6.9.1)	・中学校から高等学校へ引き継ぎを行った生徒の割合に大きく伸びがみられた。理由として、中学校の特別支援教育への意欲の高まりや合理的配慮を受けている生徒の増加が考えられる。ツールを活用して引き継ぎができなかった理由として、「口頭による引き継ぎ」「保護者・本人の同意が得られない」等が挙げられた。引き続き、全ての校種において、学校や保護者にツール作成の必要性の理解啓発を図る必要がある。	・引き続き、学校や保護者に作成の必要性の理解啓発を図る。 ・市町村教育委員会や保護者へ「引き継ぎシート」等活用のリーフレットを配付 ・特別支援教育学校コーディネーター研修会や学校訪問等でツールを活用した引き継ぎの意義を周知する。 ・今後は、個別の教育支援計画等の引き継いだ情報を利用して支援方法を検討する等、ツール内の情報を活用して切れ目ない支援を実施していく重要性についても周知を図る。	入学生で、口頭や文書で引き継ぎのあった児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」や「引き継ぎシート」等のツールを活用して校内支援会等を行っている学校の割合を、小・中学校、高等学校とも100%とする。	特別支援教育課
特別支援学校における免許保有率	・障害のある子どもができるだけ共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築が一層求められている。 ・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校の教員などのさらなる専門性の向上や、関係機関との連携強化による教育内容の充実など適切な対応が必要。 ・特別支援学校の現状を踏まえた取組を進めることが必要。	県立特別支援学校教諭が5つ全ての特別支援教育領域(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱)の特別支援学校教諭二種免許状以上を保有する(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)。	県立当該校種 77.7% (R1.5月1日現在)	県立特別支援学校における対象教員の5領域すべての免許保有率(採用3年未満と人事交流3年未満を除く) 100%	県立当該校種94.9% 県立5領域72.3% (R6.5.1) (採用3年未満と人事交流3年未満を除く)	・感染症対策のために、認定講習の受講者校が一時的に制限された影響もあり、県立特別支援学校で5領域全ての特別支援学校教諭二種免許状以上を保有する(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)教員の割合は年々向上してきたが、目標値には届かなかった。 ・特別支援教育の専門性を向上を図るため、引き続き5領域すべての免許取得を働きかけしていく。その際、取得計画作成を促すだけでなく、計画変更理由を確認し、実効性がある対策を検討していく必要がある。	・引き続き、県立特別支援学校における対象教員の5領域すべての免許保有率(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)向上を図る。 ・各学校は年度当初に管理職面談の際に個々の教員の免許取得計画を確認、指導する。また、年度末に免許取得計画の実施状況を確認し、進捗を管理する。 ・免許取得に向けた認定講習及び通信教育の受講を促進する。	5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く。)を80%以上とする。	特別支援教育課
特別支援学校の就職希望者の就職率		特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	(平成30年度) 国公立特別支援学校就職希望者の就職率 (H31.3) 97.7%	国公立特別支援学校就職希望者の就職率 100%	(令和6年度) 国公立特別支援学校就職希望者の就職率 (R7.3) 100%	・国公立特別支援学校就職希望者全員が就職することができている。一方で、	・地域と協働した早期からのキャリア教育に取り組むとともに、卒業後の余暇活動にもつながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させ、児童生徒の主体的な活用を支援し、自分らしい充実した生活を送るためのキャリア教育を推進する。また、福祉・労働機関と連携し、就労支援や進路指導を充実させ、児童生徒の社会的自立・職業的自立を実現させる。	県立特別支援学校において高等部3年の卒業時に「行きたい進路が決まっている」、「卒業後の生活に楽しみがある」と回答した生徒の割合を90%以上とする。(肯定的に回答した割合)	特別支援教育課

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
ウ 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実									
保育所等における家庭支援の計画と記録の作成率	・家庭環境の多様化や地域社会の変化により親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子どもの自尊感情やコミュニケーション能力などにも課題が見られるなど、家庭教育の機能が弱くなっている。 ・保護者を対象とした親子の支援、学校・地域と家庭が連携した取組の推進など、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、支援を充実する必要がある。	各園で支援を必要とする子どもの緊急度合いを見極め、園全体で共通理解を図り、家庭支援の計画と記録を作成し、支援する。	68.9%	100%	92.3%	家庭支援の計画と記録作成率： R2 93.9% → R3 91.5% → R4 92.0% → R5 89.8% → R6 92.3% 【成果】 ・家庭支援の計画と記録については、毎年約90%の作成ができており、各園で厳しい環境にある家庭の状況に合わせた適切な支援が行われている ・親育ち・特別支援保育コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における計画的な支援や園の実施につながった 【課題】 ・子どもや家庭についての話し合いはしているが、一人一人の計画と記録までは落とし込めていない園があり、その子に応じた支援が継続的に行われるためにも、支援が必要な子どもの理解と家庭支援の計画と記録の作成の必要性を更に周知していく必要がある	家庭支援の計画と記録の作成率100%を目指すとともに、関連機関と連携し、支援内容の充実を図っていく。	100%	幼保支援課
朝食を毎日食べる児童生徒の割合 小学生 中学生 高校生	・家庭の経済状況等により十分な学習機会が与えられないなど厳しい環境にある子どもたちに対しては、その子どもたちを取り巻く貧困等が世代を超えて連鎖することがないよう、学習支援や教育費負担等の軽減などの支援の充実が必要。	・健康教育副読本を活用した学校における健康教育(食育)の推進及び副読本の改訂 ・健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修研修(保健主事・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員)の実施 ・学校で朝食を提供するボランティア団体に対する支援(食育推進支援事業) ・食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の作成の推進 ・課題校への訪問指導 ・食生活改善推進員(ヘルスメイト)による食育講座の実施(保健政策課)	(R1年度実績) 小5 男子80.4% 女子81.2% 中2 男子79.6% 女子73.1% 高2 男子75.6% 女子79.4%	小5・中2男女 全国平均以上 高2男女 85%以上	小5 男子81.9% 女子78.8% 中2 男子81.0% 女子73.3% 高2 男子73% 女子74%	【成果】 令和6年度に小5男子の朝食摂取率が全国平均以上となった。 ・健康教育の中核となる教員の資質向上を図ることができた。 ・家庭や地域と連携した取組の充実を図ることができた。 【課題】 ・取組の充実と継続	子どもたちが朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけるための知識や態度を養うためには、継続的な取組が不可欠であるため、引き続き、家庭や地域と連携を図りつつ、現在の指導方法や取組を工夫・改善しながら、継続して取り組んでいく。	朝食に関する指導を実施した学校の割合を、前年度から+3%とする。 ＜基準値＞R5:76.9% R6:82.4%	保健体育課
PTA・教育行政研修会後の取組実施率		学校・保護者・行政が共通の課題意識をもち、子どもたちを取り巻く状況の改善に向けてPTAができることを考え、行動につなげる。	96.0%	100%	88.7%	昨年度のアンケートを元に、課題を洗い出し、県P連役員とともに協議を重ね、研修会を実施した。講演の内容については、概ね肯定的な評価となっている。研修後に、講演講師に依頼するなど、取組を各単位PTAにも広げている取組もみられている。ただ、全体的な内容については、改善の余地があり、保護者が満足できる内容についての工夫が必要である。	・研修会での内容が自校のPTA活動に生かされるように学校・保護者・行政が連携・協働して取り組む。 ・参加者のニーズに応えるテーマを設定し、意見交換や課題解決に向けた対策を共有する場となるよう検討していく。	96.0%	生涯学習課

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
エ 子どもの健全育成									
朝食を毎日食べる児童生徒の割合 小学生 中学生 高校生	・朝食を必ず食べる児童生徒の割合は学年が上がると低くなっている。 ・子どもの生活習慣は保護者からの影響が大きい。保護者とも連携しながら食育に取り組むことが必要。	・健康教育副読本を活用した学校における健康教育(食育)の推進及び副読本の改訂 ・健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修研修(保健主事・養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員)の実施 ・学校で朝食を提供するボランティア団体に対する支援(食育推進支援事業) ・食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の作成の推進 ・課題校への訪問指導 ・食生活改善推進員(ヘルスメイト)による食育講座の実施(保健政策課)	(R1年度実績) 小5 男子80.4% 女子81.2% 中2 男子79.6% 女子73.1% 高2 男子75.6% 女子79.4%	小5・中2男女 全国平均以上 高2男女 85%以上	小5 男子81.9% 女子78.8% 中2 男子81.0% 女子73.3% 高2 男子73% 女子74%	【成果】 令和6年度に小5男子の朝食摂取率が全国平均以上となった。 ・健康教育の中核となる教員の資質向上を図ることができた。 ・家庭や地域と連携した取組の充実を図ることができた。 【課題】 ・取組の充実と継続	子どもたちが朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけるための知識や態度を養うためには、継続的な取組が不可欠であるため、引き続き、家庭や地域と連携を図りつつ、現在の指導方法や取組を工夫・改善しながら、継続して取り組んでいく。	朝食に関する指導を実施した学校の割合を、前年度から+3%とする。 ＜基準値＞R5:76.9% R6:82.4%	[再掲] 保健体育課
十代の人工妊娠中絶実施率 (女子総人口千対)	・性に関する意識や価値観は多様化し、性行動の活性化・低年齢化が見られている。 ・子どもの心身の健康の確保及び備進を図るためには、子どもたちが健康管理ができる力を培う対策の充実が必要。 ・10代の人工妊娠中絶実施率は、H22年度から減少傾向だが、H30年度は5.4%と依然として全国平均より高い状態で推移している。 ・性感染症の罹患は10代でも見られ、啓発などの取組が必要。	・思春期相談センターPRINKでの電話相談・面接相談の実施 ・思春期から更年期までの女性を対象とした、予期しない妊娠を防ぐための、女性の身体や妊娠等に関する専門相談の実施 ・県内全高校1年生に思春期ハンドブックの配布 ・全高校生、県立・私立・高知市立全中学生にPRINKカードを配布し、相談窓口の周知	(H29年度) 5.4 (全国4.8)	減少	(R5) 3.7 (全国3.8)	・思春期相談センターや思春期ハンドブックの配付、性教育を推進する教育委員会との連携等により、R5の10代の人工妊娠中絶は全国値を下回った。 ・しかし、SNSの普及や性の多様性、ジェンダーの平等、人間関係に関することなど、思春期を取り巻く課題は一層多様化しており、引き続き、教員員や市町村等、関係機関と連携し、思春期保健を推進していく必要がある。	・思春期からの意識啓発のための広報活動の継続 ・プレコンセプションケアの推進	減少	子育て支援課 (母子保健・子育て支援室)
十代の性感染症患者報告数		・県民への梅毒注意喚起(ホームページ、Twitter、コンビニでのポスター掲示、テレビ・ラジオ読み上げ)、記者室投げ込み ・オーテピア高知図書館にて梅毒等の性感染症に関するチラシやリーフレットの掲示を実施 ・感染状況及び啓発チラシ等を子ども・子育て支援課(思春期相談センターPRINK等)へ共有	(H30年) 定点1カ所あたりの数 0.7(性器クラミジア) 0(淋菌感染症) 0(尖圭コンジローマ) 0(性器ヘルペス) 実数による報告数 2(梅毒)	減少	(R8年) 定点1カ所あたりの数 1.0(性器クラミジア) 0.12(淋菌感染症) 0(尖圭コンジローマ) 0.12(性器ヘルペス) 実数による報告数 2(梅毒)	10代の性感染症の罹患は、年によって増減があるが、報告数は横ばい。症状等があった際に、相談窓口や医療機関への受診につながるよう、引き続き、啓発活動に取り組む。	・県内の医療機関や相談機関を通じた啓発の実施 ・若い年代への様々な場面を通じた啓発活動の継続	減少	健康対策課

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
オ 地域の教育力の向上									
地域学校協働本部が設置された学校数		学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりの推進。	小学校:168校 中学校:98校 義務教育学校:2校	県内全ての小・中学校に設置	小学校:176校 中学校:85校 義務教育学校:4校	・すべての小・中学校に地域学校協働本部が設置され、多くの地域住民が参画することにより、地域全体で子ども達を見守る活動が行われた。 一方で、活動内容に差があるため、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の確保や育成などが求められる。	・学校と地域のつなぎ役である地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)の確保や活動内容の充実を図るため、研修の開催や実践ハンドブック・事例集を活用した助言等を経続する。 ・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の取組へと発展させていく。	県内すべての小中学校に設置	生涯学習課
地域スポーツハブ設置数 ※令和4年度までの指標 地域スポーツハブ展開事業はR4年度で終了	・地域のつながりの希薄化が進み、子育てに不安や悩み、孤独感や孤立感を抱える保護者が多くいる。 ・地域全体で子ども達を支え、見守り、育てる仕組みづくりが必要。 ・今後も地域との連携・協働による教育活動の充実を図ることが必要。	総合型地域スポーツクラブなどが、多分野の関係者等とネットワークを構築し、地域のスポーツニーズや課題等に対するスポーツサービスを提供する拠点を整備する。	6市町	11市町	9市町 (R4年度)	【課題】 各地域のスポーツに係るさまざまな課題について、多分野の関係者が共に解決策を考え、プランを立てて実行する仕組みや体制が整備され、子どもから大人まで、障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しめる活動拠点となった。 一方、各ハブの活動の多くは、ハブのある市町の活動に留まっているため、こうしたスポーツ活動を他のエリアに横展開し、県民のスポーツ参加のさらなる拡大につなげる必要がある。 【今後】 子どものスポーツ環境の整備や障害のある方のスポーツ参加を促進する取組を推進するため、市町村や地域のスポーツ関係団体への支援を充実・強化する。			スポーツ課
子どものスポーツ環境づくりについて、関係者が連携して対応する体制をつくり取り組んでいる市町村数		子どもたちが身近な地域でスポーツに親しめるよう市町村における子どものスポーツ環境の整備・充実に向けた取組を支援	9市町村 (R4)	19市町村	12市町村	【成果】 ・子どものスポーツ環境づくりに取り組む市町村や広域で連携して課題解決に取り組む地域は、目標に届いていないものの着実に増加している ・子どもの体力は、小中の男女ともに4年連続で全国平均を上回っている 【課題】 子ども達のニーズが多いスポーツを行うことができる環境が十分でない地域が見られる ・身近な地域に指導者がおらず、継続的なスポーツ活動の計画が立案できにくい場合がある	・子どもがスポーツを続けられる環境づくり(継続してスポーツを行うことができる場づくり) ・若者の関心が高い新たなスポーツを推進	34市町村 (R9年度末)	スポーツ課

3 地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会

(1) 子ども等の安全の確保

指標	第2期計画(令和2年度～6年度) 策定時における課題等	取組概要	プラン策定時現状 (年)	令和6年度 成果目標	令和6年度 実績	第2期計画総括 (成果・課題)	今後の取組の方向性 (R7年度～11年度の取組 ※令和7年3月31日時点)	令和11年度 成果目標	担当課
ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進									
交通安全教室の実施率 (教育機関)	・地域の実情に応じた交通安全教室の推進など、効果的な事故防止対策を行う必要がある。 ・チャイルドシートの使用やシートベルトの着用、子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用など、適切な使用の徹底を図る必要がある。	自治体や関係機関団体と協働し、小・中学校等において、交通安全教室を実施。	89.6% (H30年度)	100%	88.6% (令和6年度)	新型コロナウイルス感染拡大以降、交通安全教室の実施率が低下していたものの、プラン策定時と同等まで向上させることができた。子どもが関係する交通事故件数は減少傾向にあり、一定の効果が認められた。	引き続き、自治体や関係機関等と連携して効果的な交通安全教育(教室)を実施する。	100%	交通企画課
イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進									
学校安全ボランティア(スクールガード)による見守りの実施率(小学校)	・子どもたちが犯罪の被害に遭わずに安全で安心して生活できるよう、犯罪情報などの発信や、被害防止教室、通学路等における子どもの見守り活動、自主防犯組織と連携した取組、スクールサポーターやスクールガード・リーダーの配置など、関係機関が連携した地域ぐるみの子どもの安全を確保する取組が必要。	各種研修会や事業において、学校関係者や市町村担当者に対して、登下校防犯プランに基づく見守り活動の強化を働きかけ	100% (平成30年度)	100%	100%	第2期計画の期間において「スクールガード等による見守り活動の実施」ができていたと答えた小学校は100%であった。学校安全ボランティア(スクールガード)の養成や学校・登下校の見守りを行うスクールガード・リーダーを委嘱する等の「高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」においても事業を行う市町村が増えている。(21～22市町村)	実施率は100%で推移しているが、学校安全ボランティア(スクールガード)の高齢化や担い手が不足していることが課題となっており、継続に向けた対応策(学校安全ボランティアの養成、組織的な見守り活動の促進、学校・家庭・地域・関係機関等との連携・協働体制強化)について市町村に働きかけていく。		学校安全対策課
あんしんFメール登録申請件数		会合等あらゆる機会を捉えて、学校関係者等に登録推進のための周知を図る。	16,267件 (R2.2月末現在)	20,000件	19,367件 (R6.3月末現在)	【成果】 ・学校関係者等への登録推進活動を実施し、プラン策定時から登録申請件数が3,000件以上増加した。	・令和6年2月1日から、新たに「Yahoo! JAPAN(ヤフー)」を活用した情報発信を開始し、令和6年3月末で「あんしんFメール」による情報発信を終了している。 ・今後は、ヤフーを活用した情報発信について広報し、登録推進を図っていくが、ヤフーの利用者数は、非公表とされているため、指標の項目としては削除させていただきたい。	—	人身安全・少年課

(2) 令和7年度の進捗状況等 について

資料7

■「高知県こども計画」における子ども・子育て支援事業の位置づけ

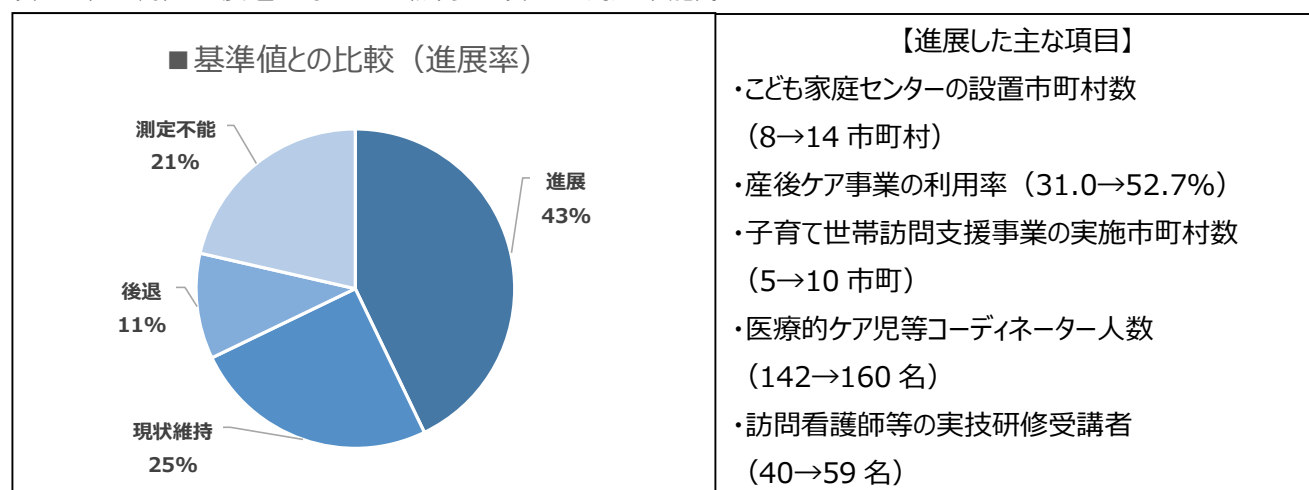
旧計画の第2～4節（子ども・子育て支援法の必須項目）⇒こども計画の「別添」へ

高知県子ども・子育て支援事業支援計画（～R6）	高知県こども計画（R7～）
第2節 幼児期の学校教育・保育の充実	別添① 教育・保育の提供体制等について
第3節 地域における子育て支援	別添② 地域子ども・子育て支援事業に講ずる措置等
第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	別添③ 特別な支援を必要とするこども・家庭への支援

■「高知県こども計画」（子ども・子育て支援法関連）の進捗状況（「参考資料1」を基に集計）

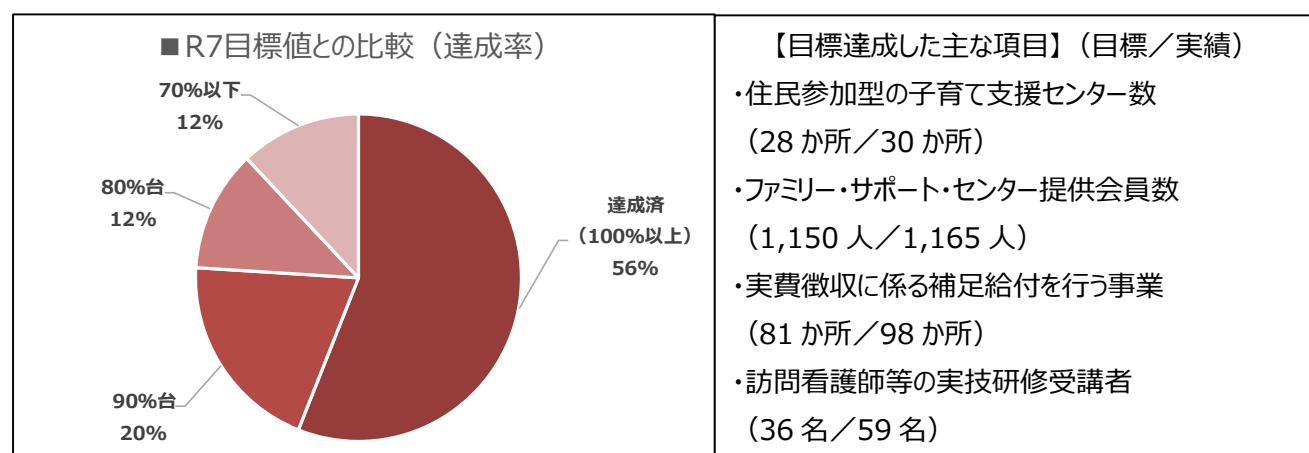
○ 基準値との比較（進展率）

「地域子ども・子育て支援事業に講ずる措置等」の目標指数22項目、及び「特別な支援を必要とするこども・家庭への支援」の同8項目（全30項目）について、直近実績（12月末時点）と基準値（計画策定時の直近数値）を比較したところ、13項目（43%）が進展、8項目（25%）が現状維持、4項目（11%）が後退となった（残り5項目は測定不能）。



○ R7目標値との比較（達成率）

R7目標値に対する達成率については、数値化できる25項目のうち、12月末時点で目標達成済みのものが14項目（56%）、90%台が5項目（20%）、80%台が3項目（12%）、70%以下が3項目（12%）となっている。



■「高知県こども計画」（子ども・子育て支援法関連）別添① 報告事項
「教育・保育の提供体制等について」

1 「教育・保育の提供体制」にかかる令和7年度の進捗状況

(1) 教育・保育施設の需給の状況

	R7計画値		R7実績値（4/1時点）	
	量の見込み	確保方策	二一ズ量	確保方策
1号認定	1,286	2,303	1,041	2,088
2号認定	11,066	13,633	11,040	13,321
3号認定（1・2歳児）	5,897	7,546	5,912	7,520
3号認定（0歳児）	1,280	2,003	671	1,972

(2) 認定こども園の推移

類型	R 7 年度計画	R7.4.1時点
幼保連携型	21	21
幼稚園型	18	18
保育所型	6	6
地方裁量型	3	3
合計	48	48

(3) 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の人材確保と資質の向上

■特定教育・保育施設における保育教諭・保育士・幼稚園教諭の必要数

	R 7 年度	R 7 年度
	必要数	配置数
保育教諭	383	435
保育士	3,987	3860
幼稚園教諭	327	287
計	4,697	4,582

■教育センターが実施するステージ別研修の参加率

（令和7年度分については令和8年度の会議で報告予定）

2 高知県こども計画別添「教育・保育の提供体制等について」の変更について

「乳児等通園支援事業」（通称「こども誰でも通園制度」）令和 8 年度からの本格実施にあわせ、子ども・子育て支援法の改正が令和 8 年 4 月 1 日に施行。

改正内容としては、乳児等通園支援給付が新たに創設されるほか、これに関連して都道府県子ども・子育て支援事業計画の必須記載が新たに追加。

この改正に対応するため、乳児等通園支援事業に関する記述を追加（別添資料 1）

（子ども・子育て支援法 第六十二条）

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

四 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

3 高知県多機能型保育支援事業について（別添資料 2）

平成 28 年度から本県で独自に実施してきた「多機能型保育支援事業」は、令和 8 年度で 10 周年を迎える。「らい〜な」という愛称で親しまれ、長年にわたり、地域の子育て支援に多くの保育所等が尽力された。

人口減少により保育所等の統廃合が進むなか、こういった子育て支援や特別支援、高齢者福祉などの役割を保育所に持たせる「多機能化」という言葉が近年聞かれるようになり、こども家庭庁では人口減少対策の検証を目的として、令和 6 年度補正予算からモデル事業を立ち上げ、過疎地等で保育所の多機能化に取り組む市町村への補助を開始。

（別添資料 3）

このモデル事業について、令和 7 年度補正予算から都道府県が実施主体となることが可能となったことから、本県の多機能型保育支援事業について、モデル事業へ応募。

モデル事業として事業を実施するにあたっては、検討会での検証が必要となっていることから、事業が採択された場合は「子ども・子育て支援会議」を検討会の場とし、検討をお願いしたい。（年度末の定期開催とは別に実施の必要がある場合は書面により開催）

教育・保育の提供体制等について（案）

（子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画としての教育・保育の提供体制）

1 区域の設定

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 62 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、各市町村計画において定める教育・保育提供区域等を勘案し、県区域を以下のとおり定めます。

（１） 基本的な考え方

県区域の設定に際して、以下を勘案します。

- 市町村が定める教育・保育の提供区域
- 市町村を超えた利用の実態及び利用量の見込み
- 需給調整及び広域調整への影響

（２） 県区域の設定

（１）の基本的な考え方に基づき、県区域の設定区分ごとに次のとおり設定します。

1号認定
幼稚園や認定こども園においては、市町村域を超えて広域的な利用が行われていることを踏まえ、県全体を 1 区域に設定します。
2号認定、3号認定
各市町村単位での需要と供給の確保が保たれているとともに、市町村計画における提供区域や量の見込みの確保区域においても、市町村単位で設定されていることから、各市町村を 1 区域に設定します。

※保育・教育給付における子どもの認定区分（法 19 条第 1 項）

認定区分	認定要件	利用施設
1号	3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、認定こども園
2号	3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号	3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育所、認定こども園、地域型保育施設

2 教育・保育の提供体制の確保

（１） 子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保の内容に関する基本的な考え方

各市町村は、教育・保育の量の算定にあたり、地域の子育て家庭等に対してアンケート調査などを実施し、現在の保育・教育施設の利用状況や、今後希望する利用内容などに関する調査を実施しています。その結果に基づき、地域の実情を踏まえて、市町村子ども・子育て会議で審議を行い、各年度毎に認定区分ごとの量の見込みとその確保策を定めています。

これを踏まえて、本計画における教育・保育の量の見込み・確保策の算定に当たっては、以下の考え方に基づき定めます。

- ① 県計画における量の見込み・確保方策は、各市町村計画における数値を県区域ごとに集計します。

各市町村計画における量の見込み・確保方策の計＝ 県計画における量の見込み・確保方策
--

- ② 市町村の設定区域を超えた教育・保育が必要となった場合で、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村間及び関係保育・教育施設等との調整が整わない場合には、県は必要に応じて広域調整（市町村間における調整）を行います。
- ③ 県境など隣県との広域調整が必要となる場合は、関係市町村からの要請を受けて、関係する県との間で調整を行います。
- ④ 預かり保育や認可外保育施設等の広域利用が見込まれる子育てのための施設等利用給付については、市町村間の連携が整うように県から情報提供等を積極的に行います。

（２）子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育の量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保の内容

（１）の基本的な考え方を踏まえた各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の県全域の内容については、下記のとおりです。

① １号認定

（単位：人）

	量の見込み	確保方策		
	1号認定	計	特定教育・保育施設	国立大学附属幼稚園
令和7年度	1,286	2,303	2,179	124
令和8年度	1,236	2,303	2,179	124
令和9年度	1,174	2,301	2,177	124
令和10年度	1,130	2,301	2,177	124
令和11年度	1,114	2,301	2,177	124

② ２号認定

（単位：人）

	量の見込み	確保方策			
	2号認定	計	特定教育・保育施設	地域型保育事業	認可外保育施設
令和7年度	11,066	13,633	13,583	26	24
令和8年度	10,613	13,609	13,561	24	24
令和9年度	10,057	13,541	13,496	21	24
令和10年度	9,694	13,530	13,482	24	24
令和11年度	9,494	13,532	13,484	24	24

③ 3号認定

(単位：人)

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (2歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和7年度	3,276	4,111	3,980	117	14
令和8年度	3,021	4,108	3,979	115	14
令和9年度	3,172	4,104	3,974	116	14
令和10年度	3,085	4,102	3,970	118	14
令和11年度	3,010	4,102	3,969	119	14

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (1歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和7年度	2,621	3,435	3,269	154	12
令和8年度	2,775	3,435	3,268	155	12
令和9年度	2,696	3,428	3,259	157	12
令和10年度	2,623	3,424	3,257	155	12
令和11年度	2,565	3,424	3,256	156	12

	量の見込み	確保方策			
	3号認定 (0歳児)	計	特定教育 ・保育施設	地域型保育 事業	認可外 保育施設
令和7年度	1,280	2,003	1,860	138	5
令和8年度	1,258	1,998	1,852	141	5
令和9年度	1,234	1,992	1,846	141	5
令和10年度	1,201	1,986	1,845	136	5
令和11年度	1,178	1,986	1,843	138	5

3 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園に関する基本的な考え方

① 認定こども園の役割と必要性

どこに住んでいても質の高い教育・保育を受けることができる体制の確保を目指しています。特に、保育所・幼稚園のいずれかしかない市町村では、地域の教育・保育ニーズに柔軟に対応できる保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」の設置が必要です。

【参考】

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※「幼保連携型認定こども園」は教育・保育双方の高い専門性を兼ね備えていることから、その設置を推進します。

② 認定こども園の目標設置数、設置時期 県全域の目標設置数及び設置時期を、次のとおり定めます。

	令和6年 4月現在	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
幼保連携型	20	21	21	22	22	22
幼稚園型	18	18	18	18	18	18
保育所型	6	6	6	6	7	7
地方裁量型	2	3	3	3	3	3
合計	46	48	48	49	50	50

③ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

(ア) 財政的な支援

- ・国の補助制度等を活用し、施設整備等に対する支援を行います。
- ・幼稚園教諭免許または保育士資格のいずれかしか持たない者について、免許及び資格取得の支援を行い、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を推進します。

(イ) 情報提供・相談支援

- ・県内の市町村や幼稚園及び保育所の設置者等に対し、施設、設備基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行います。

（２）教育・保育施設と地域型保育事業との相互連携の推進

原則、３歳未満の保育を必要とする子どもが利用する小規模保育事業や家庭的保育事業などの「地域型保育事業」について、満３歳以降においても適切な教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との連携が不可欠です。事業者の連携が円滑かつ積極的に図られるよう、合同研修の実施などによる取組を行います。

（３）認定こども園、保育所及び幼稚園と小学校との接続

教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性のもと、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

①保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実

各保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援などを行うとともに、市町村の主体的な取組を促し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育を充実させていきます。

②保幼小の円滑な連携・接続の推進

モデル地域の実践を収録したＤＶＤの活用やシンポジウムの開催などを通じて、モデル地域に準じた「学びをつなぐ」取組の県内全域への普及に取り組みます。

③親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置

特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を支援します。

④スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞

厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に５歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言等を、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を推進します。

（４）保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保

① 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の現状

保育士及び保育教諭の総数は、令和２年には正規職員・臨時職員・パート職員の総数は４,３９５人でしたが、令和６年は４,３２８人となっており、６７人の減となっています。

また、職員の内訳では、正規職員数が令和２年と比較して１１人減少、臨時職員は８３人減少する一方、パート職員は２７人増加となっており、全職員に占める正規職員の割合はほぼ横ばいの状態で推移しています。

一方、幼稚園教諭の人数は、令和２年は３８４人でしたが、令和６年は３６６人となっており、減少傾向となっています。

(ア) 保育士数の推移(保育所等)

(単位:人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6	対R2
常 勤	正規職員	1,904	1,919	1,914	1,940	1,857	△ 47 (97.5%)
	(対前年度)		15	△ 5	26	△ 83	
	臨時職員	1,381	1,341	1,305	1,275	1,264	△ 117 (91.5%)
	(対前年度)		△ 40	△ 36	△ 30	△ 11	
	計	3,285	3,260	3,219	3,215	3,121	△ 164 (95.0%)
	(対前年度)		△ 25	△ 41	△ 4	△ 94	
パート		816	803	810	826	827	11 (101.3%)

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

(イ) 保育教諭数の推移(幼保連携型認定こども園)

(単位:人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6	対R2
常 勤	正規職員	186	200	202	218	222	36 (119.4%)
	(対前年度)		14	2	16	4	
	臨時職員	61	71	78	82	95	34 (155.7%)
	(対前年度)		10	7	4	13	
	計	247	271	280	300	317	70 (128.3%)
	(対前年度)		24	9	20	17	
パート		47	61	61	59	63	16 (134.0%)

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

(ウ) 幼稚園教諭数の推移(幼稚園)

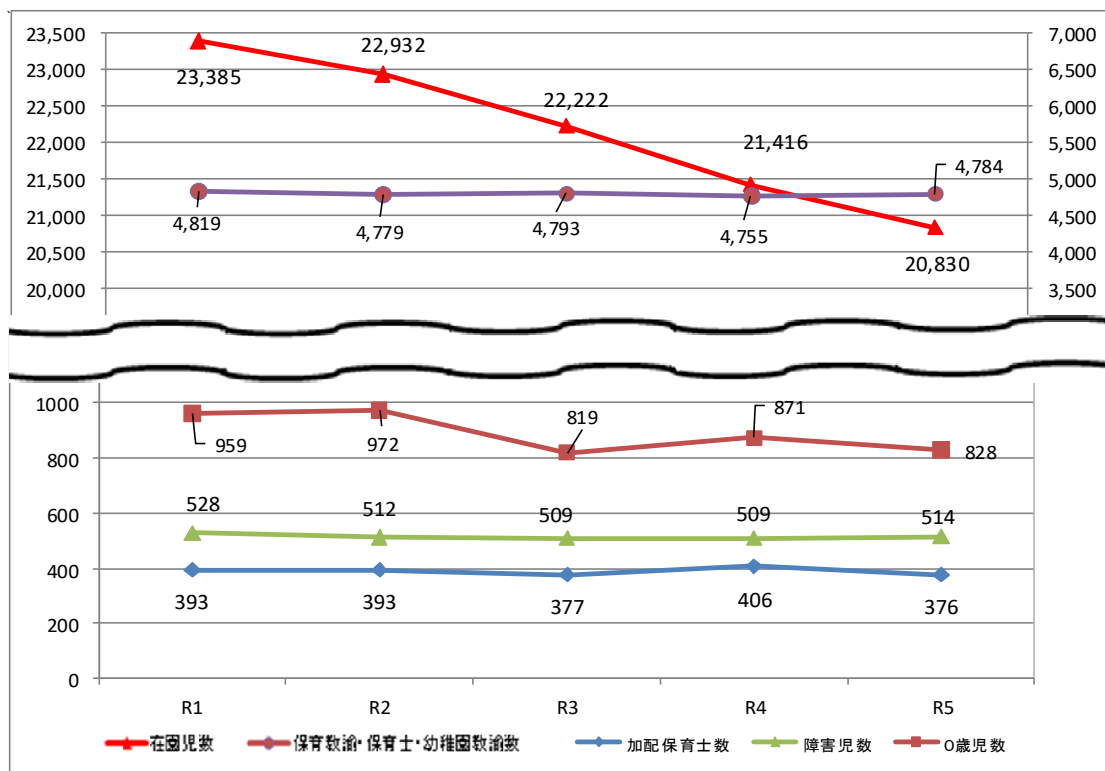
(単位:人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	対R2
本務者	310	308	294	299	284	△ 26 (91.6%)
国公立	82	72	60	62	56	△ 26 (68.3%)
私立	228	236	234	237	228	0 (100.0%)
兼務者	74	90	91	85	82	8 (110.8%)
国公立	24	28	27	29	26	2 (108.3%)
私立	50	62	64	56	56	6 (112.0%)
計	384	398	385	384	366	△ 18 (95.3%)

※学校基本調査(国調査)

② 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保に伴う課題

(ア) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭数及び在園児数の推移



※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

(イ) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭数は不足しているか

(単位：人)

	R6.4.1時点				R6.9.1時点			
	はい		いいえ		はい		いいえ	
幼保連携型認定こども園	1	5.0%	19	95.0%	2	20.0%	8	80.0%
保育所	22	10.3%	192	89.7%	38	17.8%	176	82.2%
幼稚園	0	0.0%	11	100.0%	0	0.0%	11	100.0%
連携型外認定こども園	3	11.5%	23	88.5%	3	11.5%	23	88.5%
地域型保育事業所	0	0.0%	33	100.0%	0	0.0%	33	100.0%
合計	26	8.6%	278	91.4%	43	14.6%	251	85.4%

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査(R6県調査)

(ウ) (イ) で「はい」とした保育士・保育教諭・幼稚園教諭の不足人数

(単位：人)

	R6.4.1時点						R6.9.1時点					
	障害児加配	家庭支援加配	延長・土曜保育等	産育休・病休代替	その他		障害児加配	家庭支援加配	延長・土曜保育等	産育休・病休代替	その他	
幼保連携型認定こども園	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3
保育所	30	6	3	3	4	14	46	10	4	3	6	23
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連携型外認定こども園	7	5	0	2	0	0	9	6	0	2	1	0
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39	11	3	5	4	16	58	16	4	5	7	26

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査(R6県調査)

(工) 正規職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の採用人数 （単位：人）

	R5.4.1採用	R6.4.1採用
幼保連携型認定こども園	16	12
保育所	71	60
幼稚園	3	3
連携型外認定こども園	39	28
地域型保育事業所	8	6
合計	137	109

※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

前頁の②（ア）の表のとおり、入所児童数は年々減少していますが、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の職員総数は、保育ニーズの多様化を背景にほぼ横ばいの状態で推移しています。

また、障害児や特別な支援が必要な児童についてもほぼ横ばいの状態であり、令和5年度には1,599人が在籍しています。このような児童に対応するために配置する保育士には、専門的な知識が求められることなどから、人材の十分な確保につながりにくいうえに、年度途中の児童の受入に要する保育士の確保は人材不足から難しい状況です。

個別対応での支援を要することから、正規職員が対応した場合には、その職員の代替となる職員が必要です。また、新たにその児童に対応する職員が必要となる場合もあり、いずれの場合も、年度途中からの対応が必要となります。

さらに、0歳児については、国が定める職員の配置基準（最低基準）が、乳児3人に対し職員1人となっていることに加え、年度途中の入所が多いことから、年度途中での保育士の雇用が必要となりますが、この場合、年度末までの短期雇用期間となることなどから、人材の確保が難しい状況にあります。

このように、年度当初の段階では、入所児童数に対して法で定められている最低基準の職員数は確保しているものの、障害児等や延長保育などに対応する加配職員がやや不足する状況となっています。

また、年度の途中では、新たに入所する0歳児に対応する職員や、日々の保育等で判明する特別な支援が必要な児童に対応する職員が不足する状況となっています。

施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと、さらに障害等で特別な支援が必要となる児童の把握が難しいことなどの要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しにくい状況です。

また、前頁表（イ）（ウ）のように1割前後の施設では、「不足している」と答えており、この職員の不足に対して、令和5年4月及び令和6年4月の正規職員の採用状況は前頁の（工）のとおりとなっています。

正規職員の採用人数は、令和5年4月と比較すると令和6年4月は減少しており、県中央部においては募集人数に対して数倍の応募人数が集まりますが、中山間の地域では募集人数程度しか集まらず選考ができない場合もあるなど、人の確保が困難な地域も発生しています。

③ 確保方策について

(ア) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭の必要数について（臨時職員やパート職員を含む）

保育士・保育教諭・幼稚園教諭の必要数

（単位：人）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
保育士	3,987	3,940	3,881	3,847	3,820
保育教諭	383	376	373	371	371
幼稚園教諭	327	325	321	318	317
合計	4,697	4,641	4,575	4,536	4,508

※教育・保育の提供体制の確保等に関する調査（R6 県調査）※常勤換算の人数から実人数を推計

正規職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）の年齢構成

（単位：人）

	20歳以上30歳未満		30歳以上40歳未満		40歳以上50歳未満		50歳以上55歳未満		55歳以上		計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
保育士	461	24.8%	559	30.1%	482	26.0%	203	10.9%	152	8.2%	1,857
保育教諭	77	34.7%	66	29.7%	43	19.4%	18	8.1%	18	8.1%	222
幼稚園教諭	83	37.9%	50	22.8%	41	18.7%	22	10.0%	23	10.5%	219
合計	621	27.0%	675	29.4%	566	24.6%	243	10.6%	193	8.4%	2,298

※特定教育・保育施設等運営状況調査（県調査）

保育教諭（幼保連携型認定こども園における職員）については、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有していることが必要です。

現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育士・幼稚園教諭の約 9 割の近くの職員は両方の資格を持っていますが、幼保連携型認定こども園に勤務している者又は勤務を予定している者で、どちらか一方の資格しか持っていない職員は、令和 11 年度末までに資格を取る必要があります。

保育士、保育教諭及び幼稚園教諭の必要数については、今後減少する見込みとなっていますが、今後 5 年間で約 190 名の正規職員の退職が見込まれることから、退職者の補充も課題となっており、人材を継続して確保していくためには、在職者及び新規採用者の定着化（離職防止）を促進する必要があります。

加えて、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、保育所等の職員配置基準が、4・5 歳児は 30 対 1 から 25 対 1 に、3 歳児は 20 対 1 から 15 対 1 に改善されました。現在は経過措置により旧基準の配置も可能となっていますが、今後は新基準への対応が必要となる見込みです。

今後、1 歳児についても 6 対 1 から 5 対 1 へと改善される見込みであること、また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が本格実施となることも踏まえると、さらなる保育士等の確保が必要です。

(イ) 今後の取組について

このような状況から、保育士・保育教諭・幼稚園教諭について次のように確保を図るよう努めます。

保育士等の処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や職場環境の改善を引き続き促進します。

保育士等の離職防止を図るため、保育士の補助を行う職員の配置への支援や、経営者を対象とした業務改善研修など、保育士等の業務負担の軽減に取り組みます。

また、高知県社会福祉協議会・福祉人材センターを中心として、関係機関と密に連携し、保育職場に特化した就職相談会など、事業者と求職者とのマッチングの強化や、UI ターン希望者の保育職場への招き入れ等、積極的に支援します。

保育士修学資金の貸付により、保育士資格取得を目指す学生を支援するほか、未就園児を持つ保育士の子どもの保育料等や、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用等についても貸付を行います。

4 人材育成、資質向上の取組

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実

各保育所・幼稚園等が実施する園内研修への支援などを行うとともに、市町村の主体的な取組を促し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育を充実させます。

② 保幼小の円滑な連携・接続の推進

保幼小の円滑な連携・接続に向け、モデル地域における「架け橋期（5歳児～1年生）のカリキュラムづくり」の成果の普及を通じて、県内全域の「学びをつなぐ」取組を支援します。

(2) 親育ち支援の充実

① 保育者の親育ち支援力の向上

保育所・幼稚園等において日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村と親育ち支援を推進する親育ち支援地域リーダーとの連携や、園内の親育ち支援を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

② 保護者の子育て力向上のための支援の充実

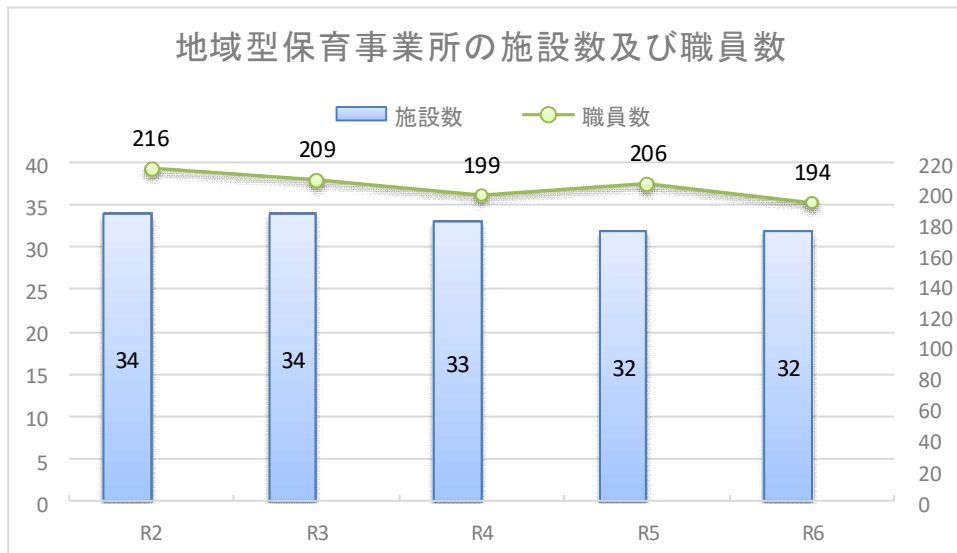
保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方、望ましい生活習慣について、保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修の実施支援を行うなど、保護者の子育て力向上のための支援を充実させます。

5 地域型保育事業に従事する職員等の育成支援

地域型保育事業に従事する職員は、保育士又はその他保育に従事する職員（子育て支援員等）として市町村長が行う研修を修了した者とされています。研修は、県が主体となり国が示す「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づいて実施しています。

令和6年4月現在の施設数は32施設となり、これまでの5年間で2施設減少しています。また職員数（保育士、家庭的保育者及び子育て支援員を含む）も微減しています。

6ページにある「(イ) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭は不足しているか」では、地域型保育事業所において職員数は不足していない状況です。



※特定教育・保育施設等運営状況調査(県調査)

しかしながら、平成 28 年 7 月に「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正を行い、保育所等の職員配置について児童が少数となる朝夕等の時間帯等に子育て支援員を置くことが可能となる特例を設けたことで、子育て支援員の従事範囲が広がったことから、保育所等において子育て支援員へのニーズが高まっています。こうした状況を踏まえ、引き続き研修を実施し、子育て支援員を養成していきます。

研修終了者の状況

(単位：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
子育て支援員 (地域保育コースのうち、地域型保育を修了している者)	62	53	84	78	60
(累計)	(490)	(543)	(627)	(705)	(765)
家庭的保育者	0	0	0	0	0
(累計)	(25)	(25)	(25)	(25)	(25)

6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする事業です。令和 8 年度から新たな給付として全市町村で実施します。

各年度における量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

(単位：人)

区分		R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
0 歳児	量の見込み	89	89	88	86
	確保方策	114	115	115	114
1 歳児	量の見込み	50	49	49	48
	確保方策	110	110	110	110
2 歳児	量の見込み	35	36	35	34
	確保方策	97	97	96	96

調
整
中

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第22条の規定を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保に努めます。

併せて、特定乳児等通園支援を行う者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図ります。

6-7 教育・保育情報の公表

教育・保育施設及び地域型保育事業者における教育・保育の内容、運営状況に関する情報等について、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）で公表し、保護者が適切かつ円滑に判断できる機会を確保します。

【基本的な公表項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○施設等の法人に関する事項（法人の名称、所在地、連絡先、設立年月日、代表者の氏名等）○施設等に関する事項（施設の種類、名称、所在地、連絡先、事業所番号、管理者の氏名等）○従業者に関する事項（職種別の従業者数、勤務形態、経験年数、免許・資格等）○教育・保育等の内容に関する事項（開所時間、利用定員、運営方針、教育・保育の内容等）○利用料等に関する事項○教育・保育の内容に関する事項（権利擁護等のために講じている措置、相談・苦情等の対応）○施設等の運営状況に関する事項（安全・衛生管理措置、情報管理・個人情報保護等）○その他知事が必要と認める事項 |
|--|

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 3億円

事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

事業の概要

(1) 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）、過疎地域に準ずる市町村（※）又は過疎市町村若しくは過疎地域に準ずる市町村を有する都道府県

※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。

※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組 ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③こども・子育て家庭を支援する取組 ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤地域づくりのための取組

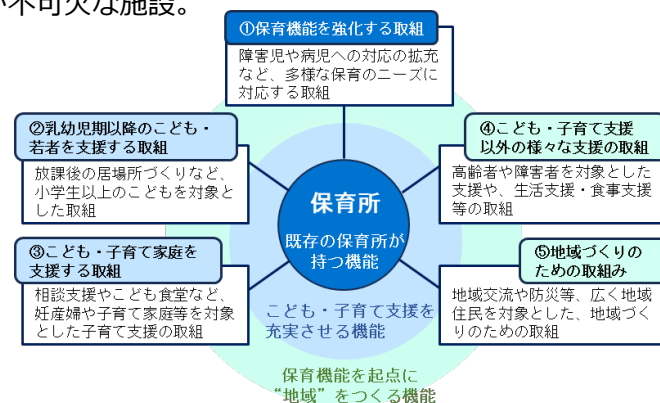
(2) こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

【事業内容】

- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

【対象自治体】

- 都道府県、市区町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村（自治体が認めた者への委託可）

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】 (1) 及び (2) の事業：（一般型）1自治体あたり 10,000千円

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、(1)の事業については、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

(1) の事業：（被災地型）1自治体あたり 15,000千円

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

【補助割合】 国：3／4、都道府県・市区町村：1／4

事業概要

保育所等の子育て支援機能を強化し、保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めることで、「子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援」を行うことが可能な多機能型保育の拡大を図る。

期待される効果

地域の方々との協働で様々な交流事業を実施し、地域との絆を深めることで、子育て家庭への声かけなど日常的な支援を充実させ、子育てしやすい環境につなげられる。

現状・課題

少子化や核家族化を背景として、就労形態や価値観の多様化などの社会環境が変化し、人と人との結びつきや地域の繋がりが希薄化している。子育て中の世帯が、地域の方々から日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、地域全体で子育てすることが困難になっている。

事業目標

R 9 : 4 0 か所

実施内容

多機能型保育支援事業費補助金

保育所等の子育て支援機能を強化し、地域ぐるみの子育て支援（下欄①～③の交流事業）の運営を補助

◆補助先
市町村・私立保育所・私立小規模保育事業者・私立認定こども園（他の子育て支援補助事業対象施設は除く）

◆補助対象経費
交流事業を実施するために必要な運営経費

◆補助基準額（上限額）

ステップ1 保育所 11,000円/月
小規模保育事業所 9,000円/月

ステップ2 保育所 33,000円/月
小規模保育事業所 33,000円/月

継続経費 保育所 25,000円/月
小規模保育事業所 20,000円/月

ステップ3 保育所 56,000円/月
小規模保育事業所 56,000円/月

継続経費 保育所 28,000円/月
小規模保育事業所 22,000円/月

◆補助率 公立：1／2 私立：定額

多機能型保育支援事業委託料

委託内容：多機能型保育施設の情報収集・発信、子育て事業の企画提案、保育施設を中心とした地域連携、その他各施設へのアドバイス等

委託先：未定

在園児と未就園児とに関わらず、子どもたちの育ちを支援し、地域ぐるみで保育を頑張る施設を応援します。



施設の力を少しずつ大きくしませんか？

ステップ2

- ①場の提供【月5日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年3回】

補助期間：2年間
※補助期間終了後はステップ3もしくは継続に移行可

ステップ1

- ①場の提供【月3日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年1回】

補助期間：上限なし

ステップ3

- ①場の提供【月8日】
- ②園が企画する子育て事業等の実施【年6回】

補助期間：1年間
※補助期間終了後は継続に移行可

地域のみんなで子育て応援

子育て世帯

保育施設
地域の拠点・交流の場

① 定期的な子育て支援への場の提供

- ・子育て相談
 - ・園庭開放
 - ・保護者同士の交流
- 等

② 園が企画する子育て支援事業等

- ・夕涼み会
 - ・運動会
 - ・クリスマス会
- 等

③ 地域活動への参加

- ・防犯、防災避難訓練
 - ・美化活動
 - ・地域行事
- 等

子ども・子育て支援法関連 K P I 進捗状況確認表

参考資料 1

※令和7年度から位置づける新事業は太字

				実績			目標値 (目標年度)				
指標				7 年度	目標達成率	前年比	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
(1) 利用者支援事業 担当課：子ども家庭課、子育て支援課（子育て）	こども家庭センター型（こども家庭センターの設置）	8 市町	(R6)	14市町村	82.4%	↗	17市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
(2) 地域子育て支援拠点事業 担当課：子育て支援課（子育て）	地域子育て支援拠点の設置か所数	25市町村 1 広域連合 50か所	(R6)	25市町村1 広域連合50 か所	100.0%	→	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
	住民参加型の子育て支援センター数	33か所	(R6)	30か所 (令和7年9月末 時点)	107.1%	↘	28か所	32か所	35か所	40か所	48か所
(3) 妊婦健康診査 担当課：子育て支援課（母子）	妊娠11週以下での妊娠届率	94.4% (全国94.4%)	(R4)	(R5年度) 94.3% (全国 94.5%)	—	↘	全国水準維 持	全国水準維 持	全国水準維 持	全国水準維 持	全国水準維 持
(4) 妊婦等包括相談支援事業 担当課：子育て支援課（母子）	妊娠中の面談実施率 (妊娠中の妊娠届出率※分娩後の届出がない)	99.9%	(R4)	(R5年度) 99.7%	—	↘	100%	100%	100%	100%	100%
(5) 産後ケア事業 担当課：子育て支援課（母子）	産後ケア事業の利用率	31.0%	(R6)	52.7%	131.8%	↗	40%	45%	50%	50%	50%
(6) 乳児家庭全戸訪問事業 担当課：子ども家庭課	事業実施市町村数	全市町村 (うち補助金交付18市町村)	(R5)	全市町村 (うち補助金 交付予定18 市町村)	100.0%	→	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村	全市町村
(7) 養育支援訪問事業 担当課：子ども家庭課	事業実施市町村数	21市町村 うち補助金交付 16市町	(R6)	21市町村 (うち補助金 交付予定17 市町)	100.0%	→	対前年度比維持又は増				
(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 担当課：子ども家庭課	事業実施市町村数	6 市町	(R6)	7市町 (要保護児 童対策地域 協議会の設置 状況：全市 町村)	116.7%	↗	対前年度比維持又は増				
(9) 子育て世帯訪問支援事業 担当課：子ども家庭課	事業実施市町村数	5 市町	(R6)	10市町	200.0%	↗	対前年度比維持又は増				
(10) 児童育成支援拠点事業 担当課：子ども家庭課	事業実施市町村数	—	(R6)	—	—	—	対前年度比維持又は増				
(11) 親子関係形成支援事業 担当課：子ども家庭課	事業実施市町村数	2 市町	(R6)	2 市町	100.0%	→	対前年度比維持又は増				
(12) 子育て短期支援事業 担当課：子ども家庭課	事業実施市町村数	22市町村 (うち補助金交付 9市町)	(R6)	23市町村	104.5%	↗	対前年度比維持又は増				
(13) ファミリー・サポート・センター事業 担当課：子育て支援課	ファミリー・サポート・センター提供会員数	1,125人	(R6)	1,165人 (令和7年9月末 時点)	101.3%	↗	1,150人	1,200人	1,250人	1,300人	1,350人
(14) 一時預かり事業 担当課：幼保支援課	一時預かり事業の実施か所数	26市町村101か所	(R6)	101か所	96.2%	→	105	107	107	107	107

子ども・子育て支援法関連 K P I 進捗状況確認表

参考資料 1

				実績			目標値 (目標年度)				
※令和7年度から位置づける新事業は太字	指標	基準値 (基準年度)		7 年度	目標達成率	前年比	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
(15) 延長保育事業 担当課：幼保支援課	延長保育事業の実施か所数	14市町村145か所	(R6)	145か所	99.3%	→	146	145	144	144	144
(16) 病児保育事業 担当課：幼保支援課	病児・病後児対応型（非施設型を含む）の実施か所数	7市町村19か所	(R6)	19か所	95.0%	→	20	20	21	22	22
	体調不良児対応型の実施か所数	7市町村81か所	(R6)	83か所	100.0%	↗	83	83	83	83	83
(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 担当課：生涯学習課	放課後児童支援員等資質向上研修に職員が出席する放課後子ども教室及び放課後児童クラブの割合	—	(R6)	42.8%	59.4%	—	72%	86%	100%	100%	100%
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 担当課：幼保支援課	各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援する。	—	(R6)	98か所	121.0%	—	81	81	81	81	81
(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 担当課：幼保支援課	各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援する。	—	(R6)	4か所	66.7%	—	6	6	6	6	6
(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 担当課：幼保支援課	乳児等通園支援事業の実施か所数	1市3か所 (試行的事業)	(R6)	4か所	80.0%	↗	5	—	—	—	—

1.児童虐待の防止 担当課：子ども家庭課	重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0件	(R6)	0件	100.0%	→	0件	0件	0件	0件	0件
2.社会的養護体制の充実・強化 担当課：子ども家庭課	里親等委託率	32.1%	(R6)	32.8% (R7.12.1)	93.7%	↗	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	54.3%
3.ひとり親家庭等の自立支援の推進 担当課：子ども家庭課	困りごとについて頼れる人がいない人の割合「重要な事柄の相談」	14.4%	(R3)	—	—	—	—	—	9.0%	全国平均以下	
4.少年非行防止対策の推進 担当課：子ども家庭課（教育委員会、県警察）	再非行率	31.7%	(R6)	—	—	—	全国平均レベルに低減 ※参考（R6全国平均：26.1%）				
5.障害児施策の充実等 （1）発達障害のある子どもと家族への支援 担当課：障害福祉課	児童発達支援センターの設置数	6か所	(R6)	6か所	60.0%	→	10か所	12か所	(調整中)	(調整中)	(調整中)
	市町村等における巡回支援の実施	10市町村等	(R6)	16市町村等	80.0%	↗	20市町村等	25市町村等	30市町村等	(調整中)	(調整中)
（2）特別な支援を必要とする医療的ケア児や重度障害児等への支援 担当課：障害福祉課	医療的ケア児等コーディネーター人数	142名	(R6)	160名	94.1%	↗	170名	190名	210名	(調整中)	(調整中)
	訪問看護師等の実技研修受講者	40名	(R6)	59名	163.9%	↗	36名	48名	60名	(調整中)	(調整中)

（別添）地域子ども・子育て支援事業に講ずる措置等

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
（１）利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。	<今年度の取組> ○こども家庭センター型（こども家庭センター）の設置（子ども家庭課） ・設置運営にかかる経費への補助： 15市町村予定（うち経過措置 8 市町村） ・市町村の取組に対する支援 ・市町村母子保健等担当者会（4/21） ・母子保健・児童福祉市町村合同ヒアリングの実施（7/14～） ・子どもの虐待防止推進セミナー（8/29：62名） ・統括支援員実務研修（こども家庭センター等職員研修）（11/28：38名） ○基本型・特定型の実施（子育て支援課） ・実施状況：基本型4か所、（南国市、香南市、四万十市（2か所））特定型1か所（高知市）	<課題> ○こども家庭センター型 ・市町村におけるこども家庭センターの設置運営に向けて、人員配置など実情に応じた支援や統括支援員等の職員の専門性の維持・向上、サポートプランの策定に係る理解促進が必要 ○基本型・特定型 ・利用者数が多い地域子育て支援センターや地域子育て相談機関の設置に取り組む市町村を中心に「利用者支援事業（基本型）」の専任職員を新たに配置する自治体への支援が必要。 <今後の取組> ○こども家庭センター型 ・こども家庭センターの設置に向けた支援（設置運営経費への補助、先行自治体の取組事例の紹介） ・統括支援員のマネジメント力や職員のアセスメント等の相談対応力の維持・向上に向けた研修等の実施 ○基本型・特定型 ・事業実施に係る経費への支援等により市町村の取り組みを推進するほか、人材育成、人材確保を支援。	子ども家庭課 子育て支援課（子育て）
（２）地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。	<今年度の取組> ○地域子育て支援センターの設置 ・25市町村 1 広域連合 50か所（うち2か所休止中） ・国交付金を活用した支援：22市町村（44か所）（子ども・子育て支援交付金、重層的支援体制整備事業交付金） ・国基準に満たない小規模な拠点を含む支援：1町1広域連合（2か所）（中山間地域対策総合交付金） ○拠点職員等の資質向上のための研修等の実施 ・子育て支援員認定者：686人 ・子育て支援員研修：44名認定 ・施設長研修：18名受講、現任者研修2回実施予定 ○住民主体の子育て支援サービスの充実 ・地域子育て支援センター交流会（3回43名参加） ①9/26（東部・中央東圏域）参加者16名 ②11/6（中央西圏域）参加者17名 ③11/7（西部圏域）参加者10名 ○アプリを活用したプッシュ型の情報発信 ・アプリダウンロード件数：42,284件（R7.11末）	<課題> ・土日に利用できる行政サービスが少ないなど父親が育児支援を受けられる機会が少ない。 ・地域子育て支援センターのさらなる利用促進が必要。 ・母子保健担当部署等との連携強化が必要。 <今後の取組> ・育児不安の解消や孤立防止に向けて、子育てピアサポーターの配置による数居の低い相談体制の構築や、地域ボランティアの拡大など引き続き住民参加型の子育て支援を推進。	子育て支援課（子育て）
（３）妊婦健康診査	安全・安心な出産のために重要であり、母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a 妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b 検査計測、c 保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	<今年度の取組> ○妊婦の主体的な健康管理意識の啓発 ・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布 ・「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布（医療機関・市町村） ○妊婦健康診査の実施項目の調整 ・産婦人科医会、助産師会、市町村と調整し、実施項目及び公費負担額を調整	<課題> ・妊娠11週以下での妊娠届出率は概ね全国水準並みを維持しているが、妊娠20週以降の妊娠届出も0.9%あり、引き続き受診促進等の啓発を継続する必要あり。 <今後の取組> ・妊婦の主体的な健康管理意識の啓発の継続 ・妊婦健康診査の実施項目の調整	子育て支援課（母子）

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
（４）妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状態、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助（伴走型相談支援）を行う事業です。	<今年度の取組> ○相談に従事する市町村職員の資質向上 ・研修会の開催 第１回：9/2 参加者35人、第２回：1/30予定	<課題> ・メンタルヘルス等に課題のある妊産婦への支援のための連携体制の充実が必要。 ・妊婦支援給付金の対象に人工妊娠中絶や流産が含まれたことにより、支援者には心理的ケア等のスキルがより求められるようになった。 <今後の取組> ・妊産婦のメンタルヘルス対策の推進 ・相談従事者に対するグリーフケアやプレコンセプションケアに関する研修会の開催	子育て支援課（母子）
（５）産後ケア事業	退院直後から生後１年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。短期入所型（宿泊型）、通所型（デイサービス型）、居宅訪問型（アウトリーチ型）の３類型があり、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となっています。	<今年度の取組> ○産後ケア事業の事業内容や委託契約の標準化 ・産後ケア事業の事業内容や委託契約の標準化に向けて、市町村と協議の場を設置 ○産後ケア事業施設の地域偏在の解消 ・産後ケア事業の受け皿の拡大のため、公共施設等を活用した産後ケア事業（通所型）を市町村の直営で実施している事例を紹介するなど好事例の横展開を図った。	<課題> ・事業内容については一定かたちが整ったものの、契約単価や利用料の統一、産後ケア事業（通所型）の地域偏在などの検討課題が残っている <今後の取組> ・産後ケア事業の委託契約の標準化に向けた取り組みの実施	子育て支援課（母子）
（６）乳児家庭全戸訪問事業	生後４カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況と養育環境の把握するほか、養育相談に応じて、助言その他の援助を行う事業です。	<今年度の取組> ○事業を実施する市町村に対する財政的支援 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付予定18市町村 ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村（16町村） ○市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ590名） ・児童福祉司任用前講習会（R7:7名） ・市町村研修（5/22・28、7/10・17・24・31、9/4・11・18、10/9・16・23：計384名） ・管理職研修（幹部職員会）（6/25：43名） ・子どもの虐待防止推進セミナー（8/29：62名） ・市町村・児相合同研修（9/30：33名、11/14：29名、12/18:32名）	<課題> ・家庭の状況を適切に把握し、早期に養育環境を改善できるよう、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要がある。 <今後の取組> ・事業を実施する市町村に対する財政的支援を実施 ・市町村職員（母子保健担当部署の職員を含む）等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援	子ども家庭課
（７）養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	<今年度の取組> ○事業を実施する市町村に対する財政的支援 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付予定17市町 ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している市町村（4市町村） ○市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ590名） ・児童福祉司任用前講習会（R7:7名） ・市町村研修（5/22・28、7/10・17・24・31、9/4・11・18、10/9・16・23：計384名） ・管理職研修（幹部職員会）（6/25：43名） ・子どもの虐待防止推進セミナー（8/29：62名） ・市町村・児相合同研修（9/30：33名、11/14：29名、12/18:32名）	<課題> ・家庭の状況を適切に把握し、早期に養育環境を改善できるよう、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要がある。 <今後の取組> ・事業を実施する市町村に対する財政的支援を実施 ・市町村職員（母子保健担当部署の職員を含む）等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援	子ども家庭課

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
（8）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市町村において、こどもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげる事業です。	<今年度の取組> ○要保護児童地域対策協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政的支援 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付予定7市町 ○市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ590名） ・児童福祉司任用前講習会（R7:7名） ・市町村研修（5/22・28、7/10・17・24・31、9/4・11・18、10/9・16・23：計384名） ・管理職研修（幹部職員会）（6/25：43名） ・高知家虐待防止推進セミナー（8/29：62名） ・市町村・児相合同研修（9/30：33名、11/14：29名、12/18:32名）	<課題> ・全全市町村において、要保護児童対策地域協議会の設置運営がなされ、関係機関が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向けた体制が整っている。 ・地域ネットワークが適切に機能するよう調整事務を担う市町村職員の基本的な業務スキルや専門性の向上を継続して図る必要がある。 <今後の取組> ・児童福祉司任用前講習会の開催、児童相談所による市町村職員等を対象とした研修の実施や助言、要保護児童対策地域協議会への参画を行うことにより、市町村の取組を支援	子ども家庭課
（9）子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	<今年度の取組> ○事業を実施する市町村に対する財政的支援 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付予定10市町 ○市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ590名） ・児童福祉司任用前講習会（R7:7名） ・市町村研修（5/22・28、7/10・17・24・31、9/4・11・18、10/9・16・23：計384名） ・管理職研修（幹部職員会）（6/25：43名） ・子どもの虐待防止推進セミナー（8/29：62名） ・市町村・児相合同研修（9/30：33名、11/14：29名、12/18:32名）	<課題> ・家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防げるよう、訪問者の人材育成や外部委託先（地域資源）の開拓を継続して行う必要がある。 <今後の取組> ・事業を実施する市町村に対する財政的支援を実施 ・市町村職員（母子保健担当部署の職員を含む）等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援	子ども家庭課
（10）児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	<今年度の取組> ○市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ590名） ・児童福祉司任用前講習会（R7:7名） ・市町村研修（5/22・28、7/10・17・24・31、9/4・11・18、10/9・16・23：計384名） ・管理職研修（幹部職員会）（6/25：43名） ・子どもの虐待防止推進セミナー（8/29：62名） ・市町村・児相合同研修（9/30：33名、11/14：29名、12/18:32名）	<課題> ・類似事業の実施などにより、当初事業を実施する市町村はないが、各自治体においてニーズや実情に応じた取組が必要 <今後の取組> ・事業を実施する市町村に対する財政的支援を実施 ・地域の実情に応じて事業が実施されるよう、市町村への事業周知を実施（先行自治体の取組事例の紹介など） ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援	子ども家庭課

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
(11) 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	<今年度の取組> ○事業を実施する市町村に対する財政的支援 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付予定 2市町 ○市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ590名） ・児童福祉司任用前講習会（R7:7名） ・市町村研修（5/22・28、7/10・17・24・31、9/4・11・18、10/9・16・23：計384名） ・管理職研修（幹部職員会）（6/25：43名） ・子どもの虐待防止推進セミナー（8/29：62名） ・市町村・児相合同研修（9/30：33名、11/14：29名、12/18:32名）	<課題> ・類似事業の実施などにより、当初事業を実施する市町村はないが、各自治体においてニーズや実情に応じた取組が必要 <今後の取組> ・事業を実施する市町村に対する財政的支援を実施 ・地域の実情に応じて事業が実施されるよう、市町村への事業周知を実施（先行自治体の取組事例の紹介など） ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援	子ども家庭課
(12) 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	<今年度の取組> ○事業を実施する市町村に対する財政的支援 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付予定 23市町村 ○受け入れが可能な施設等の状況 ・乳児院：1施設（高知市） ・児童養護施設：8施設（高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町） ・母子生活支援施設：2施設（高知市・安芸市） ・ファミリーホーム：5施設（高知市・安芸市・四万十市・香美市） ・里親：57組 ○事業未実施の市町村への働きかけなど ・事業未実施の市町村に対する市町村訪問、情報共有会開催等による、実施に向けた働きかけ	<課題> ・施設においては小規模化等により受入れが難しくなっており、十分な受入先の確保が必要 <今後の取組> ・事業を実施する市町村に対する財政的支援を実施 ・地域の実情に応じて事業が実施されるよう、市町村への事業周知を実施 ・受け入れ先の確保に向けた里親の開拓を推進 ・市町村職員等を対象とした研修の実施等により、市町村の取組を支援	子ども家庭課
(13) ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。	<今年度の取組> ○会員の増加に向けた取組 - 提供会員数 1,165人（R7.9月時点） ○市町村が実施する講習会の運営等への財政的支援 ・国の交付金に加えて、本県独自の取組加算により運営を支援（中山間地域対策総合交付金）：10市町 ○会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施 ・県の広報媒体による広報の実施（インスタグラム、ラジオ等） ・啓発リーフレットの配布 ・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施 - 子育て支援員研修 15名認定 ・提供会員の交流会を実施予定（中部会場1/29、西部会場2/12）	<課題> ・提供会員の全体数は増加傾向だが、会員の確保が困難な自治体もあり、会員確保につながる支援が必要 ・開設意向のある未設置町村へのセンター開設支援が必要 <今後の取組> ・近隣市町村による提供会員講習の広域受講を進める取組を支援 ・保育所・幼稚園等と連携した制度の周知や会員の掘り起こし ・啓発リーフレットの配布、SNS等による効果的な広報 ・SNS広告を活用した会員募集 ・未設置の町村に対して、他県を含めた他市町村の事例の提供 ・小規模自治体における設置（20人未満での開設）を支援	子育て支援課（子育て）
(14) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	<今年度の取組> ○一時預かり事業実施状況（届出件数） ・26市町村 101か所 ○国交付金を活用した支援（交付申請件数） ・18市町村 66か所 ○子育て支援員研修の実施 ・地域保育コース（一時預かり事業）修了者 23名 ○HP等を活用した情報公表	<課題> ・事業の実施箇所数は、前年度と同数。施設の統廃合や保育士不足等により目標を達成できなかった。 <今後の取組> ・引き続き、国交付金を活用した財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施する。	幼保支援課

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
(15) 延長保育事業	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。 2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。 ①一般型：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日、及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施 ②訪問型：居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える時間や保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問し事業を実施	<今年度の取組> ○延長保育事業実施状況（県調査） ・14市町村 145か所 ○国交付金を活用した支援（交付申請件数） ・13市町村 113か所	<課題> ・事業の実施箇所数は、保育所の廃止により目標を達成できなかった。 <今後の取組> ・引き続き、国交付金を活用した財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施する。	幼保支援課
(16) 病児保育事業	保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。 3つの事業類型の事業の実施が可能です。 ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施 ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施	<今年度の取組> ○病児保育事業実施状況（届出件数） ・病児・病後児対応型：7市町村 19か所 ・体調不良児対応型：7市町村 83か所 ○国交付金を活用した支援（交付申請件数） ・11市町村 97か所 ○HP等を活用した情報公表	<課題> ・病児・病後児対応型については、看護師不足等により目標を達成できなかった。 ・体調不良児対応型については、事業の実施箇所数は目標達成している状況。 ・小児科医の不足や時期によって利用者が大きく増減するため、安定的な経営が難しい面が課題となっている。 <今後の取組> ・引き続き、国の財政支援の積極的な活用を働きかける。	幼保支援課
(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	労働等により昼間保護者が家庭にいない児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	<今年度の取組> ○放課後児童支援員等資質向上研修の実施 ・実施回数見込：12回（4回×3会場） ・参加人数見込：1,000人	<課題> ・参加者がいない放課後子ども教室及び放課後児童クラブがある。 <今後の取組> ・市町村ヒアリングや現場視察において、市町村担当者や現場の職員に参加を促す。 ・現場の職員の参加が難しい場合、少なくとも、その市町村の担当者には参加いただき、研修内容の共有を図っていただくよう促す。	生涯学習課
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。 ①日用品・文房具等に要する費用対象：生活保護世帯（第1階層） ②副食材料費に要する費用対象：新制度に移行していない幼稚園の低所得世帯（第1～3階層）及び第3子以降	<今年度の取組> ○国交付金を活用した支援（交付申請件数） ・4市町村 98か所	<今後の取組> ・事業の周知を行いながら、引き続き市町村の実施を支援していく。	幼保支援課
(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業です。 ①新規参入施設等への巡回支援 市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う。 ②認定こども園特別支援教育・保育経費 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。 ③地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、その利用料の一部を給付する。	<今年度の取組> ○国交付金を活用した支援（交付申請件数） ・2市 4か所	<今後の取組> ・事業の周知を行いながら、引き続き市町村の実施を支援していく。	幼保支援課
(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。（令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。）	<今年度の取組> ○令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、受入意向のある市町村において実施 ・2市町 4か所 （1市1か所についてはR8年1月から開始予定）	<課題> ・R8年度からは新たな給付制度として全市町村で実施するため、各市町村においては条例・規則等の制定や計画の策定、施設との調整等の準備が必要となっている。 <今後の取組> ・各市町村の準備状況の進捗管理や、事業開始に向けた相談支援を行う。	幼保支援課

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
----	-------	----------------	----------------	-----

（別添）特別な支援を必要とするこども・家庭への支援

項目	事業の概要	今年度の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
1.児童虐待の防止	令和5年度の本県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し対応した件数は、448件で高い水準で推移するとともに、こどもや家庭を取り巻く課題は複雑化、多様化しています。虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うため、相談支援体制の強化を図り、関係機関の連携のもと社会全体で見守り解決する取組を進めます。	＜今年度の取組＞ ○こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進 ・設置運営にかかる経費への補助： 15市町村予定（うち経過措置8市町村） ・市町村母子保健等担当者会における説明（4/21） ・母子保健・児童福祉市町村合同ヒアリング（7/14～） ・統括支援員実務研修(こども家庭センター等職員研修)の実施（11/28、38名） ・オレンジリボンキャンペーンを活用した啓発活動の展開 - 啓発チラシ等の作成・配布、SNS広告の配信 ・虐待対応ダイヤル「189」の相談件数：78件（R7.10月末） ○予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援 ・「にんしんSOS高知みそのらんぷ」における相談支援:延べ332件（R7.12月末） ○親子関係の再構築等支援 ・親子関係再構築研修の実施：4回（R7.10月末） ○こども家庭福祉分野における人材の確保・育成支援 ・「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に向けた研修受講（児童相談所職員2名予定、9～2月）	＜課題＞ ○こども家庭センターの整備及び家庭支援 ・市町村におけるこども家庭センターの設置運営に向けて、人員配置など実情に応じた支援や統括支援員等の職員の専門性の維持・向上、サポートプランの策定に係る理解促進が必要 ○予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援 ・困難を抱える妊産婦等がアクセスしやすい窓口に向けてさらなる周知啓発が必要 ＜今後の取組＞ ○こども家庭センターの整備及び家庭支援 ・こども家庭センター設置運営にかかる経費補助や先事例の紹介 ・統括支援員のマネジメント力や職員のアセスメント等の相談対応力の維持・向上に向けた研修等の実施 ○予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援 ・予期せぬ妊娠や困難を抱える妊産婦等に対する支援（相談・同行・入居支援等）	子ども家庭課
2.社会的養護体制の充実・強化	社会的養育について、こどもたちがより家庭に近い環境で安心して生活を送るとともに、施設等を退所した後も自立に向けた支援が受けられることで、夢や希望を持って成長できる環境の整備に向けた施策を進めます。	＜今年度の取組＞ ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ・里親支援センター設置による一貫した里親養育支援の実施 - 市町村児童福祉窓口等への里親制度説明（46件）、里親制度説明会（8回）、パネル展（14箇所）、レスパイトケア（73回）、リフレッシュサロン（3回）、講演会（9/27）等 ・里親の育児技術向上に向けた研修の実施 - 基礎研修（3回）、更新研修（2回）、里親セミナー（3回）、委託時研修（5回） ・施設の家庭的養育環境整備の推進 - 分園型小規模グループの新規開設（11/24～） ○こどもの権利擁護の推進 ・サポートケアや訪問支援等の実施（2回） ・意見表明等支援事業の実施（4箇所22回） ○社会的養護経験者等に対する支援 ・社会的養護自立支援拠点事業所における支援の実施 - 交流の場、相談支援、居室支援（R7.5～） ・児童自立生活援助事業（7施設等）	＜課題＞ ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ・里親等委託の推進においては、登録里親が少ない、登録後もこどもを未委託の里親が多いといった課題がある。また、こどもが抱える問題の複雑化に伴い、養育に不安や負担を抱える里親がいる。 ○こどもの権利擁護の推進 ・意見表明等支援員が十分に確保できておらず、事業実施のための体制が十分に整っていない。 ＜今後の取組＞ ○社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ・里親支援センターを中心とした里親養育支援の実施 ・里親登録者の増加に向けたターゲットを絞った効果的なPRの実施 ・里親の育児技術向上に向けた研修の実施 ・施設の小規模化・多機能化に向けた施設整備への補助 ○こどもの権利擁護の推進 ・意見表明等支援事業の実施体制の充実	子ども家庭課

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
3.ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立を促進するためには、「収入を安定的に得ることができる仕事を確保すること」、「経済的支援や子育て支援など生活の安定を図ること」、そして、「ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること」が重要です。さまざまな家庭環境にある子ども達が、安心して暮らすことができ、希望する未来に進むことができる環境づくりを進めます。	＜今年度の取組＞（11月末現在） ○ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金：新規19件、継続18件 ・高等職業訓練促進給付金：利用者4人 ・ひとり親家庭支援センターによる就業支援センターにおける就職者数：9人 - 高知家の女性しごと応援室へ就業支援を依頼：4人 - パソコン講座の実施（全4回連続講座）：8人 ○ひとり親家庭に対する相談支援の強化 ・ひとり親家庭支援センターへの相談件数：1,104件（うちLINE相談260件） ・ひとり親家庭支援センター公式LINEの活用 - 登録者数：2,697人、LINEによる通知：113件 ○養育費確保及び親子交流への支援 ・ひとり親家庭支援センターにおける法律相談 - 利用者：85人（うち養育費に関する相談60人）（利用者内訳：弁護士55人、司法書士30人） ・養育費確保支援事業費補助金 - 利用者：公正証書作成費用 5人	＜課題＞ ・ひとり親家庭支援センターの相談者のニーズに応じた的確で効果的な就業支援が必要 ・ひとり親家庭支援センターについて、遠方においても相談を受けられるよう、さらなる周知が必要 ・法律相談は利用されているが、養育費確保支援事業費補助金は利用が進んでいないため、さらなる周知が必要 ＜今後の取組＞ ・ひとり親家庭支援センターにおいて、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等と連携した就業支援を実施 ・LINE相談やオンライン相談の実施 ・養育費確保支援事業費補助金の周知、ひとり親家庭支援センターによる養育費に関するセミナーの開催	子ども家庭課
4.少年非行防止対策の推進	少年非行の問題には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込み、地域が一体となって進めていく姿勢が必要です。	＜今年度の取組＞ ○非行防止・相談活動等の推進 ・少年及び保護者に対する再非行防止サポート面接相談の実施 303人（R7.1～12月） ・万引き、深夜徘徊防止のための一斉運動の実施 ○非行防止教育等の推進 ・非行防止教室の開催（R7.1～12月） - 小学校132校(73.7%)、中学校77校(77.0%)、高校36校(81.8%) ・薬物乱用防止教室の開催（R7.1～12月） - 小学校67校、中学校55校、高校27校 ・青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムの開催（11/15） ○こどもの立ち直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化 ・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施 30人（R7.1～12月） ○こどもが自立した社会生活を営む基礎づくり ・見守り雇用主の事業所における無職少年等の就労体験講習の実施：受講者数3人（R7.4～R8.1）	＜課題＞ ・再非行率については、依然として全国平均を上回っており、引き続き、警察、教委、福祉の連携による取組を推進する必要がある。 ・犯罪の低年齢化を踏まえ、小中学校の教室実施率を向上させる必要がある。 ・就労体験講習の受講者が少なく、利用促進を図る必要がある。 ＜今後の取組＞ ・県の知事部局、教育委員会、警察（少年サポートセンター）等多様な関係機関の連携、防犯診断・指導による入出口型非行や不良行為の防止など、非行防止・相談活動等を推進 ・非行防止教室や薬物乱用防止教室など、非行防止教育等の推進（小中学校に重点を置いた教室の実施） ・児童相談所や希望が丘学園、少年サポートセンターによるこどもの立ち直り支援の実施 ・見守り雇用主の事業所における就労体験講習の実施及び支援機関との連携等による事業の周知	子ども家庭課 （教育委員会、県警察）

項目	事業の概要	今年度（R7）の取り組み内容	主な課題・今後の取組の方向性	担当課
5.障害児施策の充実等 （１）発達障害のある子どもと家族への支援	障害のある子どもが、その持てる能力を伸ばしていけるように、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもご家族にとってより身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、障害児通所支援事業所の整備等について、高知県障害児福祉計画に位置付け、必要なサービスの確保を図っていきます。併せて、障害児通所支援などの専門的な支援を利用することにより、障害の有無に関わらず、すべての児童、生徒が共に地域社会で成長できる体制づくりを目指していきます。	<今年度の取組> （１） ・専門職の養成※発達障害早期支援エキスパート登録者：58名（R7.12現在） ・専門職の派遣依頼：佐川町、中土佐町 ・乳幼児健診従事者を対象とした研修（６月：①29人、７月：②12人、③13人） ・子どもの心の診療ネットワーク事業 相談会の実施：実人数88人、延べ人数95人（R7.11末現在） ・発達障害児等支援スキルアップ研修 前半：延べ509人、後半：延べ233人 ・啓発講演会：６月（中部）37人、10月（西部）13人、２月（東部）で実施予定 （２） ・医療的ケア児に対応できる人材の養成（実技研修） ９月：14人受講、１１月：６人受講 ・重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわでの相談対応：53件（R7.11末現在） ・コーディネーター養成研修の実施：１２月～１月に実施	<課題> （１） ・エキスパート事業や巡回支援の実施により、乳幼児健診やその後のフォローの場において、専門職の活用が進んできているが、「専門職の確保」が課題となっている。 ・中山間地域では、フォロー要するお子さんのつなぎ先でもある児童発達支援や放課後等デイサービスなど療育機関が無い地域がある。 ・発達障害の正しい理解を県内全体で進めていくためには、市町村にも取り組んでもらうことが必要。 （２） ・実技研修受講後に新規で支援（ケア）した方は少ない。しかしながら、経験のある方の学び直しの機会にもなっている。 ・コーディネーターが関与している医療的ケア児の割合が、７割前後で推移している。 ・個別避難計画、災害時個別支援計画について、策定率は昨年度から１割程度増加し、４割を超えたものの、以前として低い状況が続いていることから、策定の促進が必要。 <今後の取組> （１） ・健診やフォローの場で活躍できる専門職を養成する研修（委託）を実施するとともに、名簿登録している専門職を市町村に紹介するなど、市町村の取り組みを支援していく。 ・中山間地域障害福祉サービス確保事業（中山間地域に居住している障害児者が必要な福祉サービスを受けることができるよう、事業所から遠距離に居住する障害児者に対して、福祉サービスを提供する事業所の送迎に係る費用を補助）について、放課後等デイサービス事業所を補助対象に拡充予定。 ・今年度から始めた、啓発講演会について、出向く地域（市町村）を変えながら、実施することを継続していく。 ・市町村に対して、市町村が実施する啓発の取り組みについて働きかけを行っていく。 （２） ・実技研修の今年度の実施状況も見ながら、研修内容の見直しの検討を行う。（研修２回の内１回分は、同内容で継続。１回分の内容を変更予定。） ・医療ケア児の訪問看護ステーションの利用状況の確認を行うとともに、コーディネーターを配置している「相談支援事業所」の情報を市町村や医療機関等に情報共有を行うことで、関与する割合の増加を目指す。 ・引き続き、連絡会などを通じて、計画策定やその後の訓練の情報などの共有を行うとともに、コーディネーターや「きぼうのわ」が関与し、策定率の向上を目指す。	障害福祉課
（２）特別な支援を必要とする医療的ケア児や重度障害児等への支援				

R6年度まで(こども計画策定前)

子どもに関する計画

- ①第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画(改定版)～高知家の少子化対策総合プラン～(後期計画)
- ②第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画(令和2年度～令和6年度)
- ③第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画(平成29年度～令和6年度)
- ④高知県子どもの環境づくり推進計画(第4期)(平成30年度～令和6年度)

審議機関

計画	会議体
高知県こども計画の策定	高知県少子化対策推進県民会議 こども計画策定部会 (R6年度までの期間限定)
①子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援会議
②子どもの貧困対策推進計画	児童福祉審議会
③ひとり親家庭等自立促進計画	
④子どもの環境づくり推進計画	子どもの環境づくり推進委員会

R7年度以降(こども計画策定後)

高知県こども計画に包含

①子ども・子育て支援事業支援計画

②子どもの貧困対策推進計画

③ひとり親家庭等自立促進計画

④子どもの環境づくり推進計画

要素の盛り込

教育大綱・教育振興基本計画

日本一の健康長寿県構想

地域福祉支援計画

元気な未来創造戦略

審議機関

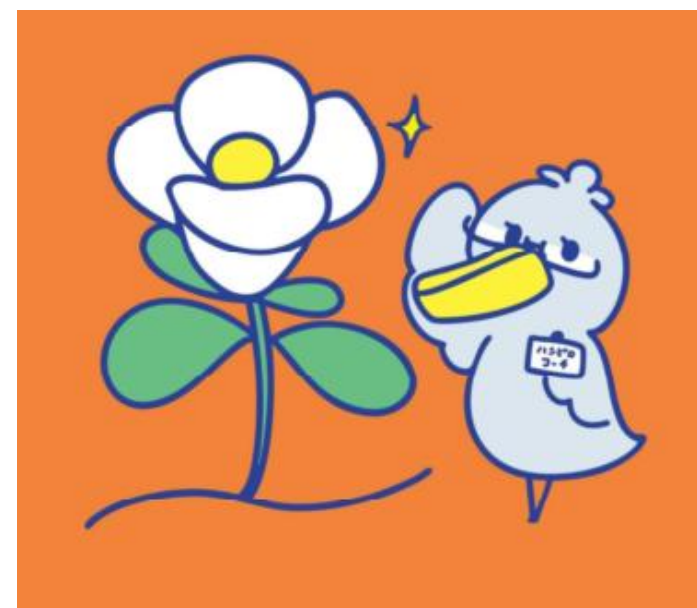
①子ども・子育て支援事業支援計画の内容・事業は、こども計画の中でも主要なものとして位置付けられている。

⇒こども計画推進会議(仮)を新たに設置した上で、子ども・子育て支援会議と同日に開催し、同じ委員で協議を行う。

計画	会議体
高知県こども計画 ※下記①～④を包含した計画	新 こども計画推進会議(仮) ※子ども・子育て支援会議と同日開催
(旧)①子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援会議
(旧)②子どもの貧困対策推進計画	児童福祉審議会
(旧)③ひとり親家庭等自立促進計画	
(旧)④子どもの環境づくり推進計画	子どもの環境づくり推進委員会

「高知県こども計画」の主な取組等について

令和7年度高知県こども計画推進会議
R8年3月23日



こども計画の主な取組等

大項目	中項目	R7年度の実績(R7.12末現在)	R8年度の実績(担当課)
1 ライフステージを通じた支援	(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○人権教育推進事業(人権教育主任連絡協議会・研修) ・小中学校(地区別)、高等学校・特別支援学校の人権教育主任を対象とした研修を実施。 ・人権教育の視点に立った授業づくり等の講話を実施し、各校での人権教育の取組等について協議。	○人権教育推進事業(人権教育主任連絡協議会・研修) ・学校での教育活動全体を通じた人権教育の取組について、講話や所管説明を通して、より具体的な情報提供を行う。 ・各人権課題についての理解を深める研修内容を工夫する。 (人権教育・児童生徒課)
	(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	○園内研修支援事業 ・幼保支援アドバイザー等を派遣しての園内研修:251回 ○起業について学ぶ機会の提供 ・小中学生向け起業体験プログラム 実施回数5回、延べ109名 等	○園内研修支援事業 ・園内研修において「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用するとともに、管理職等に活用方法等について周知し、組織としての活用を促していく。 (幼保支援課) ○起業について学ぶ機会の提供 学校現場と連携した機会を拡充 (産業イノベーション課)
	(3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	○高知県思春期相談センター(PRINK)の運営 ・電話相談:424件、面接相談:3件、専門医相談:1件、女性相談:3件、 ・オープンスペース来所者:443人(R7.4~R8.1月実績)	○高知県思春期相談センター(PRINK)の運営 ・思春期相談、女性相談、プレコンセプションケア相談の窓口を「こうちプレコン相談窓口」として総合窓口化するとともに、メール相談の体制を整備する。 (子育て支援課)
	(4)こどもの貧困対策	○こどもの居場所づくりの推進(子ども食堂の設置促進) ・子ども食堂箇所数:122か所(11市12町1村) ・高知家子ども食堂新規登録数:8か所 (うち1か所は未開設町での開設) ・子ども食堂地域連絡会の開催(2月、2か所)	○こどもの居場所づくりの推進(子ども食堂の設置促進) ・より身近な地域にこどもの居場所が充実するよう、子ども食堂シンポジウムの開催やSNSを通じた情報発信により、子ども食堂の機能や取組を周知し、支援の輪を広げる。 ・未開設地域での子ども食堂開設に向けて、未開設市町村へのヒアリングを実施する。 (子ども家庭課)
	(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援	○医療的ケア児等支援センター事業 ・医療的ケア児等支援センターの相談件数60件 ・関係機関等の連携調整は、116件	○医療的ケア児等支援センター事業 ・引き続き、相談対応を行うとともに、コーディネーターの連絡会を県内3か所程度で実施していく。(障害福祉課)
	(6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	○一時保護施設の実態把握等 ・高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定(R7.3.28) ○ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発 ・動画教材の作成 ・こども・若者がアクセスしやすい環境づくり ・ランディングページの作成、SNS広告等による情報発信 等 ・出前授業の実施(中学校1校、高等学校3校、生徒 41名)※集計中	○一時保護施設の実態把握等 ・看護師・心理療法担当職員を新たに配置 ○ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発 ・ランディングページの運用によるこども・若者が情報にアクセスしやすい環境づくり、漫画・動画教材、リーフレット等を活用した周知啓発(関係機関(支援者)向けリーフレットの改訂)、SNS等による情報発信 等 ・ヤングケアラーコーディネーターによる関係機関等を対象とした研修の実施、支援者向けの相談支援、若者向け(当事者)の相談支援(子ども家庭課)
	(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	○いじめや性被害等からこどもを守るための取組 ・令和7年中(1月~12月) 情報モラル教室(いじめ防止教室)の開催、教室開催時のヤングテレホンなどの相談電話の周知実施 ・学校警察連絡制度など活用した学校との情報共有	○いじめや性被害等からこどもを守るための取組 ・情報モラル教室の内容にネット上でのいじめ等関係する部分が多いことから、いじめ防止教室という形に固執せず、柔軟に対応する。 ・各部署がいじめに関する認識を深め、教育上の配慮等の観点から、一義的に教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪に抵触する可能性がある場合、被害者や保護者等の意向等を踏まえて、学校と連携の上、よりよい対応を検討する。(県警)

こども計画の主な取組等

大項目	中項目	R7年度の実績(R7.12末現在)	R8年度の実組内容
2 ライフ ステージ 別の支援	(1)子どもの誕生 前から幼児期まで	○小児救急医療体制について (1)小児救急医療体制について ・小児科病院群輪番制の維持として、救急勤務医及びトリアージを実施する看護師を設置する経費に対して補助金による支援を実施(5輪番病院及び高知市) ・不要不急な診療を減らし、県内の小児科医の負担を軽減するために、新たにオンライン健康医療相談サービス「小児科オンライン」を導入(登録者数:1,141人 相談件数:837件)。 (2)医療勤務環境改善支援センターによるアドバイザーの派遣 派遣件数:56件 ○産後ケア事業の利用促進 ・関係者と産後ケア事業の現状や課題についての協議等を通して、今後の母子への支援体制の検討を行った。 ・高知県産後ケア事業推進連絡会準備会(5/27) ・高知県産後ケア事業推進連絡会作業部会(7/4、9/16・9/17、1/5) ・高知県産後ケア事業推進連絡会(12/2) ・産後ケア事業事業所ヒアリング(9月～10月)	(1)小児救急医療体制について ・小児科病院群輪番制を維持するために、引き続き輪番制病院及び高知市への支援を実施する。 ・小児科オンラインの提供を継続し、不要不急の診療を減らすことで、小児科医の負担軽減を図る。 (2)医療勤務環境改善支援センターによるアドバイザーの派遣 ・継続して実施 (医療政策課) ○産後ケア事業の利用促進 ・引き続き、市町村や事業者等の関係者と協議を継続し、県内どこに住んでいても必要な産後ケア事業が受けられる体制づくりを目指す。 (子育て支援課)
	(2)学童期・思春期	○デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実 1人1台タブレット端末の毎日持ち帰り 小学校 40.8%(25.2%) 中学校 42.6%(27.5%) ()は全国平均 ・デジタルドリル「すらら」やデジタルノート「ClassPad.net」の効果的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られ、学力の向上や、授業外学習時間の増加につながった学校もある。	○デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実 ・継続して1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業外学習の充実を図る。 (小中学校課) ・デジタルツールについては、多種多様なものをふくめて選定できる仕組みづくりの構築を検討し、各学校の実情に応じたデジタルツールの導入を検討する。 (高等学校課)
	(3)青年期	障害者等への就労支援 ○生活困窮者への支援 ・対象者ごとの就労準備支援プログラムを策定し、本人の自立に向けた支援を実施 就労準備支援事業 30件 令和7年度認定就労訓練事業所新規登録数:2事業所 ○ひきこもりの人への支援 (1)ひきこもりの人等の社会参加(就労体験及び就労訓練等への参加)支援 ・就労体験拠点3拠点の就労体験者数 20名	障害者等への就労支援 ○生活困窮者への支援 ・認定就労訓練事業所が活用されるよう、自立相談支援機関へ周知する。 (地域福祉政策課) ○ひきこもりの人への支援 (1)ひきこもりの人等の社会参加(就労体験及び就労訓練等への参加)支援 ・就労体験が農業分野に集中しているため、当事者の希望に応じた新規就労・体験先の開拓を進めていく。 (地域福祉政策課)

こども計画の主な取組等

大項目	中項目	R7年度の実績(R7.12末現在)	R8年度の実施内容
3 子育て当事者への支援	(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	○児童手当の拡充 ・制度の理解促進のため、ひとり親家庭福祉事務担当者会を動画配信により8月に実施	○児童手当制度 ・継続して実施 (子ども家庭課)
	(2)地域子育て支援、家庭教育支援	○ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター設置市町村:16市町 提供会員数(両方含む):1,185人 【研修の開催】 ・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施(9/13) 子育て支援員研修 15名認定 ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー向け研修(1/29:26名参加) ・提供会員の交流会を実施予定(中部会場1/29、西部会場2/12) 【市町村が実施する講習会の運営等への財政的支援】 ・国の交付金に加えて、本県独自の取組加算により運営を支援(中山間地域対策総合交付金):10市町 【会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施】 ・県の広報媒体による広報の実施(Instagram、ラジオ等) ・啓発リーフレットの配布	○ファミリー・サポート・センター事業 ・提供会員確保に向けた様々な広報啓発のほか、未設置自治体に対して、他県を含めた他自治体の事例の提供等、開設に向けた支援を実施。 (子育て支援課)
	(3)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	○県民運動の推進 ・「男性育休推進企業」の募集開始(R7.4月～)登録企業数749社 ・共働き・子育て推進会議の開催(9/11) ・「共働き・子育て」講演会(6/22)会場64名、オンデマンド150名 ・「共働き・子育て」ロゴコンテストの開催(R7.7～9月) 応募作品255点 ・「共働き・子育て」を推進するテレビCM、SNS広告の実施	○県民運動の推進 ・行政・企業等のトップによる「共働き・子育て」を推進するため、「こうち男性育休推進企業」の情報発信を強化、企業の取組を後押し ・職場の意識改革を推進するための実践交流会等の開催 ・家事・育児分担の重要性を伝える県民参加型のプロモーションの展開等による情報発信・啓発 (人権・男女共同参画課)
	(4)ひとり親家庭への支援	○ひとり親家庭支援センターによる就労支援 ・求職登録者数:26人(うち新規登録者数12人) うち高知家の女性しごと応援室につないだ人数:4人 ・センターの支援による就職者数:9人 ・資格取得に向けたエクセル3級対策講座の実施(計4回の連続講座) ・求人登録事業所数:7件	○ひとり親家庭支援センターによる就労支援 ・相談者のニーズに応じた的確で効率的な支援が必要(他支援機関につなぐ役割とともに、就業準備支援に注力する等により、相談者に寄り添った効果的な支援等) ・公式LINEや市町村との連携による支援制度等の情報提供を継続して実施 (子ども家庭課)

1 児童・生徒ヒアリング

越知町立越知中学校生徒へのヒアリング

○日時:令和8年2月12日 ○対象:女子生徒4名

○質問項目:

- ①自分の気持ちや考えは、尊重されていると感じますか。
- ②夢や希望を持って大人になるためには、どんなことが必要だと思いますか。
- ③将来も高知県で暮らしたいと思いますか。
- ④高知県の未来は明るいと思いますか。



土佐町立土佐町小中学校

○日時:令和8年2月25日 ○対象:小学6年生18名

○質問事項:

- ①日頃、自分の気持ちや考えは、大切にされていると感じますか。
- ②高知県(土佐町)の良いところももっとこうなれば良いのになと思うこと。
- ③将来も高知県(土佐町)で暮らしたいと思いますか。

2 子ども条例フォーラム

○日時:令和7年7月31日(木)

○場所:高知市文化プラザかるぽーと

○参加者:小・中・高・専門学校生29人

○内容: ①講演「アートディレクターの仕事」とんだ林蘭
②グループワークショップ テーマ:未来



3 環境づくり推進委員会

○日時: ①令和7年6月15日

②令和7年10月12日

○委員:15名(高校生委員5名含む)

○内容:

- ①子ども条例フォーラムの開催内容について等
- ②子どもの環境づくりに関する意見交換 等

4 意見箱の設置

○意見募集期間:令和6年11月から

○寄せられたご意見:15件

(令和7年4月～令和8年2月)

○ご意見を寄せてくださった方:

小学生、子育て中の方 等

「高知県こども計画」に関する
こども・若者のみなさんの
「声」を募集しています。

小学生や中高生のみなさんか
らも、ぜひご意見をお寄せいた
だきたいです☆



ハニピロコチ

(高知県こども計画のイメージキ
ャクターです)

5 県民意識調査

○調査名称:出会いから結婚・子育てまで切れ目のない支援
のための県民意識調査

○調査対象者:18歳以上39歳以下の県民4,000人
(各市町村の選挙人名簿より抽出)

○調査項目:「結婚」「妊娠・出産」「子育て」等の環境について
等

○調査期間:令和7年9月1日から9月15日までの15日間

○有効回収数:1,391人(有効回収率34.8%)

1 児童・生徒ヒアリング

①日頃、自分の気持ちや考えは、大切にされていると感じますか。

- ・私は尊重されていると思っている、学校でも、自分の要望を伝えることができる。タブレットでいつでも意見を言えるようになっている。
- ・家族や友達には大切にされていると感じる。先生に大切にされている。
- ・家族は自分のしたいことなどを聞いてくれるけれど、親の意見とか、親がしたいと思うことなどを言ってくるから、いやだと思う時がある。
- ・これで大切にされてないって言うのがおこがましいくらいには大切にされて尊重されていると思う。
- ・クラスの人たちは自分の意見もちゃんと考えてくれて、褒めたりしてくれている。大人の人たちもできる範囲であるならば意見を聞いてくれる。

②高知県の良いところももっとこうなれば良いのになと思うこと。

- ・県外からも若い人が集まれる場所があればいい。
- ・自然いっぱい心が落ち着く。人が優しい。もっと学習支援施設が欲しい。高知市内まで行かなくても品がそろそろ活発な交流施設を土佐町に設置してほしい。
- ・自然が豊か。いじめ(差別)などが起きない県。どこかの県、どこかの市町村から来ても温かく迎えてくれる。

③将来も高知県で暮らしたいと思いますか。

- ・コミュニケーションが得意じゃないので、知っている人が近くにいる方が安心する。最終的には高知に戻ってきたい。
- ・社会人になって都会に行き、おばあちゃんになって返りたい。

2 子ども条例フォーラム

- ・色々な人の意見や価値観を見たりして、心に残りました。テーマである未来から様々な連想があって楽しかったです。
- ・自分になかった考えがあったり、面白いと思えることが多くて、とてもためになったし、いろんな人との出会いがあってよかった。
- ・自分が思いつかないような「未来」の見方が知れて楽しかったです。
- ・色々な人達と話し合ったり見たりして自分が思いつかない発想を見つけることが出来ました。

3 環境づくり推進委員会

- ・若者が高知県から出ていく最大の理由は、楽しめる施設が少ないこと。イオンくらいしか行くところがない。
- ・小学生時代に青少年の家での自然体験やお泊まり会が人気だった。大人の目があり、安全な範囲で親の許可もそれほど必要ないような中高生が参加できる自然体験イベントがあれば、青春の新しい形になると思う。
- ・地域との関わりを感じるイベント(昔の地区運動会など)があれば地域の繋がりが増え、子育て環境も良くなる。
- ・子どもが自分事として考えられるようにサポートすることが大切。
- ・自身や周囲は経済的に恵まれた環境だが、経済格差で学習の機会に差があることに疑問を感じている。
- ・将来の選択肢が狭められており、また他の選択肢を知らないということが問題。

4 意見箱の設置

- ・学校から配られたチラシで県立青少年センター主催のおもしろそうな小学生向けの泊まりの体験イベントがあります。でも応募者多数で落選ばかりしています。絶対に行けるようにしてほしいです。

4 意見箱の設置

- ・働きながら子育てする環境の整備が必要と考えます。
- ・もっと未来の子供達を大事にしてほしい、遊ぶ所を沢山作ってほしい子供が生きやすい県にしてほしい、高知に住むママさんの声を沢山聞いてほしい、給付金を出してほしい、障がい者にも生きやすい社会になってほしい
- ・3年間の乳児期はミルクにオムツ、離乳食代と育児手当では保育園代を到底賄えず、仕事を転職する必要があるのかと不安を抱いています。
- ・発達のでこぼこがある子達へのサポート、小学校も普通クラスに行けそうだが先生1人では不安な子などに補助の先生を入れるなどの配慮をして欲しい。
- ・雨の日に小さい子が遊べる施設の充実を希望(支援センターは日曜日休みが多いため、有料でもいいので遊べる施設が欲しいです)
- ・産後ケア施設の予約システムの改善について

5 県民意識調査

【結婚・出産・小児医療】

- ・最終2024.11 月に出産をしました。妊婦が安心して出産できる施設が少なすぎる。産科医不足が根本にあると思うが、そこが解決できない限り、少子化はものすごいスピードで進んでいくばかりだと思う。
- ・子供を産むことはもちろんですが子供が産まれるまでの支援、特に不妊治療などに支援が必要なのではないかと思う。できない人もいるので平等に支援を。本当に欲しい方に支援してもらいたいです。
- ・不妊治療、出産費用、教育全般に関しては家庭が負担だと感じないように支援をもっと拡大してほしい。
- ・私は同性と付き合っており、パートナーシップを宣誓しています。同性同士でも子供がほしいと思います。その辺の制度をもっと検討、導入して頂きたいです。(例えば養子縁組など)

【経済環境】

- ・今後の教育費や、自分たちの老後(子どもに迷惑をかけないため)の生活資金を考えたときに3人目をあきらめました。今後安心して3人目以降も授かれる高知県、日本になれば幸いです。

【若者への援助】

- ・結婚、子育てに関するネガティブな情報が多いのでポジティブな情報発信が必要だと思う。また、結婚も子育てもお金がかかるので若者への支援を手厚くするべきだと思う。

【子育て世代への支援・援助】

- ・財政難ではあるかと思いますが、子どもたち(未就学児～小学低学年)が屋内でのびのびと過ごせるような施設が充実してくれると、嬉しいです。
- ・夫婦2人で子育てをしている人はたくさんいると思います。そんな時、子どもを安心してあずけられるところ(保育所、ファミサポ、学童)があると心強いです。

【男性の育児参加】

- ・子どものうちから、男性も育児、家事をするのが当たり前という教育をしていく事が重要。

【教育】

- ・障害(身体的・精神的)のある子どもの教育などに対する支援を充実させてほしい。発達障害のある子ども達も、障害のない子ども達と差がなく、楽しく遊び、学んでいけるような支援体制を整えていけるといいと思う。また、障害のある子どもを育てていく世帯への支援も充実できたらと思う。
- ・これからの未来を担う子供を育てる役割である教員の不足をとて課題に感じています。

【参考】こども・子育て当事者等の意見を聴取する取組例(全国)

○こども基本法第十一条では、“地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする”とされています。こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行うことが望まれます。

①滋賀県子ども県議会(滋賀県)

【事業内容】

・本県は、子どもの権利条約が保障する「子どもの意見表明権」をふまえ、子どもが県政等に対する意見や提言を積極的に表明できる機会づくりを通して、滋賀県の魅力や問題等に関心をもち、社会に参加する意識を高めるとともに、子どもが自ら考え、自ら行動する力を育むよう支援することを目的に「子ども県議会」開催事業を実施しています。

【事業内容】

・小学校4年生から中学校3年生を対象に、県政等に対する意見や提言を募集し、子ども議員を決定します。子ども議員は、県内各地での体験活動や議会勉強会を通して、自らの意見や提言を練り磨き、県議会議場を会場にした「子ども県議会」で知事や関係部(局)長に質問をします。

【子ども議員】

・滋賀県内在住・在学の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒40名

【実現した政策】

・滋賀伝統産業フェスティバルの開催
・ご当地ステッカーで滋賀をアピール
・子ども目線の観光パンフレットを作成 等



滋賀県庁HP、滋賀+1<https://shigaplusone.jp/> より

②市長×中学生との意見交換会(山梨県韮崎市)

【取組概要】

○中学校の各クラスのiPadと市長をオンラインで繋ぎ、チャット等を通じた意見交換を行う。

○中学3年生クラス全員を対象に、150名と意見交換(令和5年度)

○市長と中学生の意見交換のテーマとしては、人口減少問題を取り扱った。具体的にこどもから出た意見としては、「共働きでなくてもこどもを預けられたり、職場にこどもを預けられるようにする」、「小さいこどもがいても働きやすい職場を増やす」、「保育園待機児童をなくす」、「こどもが安心して遊べる場所がない/少ない」、「保育園、幼稚園、小中大学までの育児費用、教育費、修学旅行費用、入学費用の補助/免除」等があった。

○市長と中学生の意見交換には、GIGAスクール端末を使用している。

○こどもからもらった意見については、検討を行い、政策へ反映する予定がある。



こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン<資料集>(こども家庭庁HP)より

次年度に向けた計画の主な変更箇所(案)

大項目	中項目	変更内容	変更理由(担当課)
1 ライフステージを通した支援	(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	【施策を追加】 ④子どもをはじめとする地域住民の移動手段を確保 取組内容:地域のきめ細かな移動手段の充実・確保 取組の方向性 ・地域ブロック別WGにおいて、4Sの視点による効率的なバス路線への見直しや交通空白の解消、リーディングプロジェクト等への重点支援の実施、担い手(公共交通事業者)の経営安定化に向けた車両更新への支援の実施により、持続可能な公共交通ネットワークの構築へと繋がります。	「こどもまんなか実行計画2025」を基に県の取組を追加(交通運輸政策課)
	(7)子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	【施策を追加】 ③災害時における学びの確保 取組内容:災害時学校支援チーム員の養成 取組の方向性 ・大規模災害が発生した際に教職員が被災地での学校再開に向けた支援活動ができるよう、災害後の対応に関する専門性の向上を図ります。	「こどもまんなか実行計画2025」を基に県の取組を追加(学校安全対策課)
	【追加】 (8)こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進	【施策を追加】 ①「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進 取組の方向性 ・SOSの出し方に関する教育プログラムの実施により、児童生徒から相談を受けた周囲の児童生徒や教職員が適切に受け止められるようにします。	「こどもまんなか実行計画2025」を基に県の取組を追加(人権教育・児童生徒課)
2 ライフステージ別の支援	(1)こどもの誕生前から幼児期まで	【施策を追加】 ○若い世代へのプレコンセプションケアの推進 取組の方向性 ・プレコンセプションケアに関する相談窓口を設置するとともに、SNS等の活用や学校等との連携による周知啓発を実施	「プレコンセプションケア推進5か年計画」を元に県の取組を整理
	(1)こどもの誕生前から幼児期まで	【項目の整理】 ③ 親の就業状況にかかわらない支援の充実の取組から項目を移動 ②人口減少地域における保育機能の確保・強化 取組の方向性 ◆多機能型保育支援事業 ・就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭の開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援します。	「こどもまんなか実行計画2025」を基に項目を整理
	(1)こどもの誕生前から幼児期まで	【項目の整理】 ③ 親の就業状況にかかわらない支援の充実の取組から項目を移動 ③こども誰でも通園制度の推進 取組の方向性 ◆乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ・令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全市町村において実施する取り組みを支援します。	「こどもまんなか実行計画2025」を基に項目を整理

こども計画変更案(軽微な変更)

項目	ページ	変更後	変更前	変更内容（担当課）
第1章基本方針 7. 施策の推進体制	P3	「 <u>高知県こども計画推進会議</u> 等の意見も反映しながら、適切に計画の見直しを実施します。	「 <u>高知県少子化対策推進県民会議</u> 等の意見も反映しながら、適切に計画の見直しを実施します。	○推進体制の変更 （子育て支援課）
第2章 計画の内容 1. ライフステージを通じた横断的な支援 （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	P7	まんが・ <u>アニメ</u> 教室開催回数	まんが教室開催回数	○KPI の名称を変更 （文化振興課）
	P8	自分の未来を切り拓こうとする気持ちを高めるとともに、 <u>「起業」が子どもたちの将来の仕事の選択肢のひとつとなるよう</u> 、「起業」について、楽しみながら学べるイベントを開催します。	自分の未来を切り拓こうとする気持ちを高めるとともに、働くこととはどういうことなのかの意識を芽生えさせ、「起業」がこういったものなのかを知ることができる、楽しみながら学べるイベントを開催します。	○【取組の方向性】の変更 （産業イノベーション課）
	P10	年間を通して学校に活用してもらえるようプログラムの充実を図る <u>とともに、子ども向けイベント等の充実を図ります。</u>	年間を通して学校に利用してもらえるようプログラムの充実を図ります。	○【取組の方向性】の変更 （自然共生課）
	P15	高知県バス運行対策費補助金及び <u>地域公共交通支援事業費補助金</u> により、各バス事業者が導入する低燃費や低床バス導入に要する費用の補助を行います。	高知県バス運行対策費補助金及び <u>公共交通活性化支援事業費補助金</u> により、各バス事業者が導入する低燃費や低床バス導入に要する費用の補助を行います。	○補助金の名称変更 （交通運輸政策課）

こども計画変更案(軽微な変更)

項目	ページ	変更後	変更前	変更内容（担当課）
	P24	<u>すべての教室で、学習への興味・関心を高め、学習内容の理解を促すことができるよう、見て分かる、聞いて分かる、体験して分かるなど、子どもの認知処理を生かした教材・教具を工夫している。</u> <u>基準値（R 6）小学校 94.5%、中学校 94.6%</u> <u>目標値（R 9）95%以上</u>	<u>「学校の教員は、特別支援教育について理解し、授業の中で児童生徒の特性に応じた指導上の工夫（板書や説明の仕方、教材の工夫等）をよく行った」と回答した小・中学校の割合</u> <u>基準値（R 5）小学校 50.0%、中学校 39.8%</u> <u>目標値（R 9）70%以上</u>	○KPI の項目変更 （特別支援教育課）
(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援	P39	通常の学級における合理的配慮実践充実事業の指定校において<u>「教職員が子どもの困難さに応じて合理的配慮を行っている」と肯定的に回答した割合</u> <u>基準値（R6）：小学校 79%、中学校 77%、高等学校（R7 新設指標）</u> <u>目標値（R9）：小・中学校85%以上、高等学校75%以上</u>	通常の学級における合理的配慮実践充実事業の指定校において、<u>教職員の合理的配慮に関する意識が向上した割合</u> <u>基準値：R6 新設指標</u> <u>目標値（R9）：85%以上</u>	○KPI の項目変更 （特別支援教育課）

こども計画変更案(軽微な変更)

項目	ページ	変更後	変更前	変更内容（担当課）
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	P61	③こども・若者の被害・非行防止全国強調月間	③こども・若者の非行・被害防止全国強調月間	○施策の名称変更 (子ども家庭課)
	P66	インターネットを適正に利用するためのルール作りを行うことができるよう、児童生徒及び家庭に対して働きかけをしている学校の割合 基準値 (R5) : 小学校 54.8%、中学校 44.3%、高等学校 12.8%	「情報モラル教育実践ハンドブック」等を校内研修や授業等で活用している学校の割合 基準値 (R5) : 小学校 54.8%、中学校 44.3%、高等学校 12.8% 目標値 (R9) : 小中学校 70%以上、高等学校 50%以上	○KPI の項目変更 (人権教育・児童生徒課)
2. ライフステージに応じた支援 (1) こどもの誕生前から幼児期まで	P75	専攻医等に対する貸付金の貸与や研修支援により小児科医の確保に努めます。	研修医に対する貸付金の貸与や研修支援により小児科医の確保に努めます。	○【取組の方向性】の変更 (医療政策課)
	P76	妊婦のための支援給付	⑥出産・子育て応援交付金の推進	○施策の名称変更 (子育て支援課)
	P80	①地域の課題に応じたきめ細かな待機児童対策	①「新子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備等	○施策の名称変更 (幼保支援課)
	P83	①障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化	①医療的ケア児の保育支援事業の実施	○施策の名称変更 (幼保支援課)
	P85	①保育人材の育成・確保、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、②保育現場の負担軽減	①保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善、 ②保育現場の負担軽減	○施策の名称変更 (幼保支援課)
(3) 青年期	P117	U I ターン就職転職 マッチング件数	商工分野の人材 マッチング件数（中山間地域以外も含む）	○KPI の名称を変更 (移住促進課)

こども計画変更案(軽微な変更)

項目	ページ	変更後	変更前	変更内容（担当課）
3. 子育て当事者への支援 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	P124	児童手当 <u>制度</u>	児童手当 <u>の拡充</u>	○施策の名称変更 (子ども家庭課)
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	P129	【ファミリー・サポート・センター事業】 センター未設置の市町村に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。	【ファミリー・サポート・センター事業】 センター未設置の市町村 <u>や、家事支援等のメニュー追加を検討する市町村</u> に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。	○【取組の方向性】の変更 (子育て支援課)